



第79回 定時総代会議案書

2026年7月2日

会議の目的事項

報告事項

ページ

1. 2025年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、
連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 … (1)
2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件 …… (87)

決議事項

- 第1号議案 2025年度剰余金処分案承認の件 …… (88)
- 第2号議案 2025年度決算に基づく社員配当金割当の件 …… (89)
- 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件 …… (111)
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 …… (120)

(ご参考)

- コーポレートガバナンス基本方針 …… (127)

以上

1. 2025年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ. 総括

当年度の日本の経済は、米国の関税引き上げの影響で輸出が伸び悩んだものの、個人消費や設備投資等の民間需要を中心に底堅い成長が続きました。ただし、中東情勢の緊迫化から景気の先行き不透明感が高まりました。政策金利（無担保コールレート・オーバーナイト物）は2025年12月に0.50%から0.75%に引き上げられ、長期金利（10年物国債金利）は、インフレ懸念の高まり等から、年度初めの1.5%程度から年度末には2.3%台まで上昇しました。

このような環境の中、当社は、2025年4月の新社長就任により発足した新たな経営体制のもと、「まっすぐ、お客様へ。もっと、地域、社会のために。」を基本方針として掲げました。そして、「生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等の様々な安心を提供する“安心の多面体”としての企業グループ」に成るために、中期経営計画（2024-2026）で、サステナビリティ経営のさらなる高度化を進め、『誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会』の実現に向け、“期待を超える安心を、より多くのお客様へ。”をテーマに掲げ、お客様本位の業務運営のもと「国内保険事業のバリューアップ」「国内における安心の更なる多面化」「海外事業の拡大」「財務戦略のステータスアップ」「強固な経営基盤構築」の5つの戦略軸で取組を進めてまいりました。中期経営計画の期間において達成すべき目標として、(i) 社会に提供する価値を測る数量目標、(ii) 当社グループの成長を測る数量目標、(iii) 健全性確保・契約者配当の拡大を測る数量目標を設定し、当年度の結果は以下のとおりとなりました。

< (i) 社会に提供する価値を測る数量目標 >

	2025年度	2026年度
お客様数（国内グループ）	1534.8万名	1560万名
顧客企業数（国内グループ）	34.9万社	35万社
お客様満足度（日本生命単体） ^(注1)	92.5%	90%以上
預かり資産（グループ） ^(注2)	145.4兆円	121兆円

< (ii) 当社グループの成長を測る数量目標 >

		2025年度	2026年度
保険	保有年換算保険料（国内グループ）	4.99兆円	4.85兆円
	新契約価値（グループ） ^(注3)	3843億円	3500億円
全事業	基礎利益（グループ）	1兆3016億円	8600億円 (2025年度：約1.4兆円)

< (iii) 健全性確保・契約者配当の拡大を測る数量目標 >

		2025年度	2026年度
	内部モデルE S R（グループ） ^(注4)	195%	200~270%の確保
	お客様配当性向（日本生命単体） ^(注5)	66% (2024年度実績)	安定的に60%程度を確保

① 当社単体の業績

保険料等収入は、2025年9月に予定利率を引き上げた一時払終身保険の販売量の増加により、5兆4023億円（前年度比+12.7%）となり、基礎利益は、インカム損益の増加および過年度の追加責任準備金^(注6)の積み増しによる予定利息の改善により利益が増加したことを主因として、1兆655億円（前年度比+15.8%）となりました。

ご契約者配当（個人保険・個人年金保険）については、3年連続で増配とする予定です。そのうち、利益配当は、運用収支等の利回りの改善等を踏まえ、2年連続で増配とする予定です。また、危険差益配当は、安定的

に危険差益を確保していることを踏まえ、ポイント配当方式の死亡保障系のご契約^(注7)を増配とする予定です。これらに加え、当年度より、長期に継続いただいているご契約を対象に、これまでの収支に応じた還元を行う新配当制度「長期継続配当」のお支払いを実施する予定です。その結果、お客様配当性向は66%となる予定です。

②当社グループの業績

生命保険以外の事業強化の成果・進捗も含めて測る指標であり、一般事業会社の連結売上高に相当するものとして、グループの保険料等収入にその他経常収益を合算した「保険・サービス収益」について、当年度は、ニッセイ・ウェルス生命および当社単体の増加や、レゾリュションライフの完全子会社化に伴う保険料等収入の上乗せを主因に、10兆1450億円（前年度比+20.9%）となりました。また、グループ基礎利益^(注8)は、国内保険事業の増加や、コアブリッジを関連法人化したことに伴う海外保険事業の増加を主因に1兆3016億円（前年度比+28.8%）となりました。

経済価値ベースの健全性指標である内部モデルE S Rは195%（前年度比△27pt）となりました。また、収益性指標である新契約価値は、3843億円（前年度比+31.7%）となりました。なお、2026年3月の経済価値ベースのソルベンシー規制の施行を踏まえ、契約者配当や資本効率・健全性等について総合的に経営判断を行うにあたり、内部モデルE S R等の経済価値ベースの指標を活用しているほか、ソルベンシー・マージン比率（規制E S R）の計算・検証に係る業務プロセスの整備やシステム化等の対応を進めてまいりました。

③当社から銀行等への出向者による不適切な手段での情報取得事案について

2025年7月に金融庁より報告徴求命令を受領し、全容の解明に向けた調査を進めてまいりました。その結果、7代理店で600件の情報取得事案が判明し、9月に金融庁への報告を行いました。また、ニッセイ・ウェルス生命についても、2金融機関で943件の情報取得事案が判明しました。

このような事案を発生させたことを重く受け止め、関係役員の処分等を行うとともに、再発防止に全社を挙げて取り組むべく、経営として襟を正し、再発防止を責任をもって徹底していく観点から、経営トップについて、報酬の一部を自主返納いたしました。また、信頼回復に努めるべく、銀行等からの情報収集に関する取扱ルールの策定・徹底に加え、後述のとおり、第1.5線機能^(注9)の強化等のコンプライアンス徹底のための態勢強化や、従業員の声を収集し、生かす取組や、リスク管理を自分自身の業務と紐づけて考える枠組みの浸透等を通じた全役員・職員のコンプライアンス意識の醸成等に取り組んでおります。

ロ. 当社および当社グループの当年度の概況

①国内保険事業のバリューアップ

中期経営計画においては、営業職員チャネルに加え、代理店・金融機関窓販、デジタルチャネルの全マーケットでトップカンパニーとなり、お客様数拡大を通じた収益拡大を目指しております。当年度については、当社単体では、個人保険・個人年金保険における新契約業績について、年換算保険料は、2729億円（前年度比+16.7%）、そのうち主要保障商品^(注10)については、407億円（同△6.0%）、件数は、366万件（同△3.6%）となりました。

保有契約について、年換算保険料は3兆6912億円（前年度比△0.3%）、そのうち主要保障商品については、1兆326億円（同△2.3%）、件数は、3407万件（同△0.7%）となりました。

なお、当社が取り扱った損害保険の収入保険料は、3246億円（前年度比+6.2%）となりました。

a. 営業職員チャネル

生命保険商品の機動的供給の実現に向けては、2025年6月の法人向け商品である「ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険“フェニックスケアプラス”」の発売や4月のアクサ生命の変額保険「ユニット・リンク保険」の販売開始等の商品ラインアップの拡充、そして9月の一時払終身保険の予定利率の引き上げによる保険料の値下げ等に努めてまいりました。加えて、2025年4月には当社所定の個人保険のご契約者等を対象にした新サービス「N I S S A Y ハピネスナビ」^(注11)の提供を開始しました。

営業活動については、営業職員活動の社会化・定型化を通じた提供価値の向上を目指し、従来より展開してまいりました「ご契約内容確認活動」に加えて、「交通安全啓発活動」や「がん啓発活動」「地域の健康サポート活動」等の地域振興取組を進めてまいりました。こうした活動を進める中、お客様の声を収集して自治体や地域住民の方々へフィードバックすることで、自治体のその後の施策につなげていただいたり、また、がん検診の受診率の向上等、地域住民の方々の行動変容にもつなげていただいております。リアルとデジタ

ルの融合も進める中、デジタルでつながるお客様は1000万名を超えており、地域振興取組で収集したアンケートの結果等に応じたリスクコンサルティング活動を推進してまいりました。

さらに、当年度から、これらの取組を一層深化させ、地域の安全・健康・福祉の向上に直接的な効果をもたらすことを目的に、「にっせーのせ！地域振興寄付金」^(注12)を導入し、2025年9月には全国47都道府県の交通安全協会へ総額約1125万円の、12月には全国47都道府県の日本赤十字社へ総額約1566万円の寄付を行いました。加えて、地域戦略の高度化に向け、支社が地域社会の課題解決の主体となり、当年度新設した「地域開拓戦略会議」^(注13)で部門・事業横断での取組を策定・共有しながら、地域のステークホルダーとの関係構築等を推進してまいりました。

営業職員チャンネルにおける新契約年換算保険料は、一時払終身保険の販売量の増加により、増加した一方、件数は、保障性商品の販売量の減少等により減少しました。さらに、当社単体の営業職員の在籍数は、46,286名（前年度末比△18名）となったものの、長く安定的に働くことのできる営業職員組織の構築に向け、処遇の向上や採用後の丁寧な育成・フォローに引き続き取り組んだ結果、当年度の退職数は改善しました。なお、大樹生命を合わせたグループの営業職員の在籍数は53,142名（前年度末比△20名）となりました。

b. 代理店・金融機関窓販チャンネル

不適切な手段での情報取得事案の再発防止に加え、お客様本位の業務運営に関する取組として、2025年8月の監督指針の改正等を踏まえ、当社の出向方針の策定や、乗合代理店に対する便宜供与の防止や比較推奨の徹底等について態勢を検討し、出向先の代理店・金融機関との対話に努めてまいりました。また、金融機関窓販領域では、2024年4月の生命保険協会による「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」の改定等を踏まえ、外貨建一時払保険における2025年4月以降の新契約についての目標値設定機能の廃止や、新しい手数料体系の導入、販売を想定するお客様の明確化等、お客様により長くご加入いただくための販売・管理等の態勢の改善に努めてまいりました。

代理店領域では、「フェニックスケアプラス」の発売を契機として、法人に対するコンサルティング力のさらなる向上や代理店の特性を踏まえた各種研修の充実等に取り組んでまいりました。加えて、2025年1月に販売を開始した「はなさく変額保険」をはじめとした、はなさく生命の商品拡販に向けたサポート強化も推進してまいりました。金融機関窓販領域では、機動的に競争力のある商品を提供すべく、2027年4月に商品供給機能をニッセイ・ウェルス生命へ集約・強化することを目指し、2025年10月に販売を開始したニッセイ・ウェルス生命の「積立金区分型終身保険特約（確定積増型）付指定通貨建特別終身保険」を梃子に、グループ一体で金融機関へのサポートを強化してまいりました。加えて、地域金融機関とのパートナーシップ協定締結や協定に基づく取組推進を通じた関係強化を推進してまいりました。

新契約年換算保険料について、代理店領域では、当社単体は減少した一方、グループは、はなさく生命の変額保険の増加を主因に増加となりました。金融機関窓販領域では、当社単体で減少した一方、グループは、競争力のある利率設定を行ったニッセイ・ウェルス生命の外貨建商品の増加を主因に増加となりました。

c. デジタルチャンネル

デジタルチャンネルにおいても、トップカンパニーを目指し、グループベースの商品ラインアップの拡充に努め、2025年4月より、Web完結でご加入いただける商品の第2弾として、「ちょこつみ」^(注14)の販売を開始しました。また、一時払終身保険を活用した貯蓄性商品のプロモーションの強化や、デジタルと有人でのコンサルティングとを組み合わせたハイブリッドモデルの高度化等に取り組んでまいりました。

当社単体の販売件数^(注15)は、12,925件（前年度比+50.4%）となりました。グループ全体の販売件数^(注15)は、103,612件（前年度比+10.1%）となりました。

d. ホールセール

企業・団体等に対するグループ全体の総合窓口として、「資産運用立国」の流れを受けたお客様のニーズへの対応と、持続的な企業価値向上につながる人的資本経営や健康経営[®]^(注16)の支援に向けた商品・サービスの拡充等に取り組んでまいりました。「資産運用立国」の流れを受けたお客様のニーズへの対応に向けては、「団体年金保険一般勘定」「拠出型企業年金保険」の商品改定を2026年4月から行うことを2025年3月に公表し、企業・団体等へご案内してまいりました。また、人的資本経営や健康経営の支援に向けては、AIを活用したパーソナルレコメンドを特徴とするカフェテリアプラン「人的資本投資プラン」、健診予約や健診結果の一元管理等が可能なサービス「健康経営支援プラン」、生活習慣病や5大がん^(注17)に係る精密検査費用を補償する「精密検査費用保険」「がん精密検査費用保険」等をご案内してまいりました。加えて、企業等の事業

所において、従業員のお客様に対し、各社の福利厚生制度等を踏まえた情報提供・保険提案を推進する観点から、2025年3月に新設した「総合法人マーケット開発室」を通じ、法人営業担当者と営業職員との連携強化をチャンネル横断で推進してまいりました。

業績について、当社単体では、団体保険の保有契約高は95兆5939億円（前年度末比△0.8%）、団体年金保険の資産残高は13兆6719億円（同△0.8%）となりました。グループでは、団体保険の保有契約高は106兆3490億円（前年度末比△0.8%）、団体年金保険の資産残高は20兆7934億円（同+3.5%）となりました。

e. 事務・サービス

CX（お客様に体験いただく価値）の高度化に向けて、お客様目線に立った手続き画面の構成および操作性の最適化による利便性向上・ダイレクト手続きのさらなる拡大や、高齢のお客様等、より配慮が必要なお客様への対応を強化するとともに、事務工程・管理体制の抜本的な見直しを推進しております。

2025年4月には、新契約申込手続きにおいて、お客様ご自身のスマートフォンでマイナンバーカードのICチップを読み取ることで、より安全・確実に本人確認を完了させるとともに、生命保険業界初の取組^(注18)として新契約申込手続き時にマイナンバーカード情報およびマイナンバーをご提出いただく取扱を開始しました。また、2026年3月の営業職員向け新端末「ACTRA（アクトラ）」の導入にあわせて、新契約加入に関する重要なお知らせの受け取り、お申込の最終確認、ご契約成立後のHPへのログインID登録についても、お客様のスマートフォンで完結できるようにしました。これらの取扱により、お申込手続きが全て紙のお渡しや郵送等を行うことなく、安全・確実にペーパーレスで完結できるようにし、また、ご契約後お支払いに至るまで、保険金請求手続きのご案内や年金支払いの自動化等、マイナンバーカード情報を活用した利便性の高いサービスをお客様スマートフォンで受けていただくことを可能としました。

f. グループ会社における取組

お客様の多様化するニーズに迅速にお応えし、より幅広い保障を提供すべく、各社の強みを活かしたグループ一体での商品供給体制の構築等に取り組んでまいりました。

大樹生命では、前中期経営計画で改善した経営品質の確保を前提としつつ、2025年8月の「認知症ガードケアα」の発売や、10月の当社商品である「フェニックスケアプラス」の販売開始、一時払外貨建養老保険「ドリームロード」の予定利率の引き上げによる保険料の値下げ等を通じ、お客様に提供する価値の向上に努めてまいりました。

ニッセイ・ウェルス生命では、金融機関窓販チャネルの中核子会社として、多くのお客様に豊かな人生設計を提供することを目指し、金融機関へのサポート強化や、2025年4月の「指定通貨建特別終身保険」の商品改定、10月の「積立金区分型終身保険特約（確定積増型）付指定通貨建特別終身保険」の発売等に取り組んでまいりました。

はなさく生命では、代理店チャネル・デジタルチャネルそれぞれの成長に向け、代理店へのサポート強化やお客様との接点の多角化・高度化に加え、2025年4月からの「オンライン医療相談サービス アスクドクターズ」の提供開始や、2026年2月の医療終身保険「はなさく医療」のバージョンアップ等、お客様の多様なニーズにお応えする商品・サービスの提供に取り組んでまいりました。

ニッセイプラス少額短期保険では、2024年7月に発売した「熱中症・インフルエンザ保険」のご案内や、2025年12月の、精密検査費用保険の新商品である「がん精密検査費用補償」の発売等を通じ、生保・損保の両領域において、多様なお客様ニーズにお応えすべく取り組んでまいりました。

以上の取組を通じ、当社単体に大樹生命、はなさく生命、ニッセイ・ウェルス生命を加えたグループの個人保険・個人年金保険における新契約業績について、年換算保険料は、ニッセイ・ウェルス生命や当社単体の増加を主因に、5938億円（前年度末比+20.5%）、そのうち主要保障性商品については、当社単体およびはなさく生命の減少を主因に660億円（同△3.8%）となりました。また、件数は、当社単体の減少を主因に421万件（同△2.5%）となりました。

保有契約について、年換算保険料は、ニッセイ・ウェルス生命の増加を主因に4兆9934億円（前年度比+3.5%）、そのうち主要保障性商品については当社単体や大樹生命の減少により1兆2749億円（同△1.6%）となりました。また、件数は3827万件（同+0.1%）となりました。

また、国内保険事業におけるグループ基礎利益は、当社単体および大樹生命の増加を主因として、1兆1506億円（前年度比+16.7%）となりました。

②国内における安心の更なる多面化

a. アセットマネジメント事業

ニッセイアセットマネジメントは、新NISA制度導入等による資産形成ニーズの高まりを捉えた投資信託・サービスの拡充等を目指し、運用力の強化に加え、個人投資家向け資産形成サービス「Nダイレクト」の提供等に取り組んでまいりました。具体的には、2025年10月にニッセイアセットマネジメント初となるETF「ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト（為替ヘッジなし）」を東京証券取引所に上場したほか、11月には新たな投資信託「ニッセイ・S米国グロース株式メガ10インデックスファンド<購入・換金手数料なし>」の運用を開始する等、商品ラインアップの拡充を進めております。

国内アセットマネジメント事業におけるグループ基礎利益は、預かり資産残高の増加や成功報酬の獲得等による手数料収入の増加により、175億円（前年度比+16.0%）となりました。

b. ヘルスケア事業

データ分析と健康施策を統合パッケージとしたサービスの提供を行う事業モデルを確立すべく、「ニッセイ健康増進コンサルティングサービス“^{ウェルネス}Wellness-Star☆”」をはじめとしたサービスのさらなる拡充や各チャネルと連携した販売の拡大を進めてまいりました。また、2026年1月には、金融機関初となる匿名医療保険等関連情報データベース^(注19)のデータを活用した「ニッセイ医療費白書」^(注20)について、全国の支社等を通じて、1,252の自治体へ無償提供いたしました。さらに、2026年2月には、ヘルスデータやヘルスデータ分析体制等を当社グループの新たな事業基盤として確立し、ヘルスケアと保険事業双方を高度化すること等の一環として、メディカル・データ・ビジョン^(注21)を子会社化しました。

c. ライフサポート事業（介護・保育事業等）

地域の自治体・事業者・住民をつなぐハブとなり、地域共生社会の実現に向けた事業モデルの確立に向け、ニチイグループの当社グループ内への定着・着実な成長を最優先としつつ、事業者向け経営支援サービスの提供を通じた地域の介護・保育・医療機関ネットワークの構築・拡大の検討に着手しております。また、2025年9月には、教育分野および医療福祉分野を中心に事業を展開する学研ホールディングスとの資本業務提携を締結しました。本提携を通じて、両社が有する介護・保育分野における事業ノウハウやネットワークを掛け合わせ、介護・保育両業界での経営支援サービスを共同で拡大し、新たな事業モデルの構築を進めてまいりました。

ライフサポート事業における業績として、2024年7月からニチイホールディングスにおける損益の取込を開始しており、当年度は67億円をグループ基礎利益に計上しております。

③海外事業の拡大

a. 海外保険・海外アセットマネジメント

グローバルにより多くのお客様へ安心を届け、安定的に成長し続ける事業基盤の構築を目指し、新規出資の着実な遂行や、既存事業の成長、グループシナジーの実現、海外ガバナンス態勢の高度化に取り組んでまいりました。具体的には、海外保険事業については、2025年10月にレゾリュションライフの完全子会社化を完了するとともに、同社傘下の豪州・NZレゾリュションと当社の子会社である豪州日本生命（旧MLC）の経営統合を実施し、アセンダグループを形成いたしました。また、コアブリッジでは2024年12月に関連法人化を完了した後、当社からの情報徴求に関する体制構築等のガバナンス態勢の整備を進めるとともに、商品開発領域をはじめとした各種協業の検討や知見の共有に努めてまいりました。加えて、インダスインド・ニッポンライフ・インシュアランス（旧リライアンス・ニッポンライフ・インシュアランス）について、2025年3月に合意した新たな合弁体制のもと、経営基盤の確立に取り組んでまいりました。

海外アセットマネジメント事業においては、子会社であるニッポンライフ・インドアセットマネジメントの運用パフォーマンス向上に向けた取組の継続等による投資信託事業の伸長等に加え、関連法人等であるTCWグループのプライベートクレジットビジネスの強化に向けたサポート等に取り組んでまいりました。一方、ポスト・アドバイザー・グループについて、2025年11月に、ニッポン・ライフ・アメリカス・インクが保有する全株式を売却しました。

また、海外事業全体で効率的かつ機動的な意思決定等を実現し、経営管理態勢の強化を進めるべく、2025年3月に「海外事業統括本部」を新設しました。当該本部内に新設した法務・会計等の専門領域のリスクマネジメントチームにおいて、レゾリュションライフの完全子会社化等の出資案件や海外グループ会社で発生した課題への対応サポート等を行っております。

海外保険事業におけるグループ基礎利益は、コアブリッジを関連法人化、およびレゾリューションライフを完全子会社化したことに伴う基礎利益の上乗せにより、1576億円（前年度比+986.9%）となりました。海外アセットマネジメント事業におけるグループ基礎利益は、TCWグループにおける債券ファンドからの資金流出の継続に伴う平均手数料収入の減少等により、225億円（前年度比△3.8%）となりました。

④財務戦略のステージアップ

a. 資産運用

トランプ政権の政策動向、各国金融政策の趨勢、地政学リスクの高まり等を背景に、内外金利・株価・為替は大きく変動し、不確実性の高い金融経済環境が続いております。加えて、国内では、インフレ懸念の高まり等から、30年国債利回り等の超長期ゾーンを中心に金利上昇圧力が強まっています。このような金融経済環境下でも安定的に運用益を確保するため、レジリエントな（頑健性の高い）ポートフォリオの構築に取り組んでまいりました。具体的には、過去に投資した低利回りの債券を売却して直近の高い金利の債券へ入れ替える等、金利水準に応じた超長期債への投資・入替等を推進することで、円金利リスクコントロールの強化を図りました。また、オルタナティブ資産の積み増し等、分散投融資の推進にも取り組んでまいりました。

また、投資先企業の持続的な成長・企業価値向上の後押しに向け、スチュワードシップ活動の高度化にも取り組んでおり、生成AIを活用し、過去のスチュワードシップ活動記録を基に対話の質と企業の行動変容に関する分析を実施いたしました。

さらに、地球環境等の社会課題解決へより一層貢献することを目指し、サステナビリティ向上に向けたアウトカム目標^(注22)等の達成を目指した責任投融資を推進してまいりました。2025年8月には、企業のさまざまな事業や取組を自然の回復の観点で定量的に測定・評価する手法をまとめた「日本生命ネイチャー・ファイナンス・アプローチ」を策定しました。

b. 資本・契約者配当

グローバルトップレベルの健全性を確保しつつ、グループ基礎利益の拡大と契約者配当の拡大を目指しております。具体的には、国内保険業績の向上や運用益の確保に取り組むとともに、内部留保の着実な積み増しを通じて成長投資財源を将来に向けて確保し、それを活用した国内外への成長投資を進めております。これらを通じ、2035年のグループ基礎利益を、前中期経営計画（2021-2023）平均から約2倍に拡大することを目指すとともに、得られた成果のお客様への還元を進めるべく、お客様配当性向を安定的に60%程度に引き上げることを目指しております。

なお、財務基盤の一層の充実を目的に、2025年4月に米ドル建劣後特約付社債で15億米ドルを、9月にユーロ建劣後特約付社債で5億ユーロを調達しました。

⑤強固な経営基盤構築

a. 人的資本

業界トップクラスの人的資本の構築を目指し、処遇の向上やDE&Iの推進、人材育成等、人への投資を積極的に実施することで、質・量両面での人材基盤の強化や従業員エンゲージメントの向上に取り組んでまいりました。また、人財価値向上“アクション”プロジェクト^(注23)を通じ、投資を成果に結びつけるための全従業員の主体的な行動を促進してまいりました。

(多様な人材による体制構築)

女性活躍や、特例子会社のニッセイ・ニュークリエーションを含めた障がい者雇用の推進に加え、LGBTQ+フレンドリーな企業に向けた研修実施・イベント参加や経験者採用の取組強化等に取り組んでまいりました。具体的には、2024年3月に策定した新たな「女性活躍推進に関する行動計画」^(注24)について、女性取締役比率等の各目標を達成すべく、女性のさらなる経営参画と管理職候補層のキャリアサポートを強化してまいりました。このうち女性取締役比率については、2030年までの目標30%以上に対して2026年3月時点で20.0%、女性部長相当職比率については、2027年度始までの目標10%程度に対して3月時点で10.6%、女性管理職比率については、2030年までの目標30%以上に対して3月時点で28.4%となりました。また、仕事と育児・介護・病気治療等との両立支援に向けても取り組んでおり、当年度は、男性育休について13年連続で取得率100%を達成しました。さらに、公平な研修機会の提供を目指し、男女ともに毎年50%以上の研修参加率を目標としており、当年度については男性59.2%、女性58.6%となりました。

(人材育成の強化)

当事業の中核を成す国内生命保険事業の担い手である営業職員育成の高度化に取り組むとともに、海外・DX等の専門領域の人材育成にも取り組んでまいりました。

営業職員については、「長く安定的に活躍できる職員」の育成に向け、営業職員一人ひとりの成長度合いに応じた丁寧な育成に努めるとともに、お客様本位の理念のさらなる浸透・定着に向けて、お客様に真摯に向き合い、お客様から選ばれる人材の育成に取り組んでまいりました。加えて、これらの取組を着実に進めるべく、処遇の安定性・水準の双方を高めました。

また、内勤職員については、専門人材育成を進めるとともに、キャリア自律の推進に向けて、社内eラーニングも活用した多様な研修機会の提供や、職務公募による従業員の主体的な取組の活性化等に取り組んでおります。

(働く環境の整備)

ニッセイ職員版Well-being^(注25)の向上に向け、休暇取得を推進していくとともに、役員と職員との意見交換や上司・部下間の1on1ミーティング等、各層でのコミュニケーション活性化に向けた施策に取り組んでおります。また、全従業員を対象に「意識実態調査」を実施しており、調査結果の経営層での共有や、部門・所属単位でのフィードバックを行い、会社全体および各所属での諸施策の検討につなげております。

b. IT基盤/DX

DXによる提供価値拡大を支える、IT基盤の構造課題解決に向けた取組や開発態勢の強化を進めてまいりました。具体的には、2026年3月の職員用端末および基幹系システム刷新に向けた取組を進めるとともに、肥大化・複雑化したIT基盤構造の改善に向けた長期取組計画にも着手してまいりました。また、業務効率化や生産性向上等を目的として生成AIの導入に取り組んでおり、営業職員活動支援・教育への活用や、レゾリューションライフのAIの保険事務領域や社内照会業務への活用を進めるとともに、役員・職員のAIリテラシー向上に取り組んでまいりました。

c. イノベーション

先端技術の急速な進展や、ライフスタイルとニーズの多様化による保険事業を取り巻く環境変化に対応すべく、イノベーション取組を推進してまいりました。具体的には、国内外スタートアップ市場の成長への寄与と、新規事業創造を加速させることを目的に、イノベーション投資の専用財源900億円を活用し、先端技術等の調査・探索および協業を海外・国内の両輪で幅広く実施してまいりました。また、スタンフォード大学とのヘルスケア領域のAIの共同研究を行う等、疾病予測等の領域に特化したAIモデルの研究・開発を進めてまいりました。さらに、当社職員発案の事業アイデアを選抜・事業化する社内起業プロジェクトを通じて選出された、一時保育マッチングサービス「ちょこいく」の運営に、新規事業開発に強みを持つNissay MIRAIQAを通じて取り組んでまいりました。なお、Nissay MIRAIQAは2025年11月に当社の完全子会社となり、ミッドナイトブラックファストより社名変更いたしました。

d. リスク管理

経営計画の策定およびそのPDCAにERM^(注26)を活用し、健全性の確保を前提としつつ資本効率も意識した経営を行っております。各グループ会社においても、中期的なリスクテイクや資本政策の方針に基づき策定した計画に取り組む等、ERM活用の高度化に取り組んでまいりました。

金利上昇リスクの高まりや地政学リスクの継続を背景とした不透明な資産運用環境、グループ事業の拡大等、事業環境は大きく変化しております。事業環境の変化を踏まえたさまざまなリスクを収支・健全性等への影響度と今後数年間で発生する蓋然性で評価し、経営上特に重要なリスクである保険事業環境の変化、金融経済環境の大幅悪化、パンデミック・災害の発生、重大なオペレーショナルリスク事象の発生、法令・コンダクトリスク事象の発生をトップリスクとして選定しております。これらを踏まえた計画策定等に加え、今日的な視点で経営上の重要なテーマを掲げ、重点的に取組を推進することで、経営のさらなる高度化を図ってまいりました。また、各種リスクが当社ならびにグループ会社への経営に与える影響を適切に評価し、リスク特性に応じたフォワードルッキングなリスク管理を行ってまいりました。

e. コンプライアンス

「コンプライアンス基本方針」のもと、実践計画を策定し、適切な保険募集管理、情報資産保護等を重点課題として推進してまいりました。また、世間の動向等も踏まえながら、全役員・職員に対するコンプライア

ンス意識の一層の浸透に努めてまいりました。さらに、各グループ会社に対し、自律的な態勢の整備を求めるとともに、当該整備状況について管理・指導等を実施してまいりました。

また、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守していくため、そして、お客様・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくための指針として当社で定めている行動規範について、2025年7月に役員・職員一人ひとりの誠実な行動を後押ししていくべく、とるべき行動を中心とした内容へ改正いたしました。

さらに、「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」^(注27)を踏まえ、態勢の高度化に継続的に取り組んでおり、取組状況を当社HPにて公表しております。

f. コーポレートガバナンス

お客様に対する長期にわたる保障責任を全うするため、不断の取組として、経営の適正性の確保と透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制の継続的な発展に努めてまいりました。取締役会では、取締役会がその任務を果たすうえで今後も継承すべき文化および共有すべき価値観を明文化し、この文化・価値観のもとで、充実した議論を行うとともに、2025年度からは取締役社長と取締役会議長を分離し、監督機能を一層強化しております。また、指名・報酬諮問委員会では、指名・報酬の決定に係るプロセス等を丁寧に審議するとともに、社外取締役会議では、戦略の立案・議論に社外取締役の知見をより一層いかすべく、経営上の重要事項を重点的に審議するほか、社外取締役のみでのフリーディスカッションの場も設けております。さらに、取締役会等の実効性評価には第三者機関を活用し、客観的な評価・助言を踏まえた改善策を検討・実行することで、さらなる実効性の向上に取り組んでおります。

⑥お客様本位の業務運営の推進

以上の5つの戦略軸を進めるうえで根幹となるお客様本位の業務運営については、お客様の信頼の上のみ事業が成立するという認識のもと、「お客様の声を起点とした継続的なサービス向上」と「各事業戦略におけるお客様本位の業務運営のPDCA」を基本に、苦情・コンダクトリスクへの対応強化とCX向上に取り組んでおります。

「お客様本位の業務運営に係る方針」のもと、さまざまなニーズにお応えするための商品・サービスラインアップの充実や、お客様のご意向等に即した適切な情報提供等に取り組んでまいりました。とりわけ、商品・サービスについては、「お客様本位の業務運営委員会」^(注28)において、プロダクトガバナンスに関する審議等を実施し、新商品の発売や商品改定に活かしてまいりました。また、各種研修等を通じ、当社および当社子会社の役員・職員に対し、お客様の立場に立って徹底的に考え抜くという理念の一層の浸透に努めてまいりました。

こうした取組の結果、当年度の「お客様満足度」は92.5%（前年度比△1.2ポイント）と引き続き高い水準を確保しております。

⑦サステナビリティ経営の高度化

サステナビリティ経営のさらなる高度化を進め、『誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会』の実現に向け、「人」「地域社会」「地球環境」の3つの重点領域で、社会課題解決を通じた企業価値向上に取り組んでおります。この当社グループとして実現したい社会への貢献度を測る物差しである「アウトカム目標」^(注29)を起点として、各種経営目標を定めており、先述の中期経営計画で掲げる5つの戦略軸で取組を進めることで、サステナビリティ経営のさらなる高度化につながるものと考えております。「人」の領域においては、“人生100年にわたる安心・安全の提供”“希望に満ちた未来世代を育む”“多様性と人権の尊重”の観点から、生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等のサービスを提供しております。「地域社会」の領域においては、“活力あふれる地域社会の創出”に貢献する観点から、47都道府県と包括連携協定等で連携し、地域の健康増進や経済活性化等に向けた取組を進めております。「地球環境」の領域においては、“豊かな地球を未来につなぐ”観点から、事業活動^(注30)・資産運用の両面より、気候変動問題への対応や自然資本・生物多様性の保全、循環型社会の実現に取り組んでおり、これらの取組等をまとめた「気候変動・自然関連」^(注31)レポートの発行を通じて、情報開示も進めております。また、これらを支える経営基盤である、人的資本、リスク管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンスもサステナビリティ重要課題として設定し、その向上に努めております。サステナビリティ経営の推進に向けては、全社運動として当社グループの全役員・職員が参画する「ニッセイサステナプロジェクト“にっせーのせ！”」のもと、社内外への理解浸透・認知度向上・好意形成等に向けた各種取組を実施しています。

また、未来社会の新たな価値の創造に取り組むべく、2025年大阪・関西万博「大阪ヘルスケアパビリオン」の「ミライの都市」ゾーンにおいて、「人生ゲーム REBORN in 2050 みんなのチカラで、未来をすすめ。」を出展し、会期累計で約11万人の方に体験いただきました。

八. 今後の経営方針

①中期経営計画における戦略軸

2026年度は、2024年度にスタートした中期経営計画の最終年度として、「現中期経営計画の完遂と、中長期的な成長ベクトルを更に引き上げていくための対応に、最優先で取り組む1年」と位置づけ、各取組を推進してまいります。中期経営計画の数量目標が「お客様数」を除いて順調に推移している一方、環境の変化が加速する中、とりわけダウンサイドリスクが大きい「a. 国内保険事業のバリューアップ」を最重要事項に位置づけ、全部門・グループの総力を結集し、地域課題解決による営業活動基盤の造成と、営業活動の社会化・定型化による職員定着に努めてまいります。そして、グループを支える収益軸の多角化・分散化に向けて、「b. 国内における安心の更なる多面化」「c. 海外事業の拡大」双方での各グループ事業の発展・強靱化や、金利上昇リスクへの対応を含めた「d. 財務戦略のステージアップ」にも取り組むとともに、DXの推進等を通じた「e. 強固な経営基盤構築」やトップリスクへの対応等の足場固めにも着実に努めてまいります。

a. 国内保険事業のバリューアップ

営業職員チャンネルでは、引き続き、地域振興取組を通じて接点を持つことができたお客様へのリスクコンサルティング活動の推進に努めることで、お客様との信頼関係を醸成し、当社主力商品の安定的な販売や営業職員の労働生産性の向上に取り組んでまいります。加えて、2026年4月には、ニッセイみらいのカタチ「治療サポート保険“ぴたほ”」を発売する等、グループ一体での商品・サービスラインアップの拡充や機動的供給に努めてまいります。また、代理店・金融機関窓販領域では、不適切な手段による情報取得事案の再発防止に加え、多様な商品性や長期契約という生命保険の特性を踏まえ、お客様の最適な商品選択に向け、代理店がお客様に商品機能を正しく伝えるための代理店サポート、およびお客様サービスの均質化に向けた保険元受会社からお客様へのフォロー等に取り組んでまいります。デジタルチャンネルでは、プロモーション強化やハイブリッドモデルのさらなる高度化、グループとの協業に取り組んでまいります。ホールセール領域では、「資産運用立国」「企業年金の加入者のための運用等の見える化」の動きを踏まえ、企業年金の安定運用や、従業員の資産形成支援に貢献する商品・運用コンサルティング・セミナー等を提供していくとともに、ヘルスケア、福利厚生、人事・労務、DE&I等の人的資本経営支援サービスを活用し、企業・団体へ多様な価値提供を行ってまいります。さらに、営業職員チャンネルと一体で、企業の福利厚生制度を踏まえた情報提供・保険提案に努めてまいります。

b. 国内における安心の更なる多面化 c. 海外事業の拡大 d. 財務戦略のステージアップ

国内における安心の更なる多面化に向けて、各領域の機能を有機的に連動させることで、社会的提供価値の拡大と保険シナジーの創出・拡大を実現する観点から、2026年3月に「安心の多面体企画部」を新設しました。アセットマネジメント事業では、ニッセイアセットマネジメントが、デジタルマーケティングの強化等による「Nダイレクト」の普及等に加え、前年度に取組を開始したETFの拡充をはじめ、資金動向を捉えた商品開発等を通じ、多様化する資産形成ニーズにお応えしてまいります。ヘルスケア事業では、「ニッセイ医療費白書」を起点とした当社ならではの自治体支援モデルの確立を目指し、健康施策やソリューションの開発を通じて、自治体とのさらなる関係強化や地域ごとの成功モデルの創出に努めてまいります。また、メディカル・データ・ビジョンについては、着実なPMI^(注32)対応に努めてまいります。ライフサポート事業では、ニチイグループが最先端の事業モデルを具備した業界をリードする存在となることを目指し、DX等の先行投資を進めるとともに、介護・医療・保育の各領域で人材確保やサービス拡充等の取組を進めてまいります。

海外事業の拡大に向けて、海外での保険・アセットマネジメント事業を通じてお客様へ安心を届け、安定的に成長し続ける事業基盤を構築することを長期的に目指す姿とし、新規出資の着実な遂行や、既存事業の成長、グループシナジーの実現、海外ガバナンス態勢の高度化に引き続き取り組んでまいります。海外保険事業については、レゾリューションライフとの協業やアセンダグループの統合を通じた、シナジー効果の創出に努めてまいります。また、2026年3月にエクイタブルとの経営統合に関する合意を発表したコアブリッジについては、中長期的な当社グループ収益の拡大と協業によるシナジー実現に向けた取組を進めてまいります。加えて、アジアのグループ会社における各種取組についても支援を行ってまいります。海外アセット

マネジメント事業については、ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントおよびTCWグループの事業成長に向けたサポートに取り組んでまいります。

また、事業領域や規模が拡大する中、グループガバナンスの高度化に向け、グループ子会社へ求める役割や目標を明確化するとともに、グループファイナンス^(注33)を通じた経営規律の強化に努めてまいります。

財務戦略のステージアップに向けては、トランプ政権の政策動向や国内金利の大幅な上昇、国際情勢の不透明化により、各国の財政・金融政策を巡る趨勢、地政学リスク等、市場環境の不確実性が一層高まる中においても、安定的な運用益の確保を図るとともに地球環境等の社会課題解決へのさらなる貢献を目指し、円金利リスクコントロールのさらなる高度化等を通じたレジリエントなポートフォリオの構築と、責任投融資の推進に引き続き取り組んでまいります。加えて、潜在的なリスク事象を洗い出し、想定される複数のシナリオごとに収支・健全性への影響を分析のうえ、必要な対応策を事前に策定するフォワードルッキングなリスク管理の強化も推進します。資本・契約者配当については、健全性とのバランスに留意しつつ、成長投資・契約者配当の拡大を目指してまいります。

e. 強固な経営基盤構築

人的資本については、質・量両面での人材基盤の強化や従業員エンゲージメントの向上に取り組んでまいります。また、IT基盤については、DXによる提供価値拡大を支えるIT基盤の構造課題解決に向けた取組や、開発生産性向上も含めたITガバナンス態勢の強化を進めるとともに、AI・デジタルの活用を加速させるよう取り組んでまいります。さらに、イノベーションについては、先端技術の急速な進展や、ライフスタイルとニーズの多様化による保険事業を取り巻く環境変化に対応すべく、取組を推進してまいります。

上記a～eに加え、トップリスクへの対応について、サイバーセキュリティ態勢の強化等、高度化を進めてまいります。また、不適切な手段による情報取得事案も踏まえ、リスク管理と執行の連動を目指し、各領域でのリスクの洗い出し・評価を行った上で、重要なリスクに対しては、従業員の声を収集し、生かす取組等を通じた予兆管理・危機管理を進めるとともに、それらを自分自身の業務と紐づけて考えられるよう、職員一人ひとりへの意識の浸透に努めてまいります。加えて、第1.5線組織の支援・牽制機能を強化する観点から、組織改正^(注34)を実施し、取組を進めてまいります。

引き続き、『誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会』の実現に向け、「サステナビリティ経営の高度化をその根幹として、生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等の様々な安心を提供する“安心の多面体”としての企業グループ」となることを目指し、基本方針「まっすぐ、お客様へ。もっと、地域、社会のために。」のもと、取組を進めてまいります。

(注1) 商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合であり、2024年度以降、各年度で達成を目指す目標です。

(注2) 2025年度に、2026年度の目標を国内グループ合計の112兆円から、海外も含めたグループ合計での121兆円へ変更しております。

(注3) 新契約獲得に伴い生じる将来損益の現在価値として算出される、経済価値ベースの収益性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。

(注4) リスク量に対する資本（リスクバッファ）の十分性を経済価値ベースで測る健全性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。2024年度以降、各年度で達成を目指す目標です。2026年5月時点の速報値を記載しております。

(注5) 2024年度以降、各年度で達成を目指す目標です。

(注6) 逆ざや契約に対する今後の積立必要額を前倒しで積み立てることにより、将来の逆ざやリスクを軽減するものです。

(注7) 2001年4月以降、2012年4月までに締結したご契約です。（一部のご契約を除く）

(注8) 日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の基礎利益、海外保険子会社・関連会社および国内外のアセットマネジメント事業子会社・関連会社、ニチホールディングスの税引前純利益に、持分比率を乗じ、金利変動要因の除外、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

(注9) いわゆる「第3線（スリーライン）モデル」（金融機関の内部統制とリスク管理を①事業部門（第1線）、②コンプライアンス・リスク管理部門（第2線）、③内部監査部門（第3線）の3つの役割に分担し、それぞれに責任と機能を分担させる考え方）における、①事業部門（第1線）内のコンプライアンス・リスク管理機能です。

(注10) 終身保険や長期定期保険を除く、死亡・生前給付を保障する商品および医療系商品として定義しております。

(注11) 「ハッピーギフト」「ライフコンテンツ」「リスクケアサービス」の3つのサービスから成る、お客様のリスクを減らして安心を上げ、「好き！」を増やして日々を豊かにすることで、目的地である「安心で豊かな未来」へナビゲートするサービスです。

(注12) アンケートへの回答1件につき10円を都道府県の交通安全協会や日本赤十字社の都道府県支部へ寄付するものです。

(注13) 都道府県単位の地域課題に対し、ヘルスケア領域、金融法人領域等、チャンネル・部門の垣根を超えた協業取組を検討しております。

- (注14) 若年層を中心に、資産形成・金融リテラシー向上への第一歩を後押しすべく、「手軽・手頃で安全性の高い資産形成商品」をコンセプトとした積立保険です。満期日を迎えた場合の満額保険金の返戻率魅力を高めつつ、保険料の払込みは3年で終了、毎月の保険料を3,000円から選択可能とする等、ご加入いただきやすさを追求しております。
- (注15) インターネット（Web）での申込および電話やインターネットでお問い合わせいただいたお客様に対面での相談サービスのご案内を行うハイブリッドモデルでの申込による販売件数です。グループの販売件数はインターネットおよびハイブリッドモデルでの申込に加え、郵送での通信販売への申込による販売件数を含めております。
- (注16) 健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。
- (注17) 胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんを指します。
- (注18) 2025年3月に実施したプレスリリース時点の当社調べによるものです。
- (注19) 2008年4月から施行されている「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成、実施および評価のための調査や分析等に用いるデータベースとして、レセプト情報や特定検診・特定保健指導情報等を格納・構築しているデータベースです。
- (注20) 自治体（全都道府県・人口1万人以上の市町村・東京特別区の計1,252自治体）ごとに、疾病ごとの有病率、患者1人当たり医療費、住民1人当たり医療費等を集計し、医療費の傾向を分析したレポートです。全住民の情報を基に分析しており、その地域の有病率・医療費の現状把握にお役立ていただけます。
- (注21) 病院を中心とした強固な医療機関ネットワークやD P C（Diagnosis Procedure Combination：診断群分類）データを中心とする5000万件超のヘルスデータを保有し、ヘルスデータの分析・利活用サービスを展開する会社です。なお、当社は、2026年5月14日付で、メディカル・データ・ビジョンの株式を所定の手続きを経て取得し、完全子会社化しました。
- (注22) 資産運用領域では、資産運用ポートフォリオにおける投資先の「温室効果ガス排出量」と「温室効果ガス削減寄与量」をアウトカム目標として設定しております。
- (注23) 「エンゲージメント向上」「キャリア自律」「女性活躍推進」を重点取組としながら、「職員一人ひとりの主体的な挑戦・成長」を後押しする枠組みです。
- (注24) 「女性活躍推進に関する行動計画」では、目標を女性取締役比率30%以上（2030年まで）、女性部長相当職比率10%程度（2027年度始まで）、女性管理職比率30%以上（2030年まで）、男性育児休業取得率100%、男女ともに研修参加率50%以上（毎年）と設定しました。
- (注25) 一人ひとりのエンゲージメントを高め、ポテンシャルを最大限発揮するために実現すべき、「3つの“幸”循環」（「仕事」「暮らし」「心身」のそれぞれで幸せを感じながら、好循環を生み出せる状態）として設定した当社独自の指標です。
- (注26) E R M（Enterprise Risk Management）とは、経営目標を達成するために、会社を取り巻くリスクを網羅的・体系的に捉え、それらを統合的かつ戦略的に管理・コントロールする手法です。
- (注27) 2023年2月に生命保険協会が公表したものです。
- (注28) お客様本位の業務運営の推進に向けて、経営会議の諮問機関として企画関係・各事業部門の担当役員が中心メンバーとなり、各チャネル・領域ごとの取組方針の策定および取組状況のモニタリングを実施します。
- (注29) お客様数（国内グループ）、顧客企業数（国内グループ）、お客様満足度（日本生命単体）、預かり資産（グループ）、ニッセイ版健康寿命（日本生命単体）、CO₂排出量（グループ・日本生命単体（自社契約電力分）/事業活動）、温室効果ガス排出量（日本生命単体/資産運用）、温室効果ガス削減寄与量（日本生命単体/資産運用）をアウトカム目標として設定しております。とりわけ、気候変動問題では、2030年、2050年のアウトカム目標に加えて、新たに2035年、2040年の中間目標を設定し、CO₂・GHG排出量の着実な削減を行ってまいります。
- (注30) CO₂排出量の少ないEV車・PHV車・FCV車の導入推進や、営業拠点・保有ビルの省エネルギー化等に取り組んでおります。
- (注31) 当社の気候変動・生物多様性に関する、事業活動・資産運用領域それぞれの取組について、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）・TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フレームワークに沿って開示したレポートです。
- (注32) PMI（Post Merger Integration）とは、経営統合のプロセスのことです。
- (注33) グループ企業全体の資金を一元的に管理し、効率的に活用するための仕組みであり、今後もグループ事業の拡大を見込む中、一般事業資金の確保を目的に、2026年4月に米ドル建無担保普通社債で18.5億米ドルを調達しました。
- (注34) 「金融法人業務部」内の「金融法人管理G」を「金融法人管理部」に、「代理店業務部」内の「代理店管理G」を「代理店管理部」に改組しました。また、「コンプライアンス統括部」内の「業務改善推進室」を「業務統括部」内に移管の上、「お客様本位推進室」に名称変更しました。

【当社の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績＞

(個人保険)

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	新契約年換算保険料	2339億円	△9.6%	2729億円	16.7%
	うち主要保障性商品	433	△5.8	407	△6.0
	販売件数	380万件	9.5	366万件	△3.6

- (注) 1. 「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
 2. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
 3. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）
 4. 「うち主要保障性商品」とは、終身保険や長期定期保険等を除く、死亡・生前給付を保障する商品および医療系商品として定義しております。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	保有契約年換算保険料	3兆7028億円	△1.0%	3兆6912億円	△0.3%
	うち主要保障性商品	1 571	△2.5	1 326	△2.3
	保有契約件数	3433万件	△1.4	3407万件	△0.7

(企業保険)

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額）		96兆3430億円	△0.5%	95兆5939億円	△0.8%
	総合福祉団体定期保険	37 359	△0.2	36 4922	△1.5
	希望者グループ保険	23 1883	△1.9	22 8093	△1.6
	団体信用生命保険	36 829	△0.0	36 2573	0.5
団体年金保険保有契約高（責任準備金額）		13 7865	△1.5	13 6719	△0.8
	特別勘定	1 174	△6.0	9819	△3.5

- (注) 1. 団体保険の当年度の新契約高（保険金額の増加と中途加入・脱退による純増を含む。）は、2兆8332億円（前年度比1.5%減少）、減少契約高は、3兆5822億円（同5.1%増加）となりました。
 2. 「責任準備金額」とは、将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金額です。

<収支の状況>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	7兆1228億円	△6.6%	8兆8240億円	23.9%
保険料等収入	4 7946	△9.5	5 4023	12.7
資産運用収益	2 2163	△0.0	3 2852	48.2
利息および配当金等収入	1 8269	13.6	1 9369	6.0
有価証券売却益	3883	23.1	1 871	180.0
特別勘定資産運用益	—	—	927	—
経常費用	6 6302	△4.9	8 6685	30.7
保険金等支払金	4 4541	2.3	5 2975	18.9
責任準備金等繰入額	4448	△59.9	3247	△27.0
資産運用費用	9140	31.1	2 1988	140.6
有価証券売却損	5020	82.0	1 7292	244.5
有価証券評価損	25	△61.7	748	—
特別勘定資産運用損	136	—	—	—
事業費	5842	3.5	6025	3.1
経常利益	4926	△24.7	1555	△68.4
特別利益	124	124.1	4804	—
価格変動準備金戻入額	—	—	4727	—
特別損失	655	5.4	177	△73.0
価格変動準備金繰入額	473	14.8	—	—
法人税および住民税	1112	124.0	△335	—
法人税等調整額	△1357	—	850	—
法人税等合計	△244	—	515	—
当期純剰余	4640	△9.4	5668	22.2

- (注) 1. 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損に記載しております。
2. 有価証券評価損の増加率（前年度比）、特別利益の増加率（前年度比）については、1000%を超えるため、記載を省略しております。

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
基礎利益	9204億円	29.9%	1兆 655億円	15.8%
キャピタル損益	△1305	—	△7196	—
臨時損益	△2972	—	△1903	—
経常利益	4926	△24.7	1555	△68.4

- (注) 1. 基礎利益+キャピタル損益+臨時損益=経常利益
2. キャピタル損益には、有価証券売却損益、有価証券評価損等が含まれます。
3. 臨時損益には、危険準備金繰入額、追加責任準備金繰入額等が含まれます。

<財務の状況>

(資産)

	前年度末	構成比	増加額 (前々年度末比)	当年度末	構成比	増加額 (前年度末比)
資産の部合計	81兆6154億円	100.0%	△1兆9337億円	85兆8318億円	100.0%	4兆2164億円
現金および預貯金、コールローン	1 2728	1.6	1117	1 3669	1.6	941
公社債	30 8422	37.8	△1005	28 9727	33.8	△1 8695
国内株式	13 2358	16.2	△1 3815	15 8411	18.5	2 6052
外国証券	22 1647	27.2	1445	25 2393	29.4	3 746
貸付金	7 8660	9.6	△1822	7 7825	9.1	△835
不動産	1 7388	2.1	△41	1 7378	2.0	△9

一般勘定資産合計	80兆4705億円	98.6%	△1兆8527億円	84兆7082億円	98.7%	4兆2377億円
特別勘定資産合計	1 1448	1.4	△810	1 1235	1.3	△213

- (注) 「特別勘定資産合計」は、個人変額保険特別勘定、個人変額年金保険特別勘定、団体年金保険特別勘定、確定拠出年金特別勘定の各資産の合計です。

(負債・純資産)

	前年度末			当年度末		
	金額	構成比	増加額 (前々年度末比)	金額	構成比	増加額 (前年度末比)
負債の部合計	73兆2282億円	89.7%	△732億円	75兆3392億円	87.8%	2兆1110億円
責任準備金	61 1829	75.0	4183	61 4867	71.6	3037
純資産の部合計	8 3871	10.3	△1兆8604	10 4925	12.2	2 1053
基金の総額	1 4500	1.8	—	1 4500	1.7	—
基金	500	0.1	△500	500	0.1	—
基金償却積立金	1 4000	1.7	500	1 4000	1.6	—
その他有価証券評価差額金	7 3778	9.0	△1 7810	9 7791	11.4	2 4013
土地再評価差額金	△565	△0.1	△55	△557	△0.1	8
負債および純資産の部合計	81 6154	100.0	△1 9337	85 8318	100.0	4 2164

(健全性等の指標)

	前年度末		当年度末	
	金額	増加額 (前々年度末比)	金額	増加額 (前年度末比)
基金・諸準備金等	5兆1246億円	△9115億円	4兆8849億円	△2396億円
純資産の部	2 1410	1243	2 3337	1926
負債の部	2 9835	△1兆 359	2 5512	△4323
危険準備金	1 384	△1 988	1 524	139
価格変動準備金	1 6730	473	1 2003	△4727

劣後特約付債務	2 5145	1128	2 5634	488
---------	--------	------	--------	-----

自己資本	7 6391	△7987	7 4483	△1908
------	--------	-------	--------	-------

(注) 「純資産の部」は、貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等を控除したうえ、前年度末については、剰余金処分後の額を記載し、当年度末については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

	前年度		当年度	
	金額	増加額 (前々年度比)	金額	増加額 (前年度比)
配当準備金繰入額等	3016億円	371億円	3632億円	615億円
修正当期純剰余	4727	△475	5475	747

お客様配当性向	64%	—	66%	—
---------	-----	---	-----	---

(注) 1. 「配当準備金繰入額等」は、前年度については、剰余金処分後の額を記載し、当年度については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

2. 「修正当期純剰余」は当期純剰余に危険準備金等の法定繰入額超過分等を加算して算出しております。

3. 「お客様配当性向」は「修正当期純剰余」に対する「配当準備金繰入額等」の割合です。

<お客様満足度の推移>

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
お客様満足度	91.4%	91.9%	95.0%	93.7%	92.5%

(注) 商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。

【当社グループ事業・連結業績の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績（国内保険）＞

（個人保険）

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	新契約年換算保険料	4927億円	△5.7%	5938億円	20.5%
	うち主要保障商品	686	△4.2	660	△3.8
	販売件数	432万件	9.3	421万件	△2.5

- (注) 1. 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。
 2. 「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
 3. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
 4. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）
 5. 「うち主要保障商品」とは、終身保険や長期定期保険等を除く、死亡・生前給付を保障する商品および医療系商品として定義しております。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	保有契約年換算保険料	4兆8222億円	1.4%	4兆9934億円	3.5%
	うち主要保障商品	1 2954	△1.7	1 2749	△1.6
	保有契約件数	3823万件	△0.5	3827万件	0.1

- (注) 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。

（企業保険）

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額） 国内計		107兆2172億円	△0.6%	106兆3490億円	△0.8%
団体年金保険保有契約高 国内計		20 857	0.8	20 7934	3.5

- (注) 1. 団体保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値です。
 2. 団体年金保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の責任準備金（将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金）、ニッセイアセットマネジメントの投資顧問残高、確定拠出年金の投資信託（日本生命販社分）の合計値です。

<収支の状況（連結）>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	11兆 43億円	△8.4%	14兆7748億円	34.3%
保険料等収入	7 8613	△8.6	9 4373	20.0
資産運用収益	2 6140	△16.2	4 6298	77.1
利息および配当金等収入	2 1589	15.1	2 4299	12.6
有価証券売却益	4230	6.5	1 2273	190.1
特別勘定資産運用益	—	—	1239	—
経常費用	10 4988	△8.1	14 6696	39.7
保険金等支払金	6 8191	3.0	8 2123	20.4
責任準備金等繰入額	1 659	△60.5	2 1810	104.6
資産運用費用	1 1903	26.1	2 6402	121.8
有価証券売却損	5396	84.4	1 8423	241.4
有価証券評価損	25	△65.7	748	—
特別勘定資産運用損	156	—	—	—
事業費	1 448	32.3	1 2311	17.8
経常利益	5055	△13.0	1051	△79.2
特別利益	129	132.9	6192	—
価格変動準備金戻入額	—	—	4685	—
特別損失	743	6.2	278	△62.6
価格変動準備金繰入額	550	14.4	—	—
契約者配当準備金繰入額	119	0.8	117	△1.6
法人税および住民税等	1364	159.2	△8	—
法人税等調整額	△1443	—	758	—
法人税等合計	△79	—	749	—
当期純剰余	4402	7.7	6099	38.6
非支配株主に帰属する当期純剰余	39	—	35	△10.4
親会社に帰属する当期純剰余	4362	5.8	6064	39.0

- (注) 1. 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。
2. 当年度の有価証券評価損および特別利益の増加率（前年度比）については、1000%を超えるため、記載を省略しております。
3. 前年度の一部数値については、当年度より一部の在外持分法適用会社におけるIFRS第9号およびIFRS第17号適用による会計方針の変更により、遡及適用を行っております。

(保険・サービス収益)

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
保険・サービス収益	8兆3903億円	△5.6%	10兆1450億円	20.9%
保険料等収入	7 8613	△8.6	9 4373	20.0
その他経常収益	5290	82.1	7076	33.8

- (注) 1. 保険・サービス収益とは、一般事業会社の売上高に相当するものとして、グループの保険料等収入にその他経常収益を合算した当社独自の指標です。
2. 前年度の一部数値については、当年度より一部の在外持分法適用会社におけるIFRS第9号およびIFRS第17号適用による会計方針の変更により、遡及適用を行っております。

(グループ基礎利益)

	前年度		当年度	
		増加率 (前々年度比)		増加率 (前年度比)
グループ基礎利益	1兆 109億円	32.3%	1兆3016億円	28.8%
日本生命	9204	29.9	1 655	15.8
大樹生命	178	22.6	352	97.0
ニッセイ・ウェルス生命	574	53.4	599	4.3
はなさく生命	△95	—	△100	—
アセンダグループ	△90	—	△19	—
レゾリューションライフ	112	121.1	324	189.8
ニチイホールディングス	80	—	67	△15.8

- (注) 1. 大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命、アセンダグループ、レゾリューションライフ、ニチイホールディングスについては、持分比率を乗じた額を記載しております。
2. アセンダグループの前年度数値については、豪州日生の数値のみを記載しております。
3. レゾリューションライフの前年度数値については、持分比率約23%を乗じた額を記載しております。
当年度については、2025年1月から10月は持分比率約23%、11月から12月は持分比率100%を乗じた額の合計を記載しております。

<経済価値ベースの健全性・収益性の状況>

(健全性の指標)

	前年度末		当年度末	
		前々年度末比		前年度末比
内部モデル E S R	222%	△2pt	195%	△27pt

- (注) リスク量に対する資本（リスクバッファー）の十分性を経済価値ベースで測る健全性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。2026年5月時点の速報値を記載しております。
なお、ソルベンシー・マージン比率（規制 E S R）の2026年5月時点の速報値は、連結：195%、単体：204%。

(収益性の指標)

	前年度		当年度	
		増加率 (前々年同期比)		増加率 (前年同期比)
新契約価値	2918億円	△10.5%	3843億円	31.7%

- (注) 新契約価値とは、新契約獲得に伴い生じる将来損益の現在価値として算出される、経済価値ベースの収益性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
年度末契約高	個人保険	1,239,244 ^{億円}	1,198,859 ^{億円}	1,138,901 ^{億円}	1,090,218 ^{億円}
	個人年金保険	252,402	243,625	234,886	228,165
	団体保険	975,018	968,744	963,430	955,939
	団体年金保険	140,926	139,948	137,865	136,719
	その他の保険	5,158	5,036	4,664	4,453
保険料等収入		4,647,991 ^{百万円}	5,297,399 ^{百万円}	4,794,612 ^{百万円}	5,402,341 ^{百万円}
資産運用収益		2,587,776	2,216,890	2,216,324	3,285,271
保険金等支払金		4,099,273	4,355,896	4,454,171	5,297,531
経常利益		247,884	654,562	492,658	155,585
当期純剰余		187,453	512,077	464,027	566,856
社員配当準備金繰入額		181,910	264,517	291,689	373,278
総資産		75,604,068	83,549,165	81,615,406	85,831,839

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
 2. 団体年金保険の年度末契約高は、責任準備金額です。
 3. 2025年度 (当期) の社員配当準備金繰入額については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
経常収益	9,626,264 ^{百万円}	12,008,823 ^{百万円}	11,004,360 ^{百万円}	14,774,855 ^{百万円}
経常利益	171,079	581,396	505,546	105,197
親会社に帰属する当期純剰余	142,144	412,485	436,258	606,450
包括利益	△779,702	3,773,247	△1,536,643	2,867,094
純資産額	6,930,628	10,546,518	8,690,355	11,208,987
総資産	87,617,712	97,596,154	96,342,632	118,862,738

- (注) 過年度数値について以下を実施しており、各数値をそれぞれ遡及適用、修正再表示、表示の組替えを行っております。
 1. 2023年度より適用された豪州会計基準に伴う豪州日生の会計方針の変更 (2022年度の数値を遡及適用・修正再表示)
 2. 2023年度に当社と大樹生命の一部の会計処理の統一に伴う表示方法の変更 (2022年度の経常収益を組替え)
 3. 2025年度より適用された一部の在外持分法適用会社におけるIFRS第9号およびIFRS第17号に伴う会計方針の変更 (2024年度の数値を遡及適用)

(3) 支社等および代理店の状況

区分		前期末	当期末	増減 (△)
支社等	支社	99 ^店	97 ^店	△2 ^店
	ブランチ	9	9	0
営業部		1,440	1,434	△6
海外駐在員事務所		3	3	0
計		1,551	1,543	△8
代理店		19,125	19,110	△15
計		19,125	19,110	△15

- (注) 1. 「ブランチ」とは、主に都市部法人職域営業に特化した、支社に準じる組織です。
 2. 「代理店」には、銀行等の金融機関代理店等も含まれております。

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内勤職員	20,218 ^名	20,330 ^名	112 ^名	45.3 ^歳	14.8 ^年	367.0 ^{千円}
営業職員	47,842	47,755	△87	46.3		

(注) 「営業職員」には、(1) 事業の経過および成果等 □. 当社および当社グループの当年度の概況 ①国内保険事業のバリューアップにおける「a. 営業職員チャンネル」に、採用前に生命保険募集人の登録を受けた者や代理店のサポートを専管で行う者等を加算した数値を記載しております。

(ご参考) 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	41.0%
正規雇用労働者	43.3%
非正規雇用労働者	32.6%

- (注) 1. 対象期間は、2025年度 (2025年4月1日～2026年3月31日) としています。
 2. 対象労働者に、当社から社外への出向者、社外から当社への出向者は含みません。
 3. 正規雇用労働者は、無期雇用のフルタイム労働者を含みます。
 4. 非正規雇用労働者は、短期間労働者および有期雇用労働者 (定年後に再雇用された有期の者を含む) を含みます。
 5. 賃金は、基準賃金・基準外賃金 (時間外勤務手当等)・賞与等の合計で、通勤交通費は含みません。

(補足情報) 役位別の状況

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
部長層	85.9%
課長層	87.3%
課長代理・課長補佐層	87.3%
主任相当職	108.5%

(注) 主任相当職とは、組織やチームにおける一般職員の統括・管理や育成・指導の権限、あるいは決裁の権限を有する者のことです。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社	100,000
日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社	120,000
日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社	90,000
日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社	80,000
日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社	130,000
日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社	200,000
日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社	130,000
日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社	71,000
日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社	75,000
シンジケートローン	80,000

- (注) 1. シンジケートローンを除く上記借入先は、劣後ローン債権を裏付け資産とする劣後債を発行し、発行代わり金を劣後ローン債権の購入資金に充当しております。
 2. シンジケートローンは、株式会社りそな銀行、株式会社日本政策投資銀行、農中信託銀行株式会社の3社をアレンジャーとした協調融資による劣後ローンとなります。

(6) 資金調達の状況

2025年4月、15億米ドルの米ドル建劣後特約付社債を発行しました。
 2025年9月、5億ユーロのユーロ建劣後特約付社債を発行しました。
 なお、2026年4月、18.5億米ドルの米ドル建無担保普通社債を発行しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

設備投資の総額	(単位：百万円)
149,610	

- . 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

イ. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
大樹生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	1947. 8. 1 (株式取得年月日) (2015.12.29)	167,280 百万円	85 %
ニッセイ・ウェルス 生命保険株式会社	東京都品川区	生命保険業	1947.10. 1 (株式取得年月日) (2018. 5.31)	180,519 百万円	100
はなさく生命保険 株式会社	東京都港区	生命保険業	2018. 7. 2	60,000 百万円	100
ニッセイプラス 少額短期保険株式会社	東京都千代田区	少額短期保険業	2021. 4.30	1,300 百万円	100
ニッセイアセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区	投資運用業、 投資助言業および 第二種金融商品取引 業に係る業務	1995. 4. 4	10,000 百万円	100
ニッセイ信用保証 株式会社	大阪府大阪市	信用保証業務	1980. 4. 1	950 百万円	100
ニッセイ・リース 株式会社	東京都千代田区	リース業務	1984. 3.30	3,099 百万円	100
ニッセイ・キャピタル 株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピ タル業務	1991. 4. 1	3,000 百万円	100
ニッセイ情報テクノロジー 株式会社	東京都大田区	ソフトウェア開発、 情報処理サービス およびシステムの 運用・管理	1999. 6.25	4,000 百万円	83.92
株式会社 ニチイホールディングス	東京都千代田区	子会社経営管理業務	2021. 4. 8 (株式取得年月日) (2024. 6. 3)	100 百万円	0
メディカル・データ・ ビジョン株式会社	東京都千代田区	医療情報統合 システムの開発、 製作、販売、 保守事業・医療、 健康情報の収集、 蓄積、利活用事業	2003. 8.20	992 百万円	53.05
Nippon Life Insurance Company of America	Iowa, U.S.A. (New York, U.S.A.)	生命保険業	1972. 8.23 (株式取得年月日) (1991.12.20)	3.6 百万US\$	96.96
Nippon Life Australia and New Zealand NOHC Pty Limited	New South Wales, Australia	保険持株会社	2019. 5.10	5,127 百万オーストラリア\$	51
Resolution Life Group Holdings Ltd.	Bermuda, UK	保険持株会社	2017. 5.11 (持分取得年月日) (2019.11. 1)	10,197 百万US\$	100
Nippon Life India Asset Management Limited	Maharashtra, India	投資助言業務・ 投資一任契約に 係る業務	1995. 2.24 (株式取得年月日) (2012. 8.16)	6,381 百万インドルピー	71.93
Nippon Life Americas, Inc.	Delaware, U.S.A. (New York, U.S.A.)	投資業務、調査・情報 提供業務、経営コンサル ティング業務	2013. 3.25	3 US\$	100

(注) 1. 当社は、株式会社ニチイホールディングスを直接保有しておらず、株式会社ニチイホールディングスの株式を100%保有する株式会社ニッセイ・ライフサポートの株式（議決権ベース98.7%）を保有しております。

2. 海外に所在する子会社の所在地欄の括弧内書は、本店オフィスの所在地です。

ロ. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
企業年金ビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	企業年金の制度管理業務	2001.10. 1	百万円 100	49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区	信託銀行業	1985.11.13 (株式取得年月日) 2000. 4.26)	百万円 10,000	33.5
長生人寿保險有限公司	中華人民共和国上海市	生命保険業	2003. 9.23	百万人民币 2,167	28.57
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	Bangkok, Thailand	生命保険業	1951. 3.23 (株式取得年月日) 1997. 2.24)	百万バーツ 1,707	24.21
IndusInd Nippon Life Insurance Company Limited	Maharashtra, India	生命保険業	2001. 5.14 (株式取得年月日) 2011.10. 7)	百万インドルピー 11,963	49
PT Asuransi Jiwa Sequis Life	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1984.12.15 (株式取得年月日) 2014.10. 8)	百万ルピア 77,630	0.01
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited	Yangon, Myanmar	生命保険業	2019. 1.24 (株式取得年月日) 2019. 9.10)	百万チャット 38,090	35
The TCW Group, Inc.	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1971.11.19 (株式取得年月日) 2017.12.27)	百万US\$ 200	0
PT Sequis	Jakarta, Indonesia	保険持株会社	2001.10. 9 (株式取得年月日) 2014.10. 8)	百万ルピア 4,240	29.26
Corebridge Financial, Inc.	Texas, U.S.A.	保険持株会社	1998.12. 3 (株式取得年月日) 2024.12. 9)	百万US\$ 6.5	30.89

(注) 当社は、The TCW Group, Inc.を直接保有しておらず、当社の100%子会社に該当するNippon Life Americas, Inc.を通して、The TCW Group, Inc.を傘下に有するClipper GP, L.L.C.の株式（議決権ベース28.42%）を保有しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2025年10月30日	Resolution Life Group Holdings Ltd.の株式を追加取得し、当社の議決権比率は100%となりました。これにより、同社は当社の重要な子会社等となりました。
2025年11月 3 日	Nippon Life Americas, Inc.が保有するPost Advisory Group, LLCの全株式をネクサス・キャピタル・マネジメントおよびテマセク・ホールディングスの完全子会社であるAranda Principal Strategiesに売却し、当社の議決権比率は0%となり、関連法人等から除外しました。
2026年 2 月 9 日	メディカル・データ・ビジョン株式会社の株式を新規取得し、当社の議決権比率は53.05%となりました。これにより、同社は当社の重要な子会社等となりました。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
清水 博	代表取締役会長	東急株式会社 富士急行株式会社 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 株式会社ニチイホールディングス	社外取締役 社外取締役 社外取締役 取締役会長
朝日 智司	代表取締役社長 社長執行役員 〔委嘱 グループ事業統括本部長〕		
赤堀 直樹	代表取締役 副社長執行役員 〔担当 総合企画部、広報部、調査部、 本店企画広報部、主計部、 IT統括部、IT推進部、 監査部（法務部に対する監査）〕	大樹生命保険株式会社 ニッセイ情報テクノロジー株式会社	取締役 取締役
中村 吉隆	取締役 専務執行役員 〔担当 秘書部、企画総務部、関連事業部、 人事企画部、人材開発部、人事部、 営業総合人事部、総務部、 健康経営推進部〕		
中野 佳代子	取締役 常務執行役員 〔担当 お客様サービス本部 (サービス企画部、サービス業務教育部、 お客様サービス部) 委嘱 お客様サービス本部長〕		
宮 嵐 隆 浩	取締役		
牛島 信	社外取締役	弁護士 牛島総合法律事務所 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	シニア・パートナー 理事長
三浦 惺	社外取締役	N T T 株式会社 東急不動産ホールディングス株式会社	特別顧問 社外取締役
富田 哲郎	社外取締役	東日本旅客鉄道株式会社 日本製鉄株式会社 ENEOSホールディングス株式会社 一般社団法人東京経営者協会 学校法人愛育学園 公益財団法人国際人材協力機構 一般社団法人日本交通協会	相談役 社外取締役 社外取締役 会長 理事長 会長 会長
濱田 純一	社外取締役	一般財団法人映画倫理機構 公益財団法人放送文化基金 公益社団法人国土緑化推進機構	代表理事 理事長 理事長
松永 陽介	取締役 (常任監査等委員)	はなさく生命保険株式会社 株式会社ニチイ学館 株式会社ニチイホールディングス あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 京王電鉄株式会社	監査役 監査役 監査役 社外取締役 社外取締役
宮崎 まゆ子	取締役 (監査等委員)	ニッセイプラス少額短期保険株式会社 ニッセイ情報テクノロジー株式会社 ニッセイアセットマネジメント株式会社 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	監査役 監査役 監査役 監査役
但木 敬一	社外取締役 (監査等委員)	弁護士 株式会社ミロク情報サービス 株式会社アール・エス・シー	社外監査役 社外取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐藤良二	社外取締役 (監査等委員)	公認会計士	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
飯島奈絵	社外取締役 (監査等委員)	弁護士 株式会社関西みらい銀行 大倉工業株式会社 N T T 西日本株式会社	社外監査役 社外取締役 (監査等委員) 社外監査役

(注) 松永陽介氏および宮崎まゆ子氏は、常勤の監査等委員です。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議への出席、執行部門へのヒアリング等を日常的に実施することを通じて、実効的かつ効率的な監査等を行うためです。

当社は執行役員制度を導入しております。

2026年3月31日現在の執行役員（取締役を除く）は、次のとおりです。

氏名	地位および担当
三 笠 裕 司	副会長執行役員〔管掌 本店〕
藤 本 宣 人	副社長執行役員 〔統括担当〕 ホールセール領域*1 法人第一～第三本部、東日本法人本部、東海法人本部、本店法人本部、九州法人本部、法人営業企画部、団体年金部、法人営業推進部、法人情報センター 〔管掌〕 金融法人本部
大 澤 晶 子	専務執行役員 〔担当〕 融資総務部、ストラクチャードファイナンス営業部、財務第一～第三部、首都圏財務部、法人財務部、東海財務部、本店財務部、九州財務部、不動産部
木 村 稔	専務執行役員 〔統括担当委嘱〕 海外事業領域*2 海外事業統括本部、海外事務所 海外事業統括本部長
塙 栄 一	専務執行役員〔委嘱〕 法人第三本部長 兼 本店法人副本部長（本店公務領域）
上 田 哲 也	専務執行役員 〔担当委嘱〕 業務統括部（成長市場支援室以外）、営業教育部、損保業務部、ネットワーク業務部、法人職域業務部 リーテイル営業統括本部長
舘 誠 一	専務執行役員〔委嘱〕 東海法人本部長 兼 東海市場開発本部長 兼 代理店副本部長（東海） 兼 金融法人副本部長（東海）
伊 藤 慎 一 郎	常務執行役員 〔担当委嘱〕 都心職域特別本部、業務統括部（成長市場支援室） リーテイル営業統括副本部長（成長市場担当）兼 首都圏市場開発本部長 兼 都心職域特別本部長
岡 本 慎 一	常務執行役員 〔統括担当〕 資産運用領域*3 財務企画部
増 山 尚 志	常務執行役員 〔担当副担当委嘱〕 DX戦略企画部、安心の多面体企画部 IT統括部 安心の多面体企画部長
鹿 島 紳 一 郎	常務執行役員 〔統括担当〕 個人保険領域*4 営業企画部、営業勤労部、商品開発部、金融法人・代理店企画部、サステナビリティ経営推進部（国際園芸博覧会推進室以外）
松 井 慎 悟	常務執行役員〔担当〕 法務部、監査部（法務部に対する監査以外）
伊 東 輝 雅	常務執行役員〔委嘱〕 法人第一本部長
白 谷 理 人	常務執行役員 〔担当委嘱〕 代理店本部、代理店業務部、代理店管理部、金融法人本部、金融法人業務部、金融法人管理部 金融法人本部長
岩 間 浩 史	常務執行役員〔委嘱〕 本店法人本部長
木 村 武	常務執行役員 〔副担当委嘱〕 調査部、財務企画部 サステナビリティ経営推進部審議役
八 尾 知 洋	常務執行役員〔委嘱〕 米州本部長 兼 欧州本部長
都 築 彰	常務執行役員 〔担当〕 財務審査部、証券管理部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、海外事業リスク管理部
中 川 創 太	執行役員〔委嘱〕 安心の多面体企画部審議役
梅 原 佳 次	執行役員〔委嘱〕 九州法人本部長 兼 代理店副本部長（九州）兼 金融法人副本部長（九州）
杉 村 裕 史	執行役員〔委嘱〕 企業保険契約部審議役
渡 部 仁	執行役員 〔委嘱〕 保険計理人 兼 保険負債検証責任者 兼 ESR全体検証責任者 兼 グループ保険数理統括役 兼 グループESR全体検証責任者
河 崎 圭 助	執行役員〔担当〕 資金証券部、株式部、国際投資部、特別勘定運用部
村 田 憲 一	執行役員〔委嘱〕 法人営業企画部長 兼 法人営業推進部長
河 村 隆 文	執行役員〔委嘱〕 営業企画部長 兼 営業勤労部長
中 倉 京 美	執行役員 〔副担当委嘱〕 人材開発部（人材育成領域に関する事項） お客様サービス副本部長 兼 サービス業務教育部長
三 田 村 研 吾	執行役員〔委嘱〕 京阪神市場開発本部長 兼 都心職域特別副本部長（法営領域）

氏名	地位および担当	
小杉 範夫	執行役員	〔委嘱 法人第二本部長〕
後藤田 友直	執行役員	〔委嘱 オセアニア本部長 兼 海外事業統括本部審議役〕
石田 大輔	執行役員	〔委嘱 財務企画部長〕
木本 直宏	執行役員	〔担当 サステナビリティ経営推進部（国際園芸博覧会推進室）、お客様サービス本部（契約部、契約管理部、支払サービス部、企業保険契約部、金融法人契約部） 副担当 サービス企画部 委嘱 お客様サービス副本部長 兼 サステナビリティ経営推進部審議役〕
今井 孝之	執行役員	〔委嘱 リスク管理統括部長〕
神山 亮弘	執行役員	〔委嘱 代理店本部長 兼 金融法人副本部長〕
柏原 宏治	執行役員	〔委嘱 総合企画部長〕
井上 広隆	執行役員	〔副担当 調査部 委嘱 海外事業統括本部審議役 兼 海外事業企画部審議役〕
川崎 智久	執行役員	〔委嘱 海外再保険事業本部長 兼 ロンドン事務所審議役〕
柏原 誠一	執行役員	〔副担当 広報部 委嘱 調査部長〕

※1：ホールセール部門ならびに法人営業企画部、団体年金部および法人営業推進部

※2：海外事業部門

※3：資産運用部門ならびに財務企画部および海外事業統括本部（アセットマネジメント領域）

※4：リーテイル部門・ネットワーク事業部門、代理店部門および金融法人部門ならびに営業企画部および金融法人・代理店企画部

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	月例報酬	賞与	業績連動 退任時報酬	退任慰労金
取締役 (監査等委員で ある者を除く。)	15	1,263	491	198	118	456
監査等委員で ある取締役	5	141	112	17	12	0
計	20	1,405	603	215	130	456

- (注) 1. 支給人数の合計は、延べ人数を記載しております。
 2. 上記には、2025年7月開催の総代会終結の時をもって退任しました5名の取締役分を含んでおります。
 3. 上記の他、2012年度以前に退任しました取締役および監査役に対する年金173百万円を当年度に支給しております。
 4. 上記の他、先に取り締役を退任し、2025年3月に退任しました2名の執行役員に対する退任慰労金を支給しております。
 5. 上記「業績連動退任時報酬」は、業績等に応じた額を毎年積み立て、累計額を退任時に支給するもので、毎年の積立額を記載しております。
 6. 上記「退任慰労金」は、2020年7月2日の第73回総代会で贈呈を決議された取締役1名に対する支給額を記載しております。なお、退任慰労金制度は、2020年7月2日の第73回総代会で打ち切り支給（支給時期は取締役、監査役、執行役員のいずれをも退任した後）が決議されております。
 7. 業績連動報酬（賞与および業績連動退任時報酬）は、保障責任の全うや安定配当等を目指す生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。業績連動報酬の算出の基礎に使用している基礎利益について、2024年度は9,204億円（対前年+2,116億円）となりました。
 8. 報酬限度額および業績連動退任時報酬の限度額は、取締役（監査等委員である者を除く。）においては、2022年7月5日の第75回総代会の決議により定められており、同総代会終結の後の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は17名（うち社外取締役は5名）です。監査等委員である取締役においては、2025年7月2日の第78回総代会の決議により定められており、同総代会終結の後の監査等委員である取締役の員数は5名です。総代会で定められた報酬限度額については以下の通りです。

(単位：百万円)

区分	報酬限度額	業績連動退任時報酬の限度額
取締役（監査等委員である者を除く。）	1,488	199
社外取締役	116	8
監査等委員である取締役	222	30
計	1,710	229

9. 当社は、役員の報酬等に関する方針について、取締役（監査等委員である者を除く。）は取締役会、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で決定しております。方針の内容の概要については以下の通りです。

(方針の内容の概要)

- ・基本的な考え方
 役員の報酬等は、経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者利益の最大化に資する長期性・安定性を重視した体系および水準とする。
- ・報酬体系
 役員の報酬等の体系は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「業績連動退任時報酬」で構成し、経営の安定性を高める観点から、過半を固定報酬とする。業績連動報酬については、経営環境や業績等を共有する観点から、全役員に支給する。総報酬に占める業績連動報酬の割合は、社内役員が40%程度、社外役員が10%程度とする。なお、業績連動退任時報酬は、在任期間中、役員の責任による不祥事等が発生した場合には、在任中に積み立てた額を退任時に減額することができる。
- ・報酬水準
 役員の報酬等の水準は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査、各役員の役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点での経営への貢献度等を総合的に勘案するとともに、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の水準については、指名・報酬諮問委員会で審議を行う。
- ・業績連動報酬の水準
 保障責任の全うや安定配当等を目指す生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定する。

(参考：業績連動報酬に用いる主な指標について)

中期経営計画（2024－2026）を踏まえ、2025年度業績等の評価に基づき決定する業績連動報酬の主な指標について、以下の通りとすることを、2025年3月取締役会にて決定しております。

分類	指標	主な指標とした理由
当社（単体）業績	基礎利益	コアである当社保険事業の収入拡大・収益性を確保する観点
	新契約価値	
	お客様配当性向	長期安定的な契約者配当の拡大を図る観点
グループ業績	基礎利益	グループ全体ならびに各事業の収益性を確保する観点
	新契約価値	
	内部モデルE S R	リスクを幅広くとらえ、フォワードルッキングに健全性を確保する観点
サステナビリティ取組	お客様数	各事業を通じて提供する価値の拡大や社会への直接的な貢献を図る観点
	預かり資産	
	CO ₂ 排出量削減	

・各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定の一任
 取締役会は、各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定については、取締役全員（監査等委員である者を除く。）の同意のもと、代表取締役社長に一任することができる。指名・報酬諮問委員会は、一任を受けた代表取締役社長による決定が適切に行われるよう、代表取締役社長への一任の前に審議を行い、取締役会に意見を答申する。

10. 報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の報酬等の内容は、過半数かつ委員長を社外取締役とする指名・報酬諮問委員会において本方針との整合性も含め審議が行われ、その審議結果の答申を踏まえ決定し、またその決定内容について指名・報酬諮問委員会において確認を行ったことから、本方針に沿うものであると判断しております。
11. 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の決定の一任
 各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定は、各取締役（監査等委員である者を除く。）の評価等を総合的に判断することが必要であるため、取締役（監査等委員である者を除く。）全員の同意のもと、当該決定について、代表取締役社長朝日智司に一任しました。
 また、当該決定が適切に行われるよう、指名・報酬諮問委員会は代表取締役社長朝日智司への一任の前に審議を行い、取締役会に意見を答申するとともに、代表取締役社長朝日智司が決定した内容について確認いたしました。

(3) 責任限定契約・補償契約

(年度末現在)

氏名	責任限定契約の内容の概要
牛島 信 (社外取締役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第36条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
三浦 惺 (社外取締役)	
富田 哲郎 (社外取締役)	
濱田 純一 (社外取締役)	
但木 敬一 (社外取締役 (監査等委員))	
佐藤 良二 (社外取締役 (監査等委員))	
飯島 奈絵 (社外取締役 (監査等委員))	

(注) 補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

(年度末現在)

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 (監査等委員である取締役を含む)、執行役員	当社は、保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が役員としての職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違反行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況	
牛島 信 (社外取締役)	牛島総合法律事務所 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	シニア・パートナー 理事長
三浦 惺 (社外取締役)	N T T株式会社 東急不動産ホールディングス株式会社	特別顧問 社外取締役
富田 哲郎 (社外取締役)	東日本旅客鉄道株式会社 日本製鉄株式会社 E N E O S ホールディングス株式会社 一般社団法人東京経営者協会 学校法人愛育学園 公益財団法人国際人材協力機構 一般社団法人日本交通協会	相談役 社外取締役 社外取締役 会長 理事長 会長 会長
濱田 純一 (社外取締役)	一般財団法人映画倫理機構 公益財団法人放送文化基金 公益社団法人国土緑化推進機構	代表理事 理事長 理事長
但木 敬一 (社外取締役 (監査等委員))	株式会社ミロク情報サービス 株式会社アール・エス・シー	社外監査役 社外取締役
飯島 奈絵 (社外取締役 (監査等委員))	株式会社関西みらい銀行 大倉工業株式会社 N T T 西日本株式会社	社外監査役 社外取締役 (監査等委員) 社外監査役

(注) 当社と上記の社外役員の兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
牛島 信 (社外取締役)	2007年7月就任	取締役会14回開催、 うち14回出席 指名・報酬諮問委員会 6回開催、うち6回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する法曹としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
三浦 惺 (社外取締役)	2017年7月就任	取締役会14回開催、 うち13回出席 指名・報酬諮問委員会 6回開催、うち6回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する企業経営者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
富田 哲郎 (社外取締役)	2020年7月就任	取締役会14回開催、 うち14回出席 指名・報酬諮問委員会 6回開催、うち6回出席 社外取締役会議6回開催、 うち5回出席	取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する企業経営者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
濱田 純一 (社外取締役)	2021年7月就任	取締役会14回開催、 うち13回出席 指名・報酬諮問委員会 6回開催、うち6回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する学識経験者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。
但木 敬一 (社外取締役 (監査等委員))	2009年7月就任	取締役会14回開催、 うち14回出席 監査等委員会15回開催、 うち15回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する法曹としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。
佐藤 良二 (社外取締役 (監査等委員))	2016年7月就任	取締役会14回開催、 うち14回出席 監査等委員会15回開催、 うち15回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する公認会計士としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。
飯島 奈絵 (社外取締役 (監査等委員))	2024年7月就任	取締役会14回開催、 うち14回出席 監査等委員会15回開催、 うち15回出席 社外取締役会議6回開催、 うち6回出席	取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。

(注) 但木敬一および佐藤良二の在任期間については、監査役就任からの期間を記載しており、2022年7月5日の監査等委員会設置会社移行と同時に、監査等委員である取締役に選任され就任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	136 (17)	—

(注) 1. 上記「支給人数」および「保険会社からの報酬等」の内訳は、以下のとおりです。

- ・取締役（監査等委員である者を除く。） 4名 78百万円（10百万円）
 - ・監査等委員である取締役 3名 57百万円（7百万円）
2. 上記「保険会社からの報酬等」には、取締役（監査等委員である者を除く。）に対する、役員賞与金5百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額4百万円ならびに監査等委員である取締役に対する役員賞与金3百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額3百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

基金拠出額	50,000百万円
-------	-----------

(2) 当年度末基金拠出者数

当年度末基金拠出者数	1名
------------	----

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
日本生命2021基金流動化株式会社	50,000 百万円	100.00 %

(注) 上記基金拠出者は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 大谷幸弘 指定有限責任社員 業務執行社員 山口圭介 指定有限責任社員 業務執行社員 古西大介 指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木健嗣	公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係わる報酬等の額 785百万円	当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠、会計監査の職務遂行状況、取締役その他社内関係部署の意見等について確認を行い、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。なお、当該報酬には経済価値ベースのバランスシートの監査に係わる報酬を含んでおります。
	上記以外の業務に基づく報酬等の額 134百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「劣後特約付社債の募集にかかるコンフォートレター発行業務」「企業年金等に関する業務の内部統制の整備・運用状況に関する検証業務」等についての対価を支払っております。

(注1) 当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 1,479百万円

(注2) 当社および当社子法人等が会計監査人および会計監査人と同一のネットワークファームに属する者に支払うべき

監査証明業務に基づく報酬の額 2,399百万円

非監査業務に基づく報酬の額 555百万円

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、当社監査等委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第5項により読み替えられた同条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

ロ. 当社の重要な子法人等である、Nippon Life Insurance Company of AmericaおよびNippon Life India Asset Management Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（Baker Tilly U.S. LLP、S.R. Batliboi & Co.LLPおよびErnst & Young Singapore）の監査を受けております。

ハ. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する会計監査人に関する各種指針等に基づき策定した基準により、会計監査人が独立性や専門性を有しているか等について確認を行い、会計監査人の評価および選定を行っています。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

法令に基づく業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議は以下のとおりです。また、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は各項目の破線枠内のとおりです。

内部統制システムの基本方針

I. 役職員の職務の執行の効率性を確保するための体制

【取締役会の任務の遂行】

- ①当社は、取締役会の任務の遂行のため、取締役会を原則として月1回以上開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。
- ②当社は、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。

【執行体制】

- ①当社は、取締役会の定める方針に沿って業務執行を行うとともに、業務執行の状況について定期的な分析および評価を行う。
- ②当社は、業務執行を担当する者として取締役会で選任された執行役員が特定の業務分野を担当し、担当執行役員が全事業領域を分担する担当執行役員制を採用する。
- ③当社は、経営に関する重要事項についての議論および取締役会から委任を受けた業務執行の決定のための協議等を行うことを任務とする経営会議ならびに経営会議を補佐し特定事項についての審議を任務とする各種委員会を設置する。
- ④当社は、業務執行を効率的かつ円滑に行うため、必要な組織および職制ならびに業務執行の権限と責任を定める社内規程を制定する。
- ⑤当社は、次に掲げる組織等について、他の組織等からの独立を図る等、健全な機能発揮を確保する体制を整備する。
 - (ア) 保険の引受け、保険契約の管理および保険金等の支払いを担当する組織
 - (イ) お客様申出およびお客様情報の統括管理を担当する組織
 - (ウ) 保険募集管理等を担当する組織
 - (エ) 融資審査を担当する組織
 - (オ) 資産の時価算定、資産査定および償却・引当を担当する組織
 - (カ) 外部委託管理を担当する組織
 - (キ) 利益相反管理を担当する組織
 - (ク) コンプライアンス統括を担当する組織
 - (ケ) リスク管理を担当する組織
 - (コ) 内部監査を担当する組織
 - (サ) 保険計理人

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【取締役会の任務の遂行】

- ・2025年度は、取締役会を14回開催。
- ・取締役会は、法令および定款の定めに基づき、取締役社長に重要な業務執行の決定を委任。

【執行体制】

- ・2025年度経営計画に基づき業務執行を行うとともに、業務執行の状況について適宜、取締役会に報告。
- ・取締役会決議により、組織の健全な機能発揮の確保も意識して執行役員の担当業務分野を決定し、担当執行役員で全事業領域を分担。
- ・2025年度は、経営会議を31回開催。
- ・2025年度は、以下のとおり常置委員会、専門委員会を設置。

	～9月11日	～12月8日	～3月24日	～3月31日
常置委員会	19	19	19	19
専門委員会	6	7	8	10

- ・業務執行に必要な組織および職制を設置し、その配置を定める「組織規程」およびその権限と責任を定める「職務権限規程」を制定。

II. コンプライアンス推進体制

【コンプライアンス推進体制の整備】

- ①当社は、コンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針、業務執行にあたって遵守すべき原則等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、全社的なコンプライアンス統括を担当する組織を設置する。
- ③当社は、コンプライアンス課題に対する対応策および取組状況のモニタリングの審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役会において、コンプライアンスの状況を定期的に確認する。

【反社会的勢力への対応体制の整備】

- ①当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、反社会的勢力への対応を担当する組織を設置するとともに、反社会的勢力への対応策の審議を任務とする委員会を設置する等、必要な体制を整備する。

【内部通報体制の整備】

- ①当社は、法令等遵守の観点から問題が生じた場合（懸念を含む。）に、法令および社内規程に基づく内部通報を行うことができる体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【コンプライアンス推進体制の整備】

- ・「コンプライアンス基本方針」「行動規範」を制定。
- ・コンプライアンス統括部および「コンプライアンス委員会」を設置し、2025年度は「コンプライアンス委員会」を6回開催。
- ・コンプライアンスの取組状況を定期的に取り締役に報告。

【反社会的勢力への対応体制の整備】

- ・反社会的勢力への対応を定める「反社会的勢力対策規程」等を制定。
- ・コンプライアンス統括部および「マネー・ローンダリングおよび反社会的勢力対策専門委員会」を設置し、2025年度は「マネー・ローンダリングおよび反社会的勢力対策専門委員会」を3回開催。

【内部通報体制の整備】

- ・「内部通報規程」等を制定し、公益通報者保護法に基づく通報または行動規範に基づく行動規範照会の窓口を社内・社外に設置。

【金融庁による報告徴求命令に係る再発防止策推進体制の整備】

- ・当社から金融機関への出向者による不適切な手段での情報取得事案を受け、再発防止策の推進およびその取組状況に係る審議を実施するべく、コンプライアンス統括部を事務局とする「金融庁による報告徴求命令に係る再発防止策推進専門委員会」を2025年9月12日に設置し、2025年度は「金融庁による報告徴求命令に係る再発防止策推進専門委員会」を4回開催。

III. リスク管理体制

【リスク管理体制の整備】

- ①当社は、リスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスク管理に関する方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、業務執行に係る各種リスクの個別かつ統合的な管理を担当する組織を設置する。
- ③当社は、統合的なリスク管理および各種リスク管理に関する方針、手法等ならびに総合的、専門的な見地からの現状分析、評価等の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役会において、リスク管理の状況を定期的に確認する。

【危機管理体制の整備】

- ①当社は、危機管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、危機事象に係る対応を担当する組織を設置するとともに、危機管理のうち災害対策に係る態勢整備等の審議を任務とする委員会を設置する等、危機管理のために必要な体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【リスク管理体制の整備】

- ・「リスク選好およびリスク管理の基本方針」「統合的リスク管理方針」「保険引受リスク管理方針」「流動性リスク管理方針」「資産運用リスク管理方針」「オペレーショナルリスク管理方針」等を制定。
- ・リスク管理統括部、事務リスク管理室、IT・サイバーリスク管理室（※1）、運用リスク管理室および情報資産管理室ならびに「リスク管理委員会」「オペレーショナルリスクおよび情報資産管理専門委員会」「サイバーセキュリティ推進専門委員会（※2）」「運用リスク管理専門委員会」を設置し、2025年度は「リスク管理委員会」を13回、「オペレーショナルリスクおよび情報資産管理専門委員会」を9回、「サイバーセキュリティ推進専門委員会」を4回、「運用リスク管理専門委員会」を11回開催。
- （※1）2026年3月24日までは、システムリスク管理室
- （※2）2025年12月9日に設置
- ・リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告。

【危機管理体制の整備】

- ・「危機管理方針」「危機管理規程」「危機対策本部等規程」「災害対策マニュアル」等を制定。
- ・「危機管理方針」「危機管理規程」にて危機事象に対応する組織を指定。危機管理のうち災害等については、災害対策に係る態勢整備等の審議を任務とする「災害対策委員会」を設置、その他の危機管理等については、発生時に危機対策本部等を立ち上げる体制を整備し、2025年度は「災害対策委員会」を3回開催。

IV. 情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、当社が保有するすべての情報資産を適切に取扱い保護するための基本的な事項を定める基本方針、情報資産の保存年限および保管方法を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、情報資産保護の統括管理を担当する組織および文書保存の統括管理を担当する組織を設置する。
- ③当社は、保有するすべての情報資産の保護制度および情報資産保護に係る諸課題への対応の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役が経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧できる体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

- ・「情報資産保護に関する基本方針」「文書管理規程」を制定。
- ・情報資産保護の統括管理の担当組織として情報資産管理室、文書保存の統括管理の担当組織として総務部、また、「オペレーショナルリスクおよび情報資産管理専門委員会」を設置し、2025年度は「オペレーショナルリスクおよび情報資産管理専門委員会」を9回開催。
- ・社内規程にて、取締役が社内文書等の情報資産を閲覧できる旨を規定。

V. その他の業務の適正を確保するための体制

【財務報告の信頼性の確保のための体制】

- ①当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本計画を策定し、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施する。
- ②当社は、財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する組織を設置する。

【内部監査体制】

- ①当社は、内部監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、監査対象組織から独立し、内部監査を担当する組織を設置するとともに、当該組織と監査等委員会および会計監査人との連携体制を整備する。
- ③当社は、内部監査計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会の同意を得るとともに、内部監査結果等を監査等委員会に定期的にかつ必要に応じて報告する。
- ④当社は、取締役会決議により内部監査計画を策定するとともに、取締役会において、内部監査の状況を定期的に確認する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【財務報告の信頼性の確保のための体制】

- ・「財務報告に係る内部統制の基本計画」を策定し、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施。
- ・財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する主計部を設置。

【内部監査体制】

- ・「内部監査基本方針」等を制定。
- ・監査部を設置し、「内部監査基本方針」にて監査部が他の執行部門からの独立性を確保する旨、および外部監査人等と連携する旨を規定。
- ・内部監査計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会の同意を取得。また、内部監査結果等を監査等委員会に定期的にかつ必要に応じて報告。
- ・取締役会において内部監査の基本計画を決議するとともに、内部監査結果等を報告。

Ⅵ. グループ会社の業務の適正を確保するための体制

【グループ会社管理のための規程の制定】

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対して行う経営管理に関する基本的な事項を定める基本方針、具体的な経営管理方法を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ③当社は、グループ会社に対するリスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ④当社は、グループ会社の内部監査態勢に関し当社が行う管理、指導等および当社のグループ会社に対する監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。

【グループ会社の管理組織等の設置】

- ①当社は、全グループ会社の経営管理を統括する組織を設置するとともに、グループ会社ごとにその全般的経営管理を担当する組織を設定する。また、コンプライアンス、リスク管理および内部監査等に関しグループ会社管理を統括する組織を設置するとともに、必要に応じてグループ会社における内部統制の状況等の審議を任務とする委員会を設置する等、グループ会社に対し横断的および個社別に経営管理を実施する体制を整備する。
- ②当社は、取締役会において、当社グループ全体の経営状況等について定期的に確認する。

【グループ会社からの報告等の体制】

- ①当社は、グループ会社に対し、経営状況等について定期的な報告を求めるとともに、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求める。
- ②当社は、当社の役職員が必要に応じてグループ会社の取締役または監査役に就任すること等を通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督および監査する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【グループ会社管理のための規程の制定】

- ・「グループ会社管理基本方針」「グループ会社経営管理規程」「グループ会社コンプライアンス方針」「グループ会社コンプライアンス規程」「グループ会社リスク管理方針」「グループ会社リスク管理規程」「グループ会社内部監査方針」等を制定。

【グループ会社の管理組織等の設置】

- ・総合企画部を設置するほか、グループ会社ごとにその全般的経営管理を担当する組織として管理担当部を設定。
- ・コンプライアンスに関してグループ会社管理を統括するコンプライアンス統括部、リスク管理に関してグループ会社管理を統括するリスク管理統括部、内部監査に関してグループ会社管理を統括する監査部を設置。
- ・「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等にて、グループ会社の内部統制の状況等を審議。
- ・主要なグループ会社の経営状況等を定期的に取締役会に報告。

【グループ会社からの報告等の体制】

- ・グループ会社に対し、適宜、適切な報告を求め、受領しているほか、役職員がグループ会社の取締役または監査役に就任し、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督および監査。

Ⅶ. 監査等委員会補助者に関する体制

【監査等委員会補助者の配置】

- ①当社は、必要に応じて、取締役会決議により、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務全般を補助する監査等特命役員を任命する。
- ②当社は、監査等特命役員のほか、監査等委員会の職務の補助を担当する組織を設置するとともに、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務を補助すべき者（以下、監査等特命役員を含めて「監査等委員会補助者」という。）を任命する。

【監査等委員会補助者の独立性の確保】

- ①当社は、役職員（監査等委員である取締役および監査等委員会補助者を除く。）からの監査等委員会補助者の独立性を確保するため、その人事および処遇について、監査等委員会または監査等委員会が規程により定める監査等委員の同意を得たうえで行う。

【監査等委員会の指示の実効性の確保】

- ①当社は、監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者には必要な知識および能力を備えた十分な人数を任命する。
- ②当社は、監査等委員会補助者が、監査等委員会補助職務に関して監査等委員会の指示に従う体制を整備する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【監査等委員会補助者の配置】

- ・監査等委員会の職務の補助に必要な知識および能力を備えた15名の監査等委員会補助者を監査等委員会室に配置（※3）。

（※3）2025年7月2日までは、監査等特命役員1名を含む16名の監査等委員会補助者を監査等委員会室に配置（なお、当該監査等特命役員は、2025年7月2日の総代会をもって監査等委員に就任）

【監査等委員会補助者の独立性の確保】

- ・監査等委員会補助者の人事および処遇については、監査等委員会または「監査等委員会監査等基準」により定める監査等委員の同意を得て実施。

【監査等委員会の指示の実効性の確保】

- ・監査等委員会補助者は、必要な知識および能力を十分に備え、監査等委員会補助職務に関して監査等委員会の指示を遵守。

Ⅷ. 監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社は、重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告（監査等委員または監査等委員会補助者を通じた報告を含む。以下本章において同じ。）するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について適時適切に監査等委員会に報告する。
- ②当社は、コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告する。
- ③グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告する。
- ④当社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

- ・ 重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告。
- ・ コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告。
- ・ グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告。
- ・ 監査等委員会に報告をした者に対する、当該報告を理由とした不利な取扱いはなし。

IX. その他の監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

【監査等委員の職務の執行について生ずる費用等】

- ①当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本章において同じ。）について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外専門家を活用するための費用および監査等委員会補助者の監査等委員会補助職務に関する費用を含む。）の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを支払う。

【その他の体制】

- ①当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席し意見を述べること、ならびに経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧することができる体制を整備する。
- ②当社は、監査等委員会が選定した監査等委員に対し、法令および社内規程に基づく内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
- ③監査等特命役員は、監査等委員会の指示に基づき、上記①および②に記載の監査等委員と同様の情報収集等を行うことができる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

【監査等委員の職務の執行について生ずる費用等】

- ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用は、年初に予算を定めたくうえで、適宜、適切に支払を実施。

【その他の体制】

- ・ 監査等委員会が選定した監査等委員は、社内規程等に基づき、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を陳述。また、必要に応じ、情報資産の閲覧を実施。
 - ・ 常勤の監査等委員に対し、内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、運用状況を定期的に報告。
 - ・ なお、2025年7月2日までは、監査等特命役員を1名設置し、監査等委員会の指示および社内規程に基づき、監査等委員と同様の情報収集等を実施（※4）。
- （※4） なお、当該監査等特命役員は、2025年7月2日の総代会をもって監査等委員に就任。

7. その他

(経営・相互会社制度運営に関する事項)

- 2025年5月23日、11月20日および2026年3月10日、当社東京本部の会場ならびにオンラインにて評議員会を開催しました。
- 2025年7月30日、12月15日および2026年3月2日、2027年度総代改選に関する総代候補者選考委員会が開催されました。
- 2025年12月2日、総代懇談会を開催しました。
- 2026年1月から3月にかけて、全国の支社等の会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式等にて開催したニッセイ懇話会において、総代169名を含む、ご契約者等2,245名から、7,435件のご意見・ご要望をいただきました。
- 2026年3月31日現在の社員数は9,507,165名、総代数は198名です。
- 今年度の取締役会等に関する活動状況は以下のとおりです。

取締役会

2025年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 14回 ・全構成員の出席率 99.1%、社外取締役の出席率 98.0%
2025年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度経営計画の取組状況（グループ経営・サステナビリティ経営・お客様本位の業務運営を含む）および2026年度経営計画の策定 ・ヘルスケア領域の高度化に向けた新規出資 ・当社出向者による不適切な手段での情報取得事案を踏まえた態勢の構築に係る取組状況 等

指名・報酬諮問委員会

2025年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 6回 ・全構成員の出席率 100.0%、社外取締役の出席率 100.0%
2025年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の役員選任の方向性（社外取締役サクセッションの運営高度化、役員候補者層の確認を含む） ・役員報酬決定方針・報酬水準の定例検証および改正要否の検討 等

社外取締役会議

2025年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 6回* ・全構成員の出席率 96.2%、社外取締役の出席率 97.6%
2025年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業の全体概況および今後の方向性 ・金利上昇を踏まえた対応 等

※ このうち1回では、社外取締役のみによるフリーディスカッションも実施しています。

- 当社は、経営会議の諮問機関として、「サステナビリティ委員会」を設置しています。当委員会では、全社取組方針（グループ会社を含む）の策定や、サステナビリティ重要課題への取組状況の確認・取り組みの高度化、社内外への理解浸透に向けた情報開示・取り組み等について、議論しています。サステナビリティ経営推進部と責任投融資推進室が事務局として、経営企画・各事業部門の担当執行役員、国内グループ会社のサステナビリティ担当役員を中心とするメンバー構成で年4回開催することに加え、部長を中心とするサステナビリティワーキンググループを開催し、サステナビリティ経営をより一層推進すべく、幅広い議論の場を設けています。また、社外有識者や社外取締役、ご契約者等、様々なステークホルダーからの意見収集・取り込みを通じて、サステナビリティ経営のさらなる高度化を目指しています。
- 株式の保有状況は以下のとおりです。

(1) 投資株式の区分の基準および考え方

当社では、安定した配当収入と企業の成長に応じた値上がり益確保の期待から、中長期的な観点で株式投資を行っており、これらは保有目的が純投資目的である投資株式として保有します。また、業務提携による当社グループの成長機会の拡大および収益力の強化等を企図し、自己資本を活用して株式を保有することがあり、これらは純投資目的以外の目的である投資株式として保有します。

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

①保有の合理性を検証する方法

非上場株式以外の株式については、取締役会等にて個別銘柄の保有目的の適切性および業務提携等の効果を含めた総合収益をリスク量等を踏まえて具体的に精査し、保有の適否を検証しています。

この検証の結果、保有の適切性・合理性が認められない場合には売却を含めた対応を行います。

②個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的に関しては、業務提携等による当社グループの成長機会の拡大および収益力の強化等を目的として保有することとしており、1銘柄を除く全ての銘柄について、保有目的に照らして、適切であることを確認しました。保有に伴う便益に関しては、短期および長期の収益性を社内で設定した基準と比較し、全ての銘柄について、当基準を充足していることを確認しました（2026年5月検証実施）。

保有に伴う便益の確認において基準を充足しなかった銘柄については、適切なタイミングでの売却を検討します。

③銘柄数および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	15	11,446
非上場株式以外の株式	15	1,168,396

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

(単位：百万円)

区分	銘柄数	株式数の増加に係る取得価額の合計額	株式数の増加の理由
非上場株式	0	0	—
非上場株式以外の株式	1	953	主に業務提携を目的に株式を取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

(単位：百万円)

区分	銘柄数	株式数の減少に係る売却価額の合計額
非上場株式	1	2,040
非上場株式以外の株式	2	42,151

(3) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く）の明細

(単位：千株、百万円)

銘柄	2024年度	2025年度	保有目的、定量的な保有効果および株式数が増加した理由
	株式数	株式数	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	108,975	108,975	業務提携を通じた関係強化および当社グループの企業価値向上を目的とする。
	351,446	439,390	
Principal Financial Group	18,137	18,137	共同事業の運営を通じた当社グループの企業価値向上と、アセットマネジメント事業の知見の拡充を目的とする。
	228,798	261,295	
株式会社野村総合研究所	24,727	24,727	先端IT活用や保険ビジネスモデルの創出、人材育成等を目的とする。
	119,582	107,119	
DWS Group GmbH & Co.KGaA	10,000	10,000	提携関係を通じた当社グループの資産運用力の強化と、アセットマネジメント事業の知見の拡充を目的とする。
	81,607	99,683	
AIA Group Limited	45,999	45,999	提携関係を通じたアジア市場の成長の享受と、アジア保険市場の知見の拡充を目的とする。
	51,808	79,622	
Schroders Plc	33,657	33,657	共同事業の運営を通じた当社グループの企業価値向上と、一部機能の委託を目的とする。
	22,688	40,805	

銘柄	2024年度	2025年度	保有目的、定量的な保有効果および株式数が増加した理由
	株式数	株式数	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	
Prudential Financial, Inc.	2,560	2,560	提携関係を通じた国際規制への取組や、米国保険市場等の知見の拡充を目的とする。
	42,747	39,983	
Marsh McLennan	2,622	1,311	共同事業の運営を通じた当社グループの企業価値向上と、コンサル領域等での協業推進を目的とする。
	95,695	36,365	
TIS株式会社*	7,333	7,333	提携関係を通じたIT人材の育成・確保等の共同取組の推進を目的とする。
	30,315	24,646	
Bangkok Bank Public Company Limited	25,690	25,690	共同事業の運営を通じた当社グループの企業価値向上と、アジア保険市場の知見の拡充を目的とする。
	16,616	19,196	
Deutsche Bank AG	2,898	2,898	提携関係を通じた共同出資先の企業価値向上と、欧州金融市場・経済動向の知見の拡充を目的とする。
	10,250	13,351	
株式会社バリューHR	2,190	2,190	提携関係を通じたヘルスケア事業戦略の高度化を目的とする。
	3,248	3,101	
株式会社ヒガシホールディングス	1,040	1,040	当社事業に係る総務・移転業務運営の円滑化を保有目的とする。
	1,260	1,944	
株式会社ライク	644	644	提携関係を通じた、保育事業戦略の高度化を目的とする。
	959	998	
株式会社学研ホールディングス	—	900	提携関係を通じた介護・保育事業戦略の高度化を目的に株式を取得。
	—	890	

* 2026年7月より、子会社との合併に伴い、商号が「TISI株式会社」へ変更予定です。

(注) 純投資目的としても保有する投資株式につきましては、純投資目的としての議決権行使結果を当社ホームページの「日本版スチュワードシップ・コードに関する取組」の中で公表しています。

(4) 保有目的が純投資目的である投資株式

(単位：百万円)

区分	2024年度		2025年度	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	498	40,374	479	40,114
非上場株式以外の株式	1,353	11,517,689	1,289	14,008,321

(単位：百万円)

区分	2025年度		
	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	2,865	69,129	45
非上場株式以外の株式	336,086	777,706	10,312,650

(注) 議決権行使結果につきましては、当社ホームページの「日本版スチュワードシップ・コードに関する取組」の中で公表しています。

9. 当社の人的資本の強化に向けた考え方は、以下のとおりです。

少子高齢化や加速度的なデジタル技術の進展、人々の生活・働き方の変化やお客様ニーズの多様化など、経営環境や社会課題がめまぐるしく変化する中、当社はあらゆる変化に柔軟に対応し、今後ともお客様・社会から選ばれ続ける企業となるべく、「安心の多面体」としての企業グループ」を長期的に目指す企業像として掲げ、取組を進めてまいります。

目指す企業像の実現に向けては、当社事業の中核を成す国内保険事業のバリューアップや、多岐にわたる事業戦略の展開を支える人材の確保・育成が不可欠です。

このような考え方のもとで、“多様な強みを持つ人材が切磋琢磨し、「共創」することで、全国のお客様・社会に価値創造していくこと”を人材戦略で目指す姿として掲げています。その実現に向けて、今中期経営計画では、質・量両面での人的基盤の強化・従業員エンゲージメントの向上を通じ、人的資本を強化してまいります。

(お客様の声を経営に反映する取組に関する事項)

1. 当社では、当社の消費者志向経営に関する理念や取組方針を記載した「消費者志向自主宣言」に基づき、「お客様の声」を経営にいかす取組を実施しております。2025年度は全国の支社・ライフプラザ等において、181.0万件のお声を頂戴しました。このうち「お客様から寄せられるご不満の申し出（事実関係の有無は問わない）」である苦情は4.8万件、ご意見・ご要望は0.9万件となっております。こうしたお客様からの苦情やご意見・ご要望については発生原因等を分析し、その結果を営業職員の活動や事務サービスの改善等に反映させる取組を進めております。
また、お客様の声を経営にいかす取組の結果をまとめた「お客様の声白書」を2025年11月に発行しました。当白書はお客様との対話ツールとして活用しております。

(地域・社会貢献活動に関する事項)

1. 当社グループの役員・職員がさまざまなサステナビリティ活動に取り組むニッセイサステナプロジェクト「にっせーのせ！」をはじめ、47都道府県との包括連携協定等での連携や、当社が全社で展開している「ACTIONボランティア」等を通じ、全国各地で地域社会へ貢献すべく、さまざまな活動に取り組んでおります。
 - (1) 全支社一律で交通安全・自転車保険加入義務化に関するビラの配布や、地域住民の方への交通安全に関するアンケートを行い、結果を自治体にフィードバックする「交通安全啓発活動」を実施。2025年3月25日～7月27日の期間に、1,125,342名に回答いただきました。また、地域の安全・健康・福祉の向上に直接的な効果をもたらすことを目的とし、アンケート回答1件につき10円を都道府県の交通安全協会や日本赤十字社の都道府県支部へ寄付する「にっせーのせ！地域振興寄付金」を新設し、計11,253,420円を全国47都道府県の交通安全協会へ寄付しました。
 - (2) 全支社一律でがん検診の受診を推奨するビラの配布や、地域住民の方へのがん検診に関するアンケートを行い、結果を自治体にフィードバックする「がん啓発活動」を実施。2025年7月28日～11月24日の期間に、1,581,580名の方に回答いただきました。また、「にっせーのせ！地域振興寄付金」として、計15,667,640円を日本赤十字社各都道府県支部へ寄付しました。
 - (3) 全支社一律で生活習慣や健康・疾病に関するビラの配布や、地域住民の方への生活習慣等に関するアンケートを実施するとともに、支社ごとに、各地域の健康課題や自治体要望に応じた独自取組を実施する「地域の健康サポート活動」を実施し、2025年11月25日～2026年3月18日の期間に、1,344,822名に回答いただきました。また、「にっせーのせ！地域振興寄付金」として、13,448,220円を日本赤十字社各都道府県支部へ寄付する予定です。
 - (4) 金融教育の一環として、全国の当社職員が中学校・高校で講師となり、ライフデザインや保険の大切さ、金融リテラシーについて直接子どもたちに伝える「出前・受入授業」を、2025年度は151校で実施し、13,807名に参加いただきました。
 - (5) 「進学応援奨学金supported by 日本生命」として、経済的に困難な状況にある全国の高校生・浪人生1,200名へ、進学準備等の費用に充てる10万円を給付する進学支援も実施しております。(2025年度より、募集人数を800名から1,200名へ、給付額を5万円から10万円へ拡大しました。)
 - (6) 小学生を対象に舞台芸術の鑑賞機会を提供する「ニッセイ名作シリーズ2025」への招待や、難病児・障がい児等を対象に全国の特別支援学校や病院施設等で舞台芸術等のパフォーマンスを届ける「こころだま公演」、所属アスリート等によるスポーツ教室の開催や、Bリーグクラブとの協業、パラスポーツの体験会・講演会等、未来世代の健全な成長やDE&Iの浸透・共生、地域社会の活性化に向けた取組を行っております。
 - (7) 環境への貢献として、全国各地の「ニッセイの森」を中心とした森林保全活動を、2025年度は15カ所で開催するとともに、自然観察を行う「森の探検隊」等の子ども向け環境教育を2カ所で開催しました。
2. 2025年5月19日の経営会議を経た社長決定により、社会厚生福祉事業助成資金のうち、公益財団法人日本生命済生会へ5億1000万円を、公益財団法人日本生命財団へ3億2700万円を、公益財団法人ニッセイ文化振興財団へ5億5200万円を、公益財団法人ニッセイ緑の財団へ1億7800万円を、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団へ1億1000万円を支出しました。

(役員に関する事項)

1. 2025年7月2日、第78回定時総代会において、取締役（監査等委員である者を除く。）に清水博、朝日智司、赤堀直樹、牛島信、三浦惺、富田哲郎、濱田純一の7氏が再度選任され、また、中村吉隆、宮嶋隆浩、中野佳代子の3氏が新たに選任され、就任しました。また、同日、監査等委員である取締役に松永陽介氏が再度選任され、また、宮嶋まゆ子氏が新たに選任され、就任しました。
なお、牛島信、三浦惺、富田哲郎、濱田純一の4氏は社外取締役です。
2. 2025年7月2日、取締役会決議により、同日付で、取締役会長に取締役清水博氏が、取締役社長に取締役朝日智司氏が再度選定され、就任するとともに、代表取締役に取締役会長清水博、取締役社長朝日智司、取締役赤堀直樹の3氏が再度選定され、就任しました。
3. 2025年7月2日、監査等委員会決議により、同日付で、常勤の監査等委員に監査等委員である取締役松永陽介氏が再度選定され、また、監査等委員である取締役宮嶋まゆ子氏が新たに選定され、就任するとともに、常任監査等委員に監査等委員である取締役松永陽介氏が新たに選定され、就任しました。
4. 2026年3月6日の取締役会決議により、2026年3月25日付で、取締役専務執行役員に取締役常務執行役員中村吉隆氏が新たに選定され、就任しました。

計算書類

2025年度 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	578,246	保険契約準備金	62,859,464
現金	30	支払備金	198,405
預貯金	578,215	責任準備金	61,486,775
コールローン	788,726	社員配当準備金	1,174,282
買入金銭債権	120,444	再保険借	3,168
有価証券	73,001,116	社債	1,487,436
国債	26,458,875	その他負債	7,962,247
地方債	699,119	売現先勘定	3,451,183
社債	1,814,763	借入金	1,076,000
株式	15,841,142	未払法人税等	15,029
外国証券	25,239,368	未払金	217,197
その他の証券	2,947,846	未払費用	65,590
貸付金	7,782,526	前受収益	18,155
保険約款貸付	380,769	預り金	118,413
一般貸付	7,401,757	預り保証金	90,026
有形固定資産	1,765,838	先物取引差金勘定	156
土地	1,122,635	金融派生商品	2,884,297
建物	600,369	リース債務	3,096
リース資産	3,486	資産除去債務	7,708
建設仮勘定	14,840	仮受金	15,388
その他の有形固定資産	24,506	その他の負債	2
無形固定資産	230,339	役員賞与引当金	453
ソフトウェア	134,827	退職給付引当金	358,646
その他の無形固定資産	95,512	価格変動準備金	1,200,302
再保険貸	191	繰延税金負債	1,319,913
その他資産	1,520,288	再評価に係る繰延税金負債	99,734
未収金	107,587	支払承諾	47,911
前払費用	26,318	負債の部合計	75,339,278
未収収益	401,089	(純資産の部)	
預託金	33,514	基金	50,000
先物取引差入証拠金	59,640	基金償却積立金	1,400,000
先物取引差金勘定	925	再評価積立金	651
金融派生商品	113,763	剰余金	1,256,468
仮払金	13,139	損失填補準備金	24,804
その他の資産	764,310	その他剰余金	1,231,664
支払承諾見返	47,911	社員配当平衡積立金	10,000
貸倒引当金	△3,790	社会厚生福祉事業助成資金	2,041
		財務基盤積立金	571,917
		圧縮積立金	79,811
		別段積立金	170
		当期末処分剰余金	567,725
		基金等合計	2,707,119
		その他有価証券評価差額金	9,779,130
		繰延ヘッジ損益	△1,937,941
		土地再評価差額金	△55,747
		評価・換算差額等合計	7,785,440
		純資産の部合計	10,492,560
資産の部合計	85,831,839	負債及び純資産の部合計	85,831,839

貸借対照表の注記

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
2. (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時的払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準ののっとり、次のとおり計上しております。
 - ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先等に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は67百万円(担保・保証付債権に係る額35百万円)であります。
7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
8. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準

- ②数理計算上の差異の処理年数 5年
- ③過去勤務費用の処理年数 5年
9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
10. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建社債(予定取引含む)に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|----------------------------|
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建社債(予定取引含む) |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 通貨オプション | 外貨建債券 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号)に従っております。
13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、当期より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約(一時払契約を含む)の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、9年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が201,047百万円増加し、また、経常利益および税引前中間純剰余が201,047百万円減少しております。
14. 既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合(以下「みなし入院」という)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法の概要)
- IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外したうえで、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、4,890,671百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。実質価額の算定には、子会社等の将来業績等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第3項をご参照ください。
16. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)および「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等があり、その内容は以下のとおりです。
- ①概要
- 当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。
- 借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

17. 一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。
18. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。
 なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。
- (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
買入金銭債権	120,444	115,244	△5,199
責任準備金対応債券	68,637	63,438	△5,199
その他有価証券	51,806	51,806	－
有価証券 (*3,*4,*5)	68,723,046	63,972,493	△4,750,553
売買目的有価証券	835,003	835,003	－
責任準備金対応債券	25,386,742	20,213,457	△5,173,284
子会社株式及び関連会社株式	751,119	1,173,851	422,731
その他有価証券	41,750,181	41,750,181	－
貸付金 (*6)	7,780,137	7,243,036	△537,100
保険約款貸付	380,639	380,639	－
一般貸付	7,399,497	6,862,396	△537,100
金融派生商品 (*7)	(2,770,534)	(2,770,534)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	24,775	24,775	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,795,309)	(2,795,309)	－
社債 (*6,*8)	(1,487,436)	(1,368,130)	(△119,305)
借入金 (*8)	(1,076,000)	(1,011,091)	(△64,908)

(*1) 貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式3,080,212百万円、その他有価証券51,139百万円であります。

(*4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号、以下「時価算定会計基準適用指針」という)第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、1,146,717百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。

- (※6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。
- (※7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (※8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は64,280百万円であります。

② 満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③ 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	4,228	4,243	14
	公社債	4,017,220	4,062,489	45,268
	外国証券	47,735	48,064	328
	小計	4,069,185	4,114,796	45,611
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	64,408	59,194	△5,214
	公社債	21,229,023	16,014,676	△5,214,347
	外国証券	92,762	88,227	△4,534
	小計	21,386,195	16,162,098	△5,224,096
合計		25,455,380	20,276,895	△5,178,484

④ その他の有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	38,193	38,886	693
	公社債	577,359	676,980	99,621
	株式	3,660,741	14,454,395	10,793,654
	外国証券	11,919,229	15,928,729	4,009,500
	その他の証券	584,993	842,468	257,474
	小計	16,780,517	31,941,461	15,160,944
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	12,957	12,919	△37
	公社債	3,436,125	2,776,527	△659,597
	株式	158,838	132,466	△26,371
	外国証券	5,840,137	5,377,877	△462,259
	その他の証券	1,868,572	1,560,735	△307,837
	小計	11,316,630	9,860,526	△1,456,103
合計		28,097,147	41,801,987	13,704,840

※市場価格のない株式等51,139百万円、組合等への出資残高87,378百万円は含めておりません。

⑤ 減損処理を行った有価証券

当期において、74,125百万円減損処理を行っております。

なお、公社債および株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したのものにつき、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

公社債の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日の市場価格等が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日の市場価格等が取得原価の50%超100%未満かつ発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

また、株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

□ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	8,000	6,299	10,169	97,302
責任準備金対応債券	－	6,299	9,623	52,662
その他有価証券	8,000	－	546	44,640
有価証券	1,883,198	8,688,717	7,946,759	34,173,709
責任準備金対応債券	883,932	3,083,282	1,975,795	20,136,004
その他有価証券	999,265	5,605,434	5,970,963	14,037,705
貸付金	1,144,369	2,530,831	2,022,324	1,703,083
社債	－	－	－	1,487,436
借入金	－	－	－	1,076,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの1,033百万円は含めておりません。

19. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	－	7,994	43,812	51,806
その他有価証券	－	7,994	43,812	51,806
有価証券（*1）	21,321,310	18,714,920	219,378	40,255,610
売買目的有価証券	380,892	454,110	－	835,003
その他有価証券	20,940,418	18,260,809	219,378	39,420,607
公社債	2,229,192	1,224,315	－	3,453,507
国債	2,229,192	－	－	2,229,192
地方債	－	91,926	－	91,926
社債	－	1,132,389	－	1,132,389
株式	14,437,604	149,258	－	14,586,862
外国証券	4,261,013	14,513,419	219,378	18,993,812
公社債	2,988,846	8,906,261	216,577	12,111,685
株式等	1,272,167	5,607,158	2,801	6,882,127
その他の証券	12,608	2,373,816	－	2,386,424
金融派生商品（*2）	(2,273)	(2,768,260)	－	(2,770,534)
金利関連	－	(614,776)	－	(614,776)
通貨関連	－	(2,153,488)	－	(2,153,488)
その他	(2,273)	4	－	(2,269)

(*1) 時価算定会計基準適用指針第24－3項または第24－9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託2,295,576百万円、投資信託財産が不動産である投資信託34,927百万円であり、当期首残高から当期末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位：百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託 (*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当期首残高	1,785,995	49,531	1,835,527
当期の損益	267,638	2,303	269,941
純損益に計上 (*4)	36,885	3,781	40,667
評価・換算差額等合計に計上 (*5)	230,753	△1,478	229,274
購入、売却および償還	241,942	△16,907	225,035
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当期末残高	2,295,576	34,927	2,330,503
当期の損益に計上した額のうち当期末に おいて保有する投資信託の評価損益 (*4)	-	-	-

(*3) 主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の貸借対照表価額は、2,268,820百万円であります。

(*4) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のうち、その他有価証券評価差額金に含まれております。

□ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	63,438	63,438
責任準備金対応債券	-	-	63,438	63,438
有価証券	19,511,632	1,874,270	167	21,386,070
責任準備金対応債券	19,046,401	1,166,888	167	20,213,457
公社債	18,945,460	1,131,537	167	20,077,165
外国証券	100,941	35,350	-	136,292
子会社株式及び関連会社株式	465,231	707,381	-	1,172,612
貸付金	-	-	7,243,036	7,243,036
保険約款貸付	-	-	380,639	380,639
一般貸付	-	-	6,862,396	6,862,396
社債 (*6)	-	(1,368,130)	-	(1,368,130)
借入金 (*6)	-	(938,724)	(72,366)	(1,011,091)

(*6) 社債および借入金は負債に計上しており、() で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

□ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フ

ローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券 その他有価証券
当期首残高	11,087	236,842
当期の損益	3,021	16,182
純損益に計上 (*1)	2,822	15,468
評価・換算差額等合計に計上 (*2)	198	714
購入、売却、発行および決済	29,704	△33,646
レベル3の時価への振り替え	—	—
レベル3の時価からの振り替え	—	—
当期末残高	43,812	219,378
当期の損益に計上した額のうち 当期末において保有する 金融商品の評価損益 (*1)	—	—

(*1) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

20. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,261,838百万円、時価は1,912,938百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,818百万円であります。

21. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は21,712百万円あります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は8,748百万円あります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は11,669百万円あります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破

産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は1,294百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の額は67百万円減少しております。
22. 有形固定資産の減価償却累計額は1,287,254百万円であります。
23. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,123,555百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
24. 子会社等に対する金銭債権の総額は76,324百万円、金銭債務の総額は9,061百万円であります。
25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当期首現在高	1,126,878百万円
ロ 前期剰余金よりの繰入額	291,689百万円
ハ 当期社員配当金支払額	265,257百万円
ニ 利息による増加額	20,972百万円
ホ 当期末現在高 (イ+ロ-ハ+ニ)	1,174,282百万円

26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。
通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2017年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2023年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2024年 4月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 4月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

また、2026年4月2日に、次のとおり社債を発行しております。

①2031年満期米ドル建無担保普通社債

発行価格	額面金額の100%
発行総額	1,100百万米ドル
利率	年4.748% (固定金利)
償還期限	2031年4月
担保および保証の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資金用途	一般事業資金

②2033年満期米ドル建無担保普通社債

発行価格	額面金額の100%
発行総額	750百万米ドル
利率	年5.046% (固定金利)
償還期限	2033年4月
担保および保証の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資金用途	一般事業資金

なお、①については、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、2026年4月27日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当期において658百万円であります。

名称	第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
発行年月日	2016年4月27日
繰上償還金額	額面金額の100%
繰上償還額	700億円
繰上償還の方法	未償還残高の全額繰上償還

27. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,076,000百万円が含まれております。
28. 担保に供されている資産の額は、有価証券7,526,063百万円であります。また、担保に係る債務の額は3,451,183百万円であります。
- なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却3,739,660百万円および売現先勘定3,451,183百万円をそれぞれ含んでおります。
29. 子会社等の株式および出資金の総額は4,890,671百万円であります。
30. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は1,943,602百万円であります。
31. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は139,749百万円であります。
32. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は312,696百万円であります。
33. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	516,396百万円
ロ 勤務費用	19,053百万円
ハ 利息費用	9,811百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	△33,969百万円
ホ 退職給付の支払額	△35,948百万円
ヘ 過去勤務費用の当期発生額	△3,101百万円
ト 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	472,242百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	230,835百万円
ロ 期待運用収益	3,300百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	8,483百万円
ニ 事業主からの拠出額	3,128百万円
ホ 退職給付の支払額	△13,072百万円
ヘ 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	232,675百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	147,492百万円
ロ 年金資産	△232,675百万円
	△85,182百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	324,749百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	113,532百万円
ホ 未認識過去勤務費用	5,546百万円
ヘ 退職給付引当金 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	358,646百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	19,053百万円
ロ 利息費用	9,811百万円
ハ 期待運用収益	△3,300百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	△19,866百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△611百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	5,086百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	65.5%
ロ 国内株式	15.5%
ハ 国内債券	10.6%
ニ 外国証券	6.2%
ホ 現金及び預貯金	2.2%
ヘ 合計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	1.9%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

- (3) 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は2,937百万円です。
34. (1) 繰延税金資産の総額は2,768,924百万円であり、繰延税金負債の総額は4,022,309百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は66,528百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,396,384百万円、繰延ヘッジ損益788,168百万円および価格変動準備金346,887百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金3,938,383百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△16.8%であります。
35. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
36. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は124百万円であります。
37. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は7,841,840百万円であります。

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,824,093
保険料等収入	5,402,341
保険料	5,400,527
再保険収入	1,813
資産運用収益	3,285,271
利息及び配当金等収入	1,936,910
預貯金利息	11,882
有価証券利息・配当金	1,626,972
貸付金利息	164,963
不動産賃貸料	116,996
その他利息配当金	16,095
有価証券売却益	1,087,156
為替差益	141,418
貸倒引当金戻入額	933
投資損失引当金戻入額	24,125
その他運用収益	2,011
特別勘定資産運用益	92,715
その他経常収益	136,480
年金特約取扱受入金	2,988
保険金据置受入金	59,054
支払備金戻入額	11,429
その他の経常収益	63,008
経常費用	8,668,507
保険金等支払金	5,297,531
保険金	1,021,576
年金	900,339
給付金	816,055
解約返戻金	2,204,375
その他返戻金	349,285
再保険料	5,897
責任準備金等繰入額	324,763
責任準備金繰入額	303,791
社員配当金積立利息繰入額	20,972
資産運用費用	2,198,864
支払利息	71,765
有価証券売却損	1,729,210
有価証券評価損	74,853
金融派生商品費用	231,699
賃貸用不動産等減価償却費	21,990
その他運用費用	69,344
事業費	602,580
その他経常費用	244,767
保険金据置支払金	102,349
税金	57,605
減価償却費	57,442
その他の経常費用	27,370
経常利益	155,585
特別利益	480,488
固定資産等処分益	7,783
価格変動準備金戻入額	472,705
特別損失	17,713
固定資産等処分損	6,424
減損損失	9,246
不動産圧縮損	12
社会厚生福祉事業助成金	1,677
その他特別損失	353
税引前当期純剰余	618,360
法人税及び住民税	△33,580
法人税等調整額	85,084
法人税等合計	51,504
当期純剰余	566,856

(損益計算書の注記)

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は103,400百万円、費用の総額は49,709百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券8,892百万円、株式等868,130百万円、外国証券210,133百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,365,365百万円、株式等147,541百万円、外国証券216,303百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券70,475百万円、株式等4,310百万円、外国証券67百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は37百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価損益が34,302百万円含まれております。
8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	借地権	建物	合計
賃貸用不動産等	－	6,793	174	6,967
遊休不動産等	1,352	－	925	2,278
合計	1,352	6,793	1,100	9,246

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

9. 法人税及び住民税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の額は108百万円であります。

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金							剰余金合計	基金等合計
				損失填補準備金	その他剰余金					当期未処分剰余金		
				社員配当平衡積立金	社会厚生福祉事業助成資金	財務基盤積立金	圧縮積立金	別段積立金				
当期首残高	50,000	1,400,000	651	23,390	-	718	411,917	77,279	170	468,775	982,249	2,432,900
当期変動額												
社員配当準備金の積立										△291,689	△291,689	△291,689
損失填補準備金の積立				1,414						△1,414	-	-
基金利息の支払										△140	△140	△140
当期純剰余										566,856	566,856	566,856
社員配当平衡積立金の積立					10,000					△10,000	-	-
社会厚生福祉事業助成資金の積立						3,000				△3,000	-	-
社会厚生福祉事業助成資金の取崩						△1,677				1,677	-	-
財務基盤積立金の積立							160,000			△160,000	-	-
圧縮積立金の積立								5,061		△5,061	-	-
圧縮積立金の取崩								△2,529		2,529	-	-
土地再評価差額金の取崩										△807	△807	△807
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	-	1,414	10,000	1,323	160,000	2,531	-	98,950	274,218	274,218
当期末残高	50,000	1,400,000	651	24,804	10,000	2,041	571,917	79,811	170	567,725	1,256,468	2,707,119

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,377,817	△1,366,998	△56,555	5,954,262	8,387,163
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△291,689
損失填補準備金の積立					-
基金利息の支払					△140
当期純剰余					566,856
社員配当平衡積立金の積立					-
社会厚生福祉事業助成資金の積立					-
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					-
財務基盤積立金の積立					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					△807
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	2,401,312	△570,942	807	1,831,178	1,831,178
当期変動額合計	2,401,312	△570,942	807	1,831,178	2,105,397
当期末残高	9,779,130	△1,937,941	△55,747	7,785,440	10,492,560

2025年度 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,672,747	保険契約準備金	91,041,610
コールローン	1,011,726	支払備金	500,471
買入金銭債権	932,235	責任準備金	89,312,921
有価証券	91,607,445	社員配当準備金	1,174,282
貸付金	9,588,553	契約者配当準備金	53,934
有形固定資産	2,004,649	再保険借	142,815
土地	1,185,143	社債	1,935,676
建物	673,447	その他負債	11,162,198
リース資産	60,789	役員賞与引当金	453
建設仮勘定	16,722	退職給付に係る負債	288,187
その他の有形固定資産	68,545	役員退職慰労引当金	298
無形固定資産	2,877,366	価格変動準備金	1,319,259
ソフトウェア	167,347	繰延税金負債	1,615,096
のれん	1,208,003	再評価に係る繰延税金負債	99,734
リース資産	11	支払承諾	48,420
その他の無形固定資産	1,502,003	負債の部合計	107,653,751
再保険貸	4,730,575	(純資産の部)	
その他資産	4,282,503	基金	50,000
退職給付に係る資産	1,652	基金償却積立金	1,400,000
繰延税金資産	116,028	再評価積立金	651
支払承諾見返	48,420	連結剰余金	1,211,876
貸倒引当金	△11,166	基金等合計	2,662,527
		その他有価証券評価差額金	10,082,267
		繰延ヘッジ損益	△1,972,981
		土地再評価差額金	△55,747
		為替換算調整勘定	256,052
		退職給付に係る調整累計額	87,779
		在外子会社等に係る保険契約準備金 評価差額金	5,771
		その他の包括利益累計額合計	8,403,139
		新株予約権	2,251
		非支配株主持分	141,068
		純資産の部合計	11,208,987
資産の部合計	118,862,738	負債及び純資産の部合計	118,862,738

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結実質子会社数 82社

主要な連結実質子会社

ニッセイ信用保証株式会社
ニッセイ・リース株式会社
ニッセイ・キャピタル株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
大樹生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
はなさく生命保険株式会社
ニッセイプラス少額短期保険株式会社
株式会社ニチイホールディングス
メディカル・データ・ビジョン株式会社
Nippon Life Insurance Company of America
Nippon Life Americas, Inc.
Nippon Life Australia and New Zealand NOHC Pty Ltd.
Nippon Life India Asset Management Limited
Resolution Life Group Holdings Ltd.

当社の連結実質子会社である株式会社ニチイホールディングス傘下の子会社間における吸収合併により、傘下1社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において持分法適用の関連会社であったResolution Life Group Holdings Ltd.の株式を追加取得したことならびにResolution Life NOHC Pty Ltd.の株式を取得したことに伴い、傘下57社含む計59社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。Resolution Life NOHC Pty Ltd.は、本件統合に伴いNippon Life Australia and New Zealand NOHC Pty Ltd.に商号を変更しております。

メディカル・データ・ビジョン株式会社は、株式の取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

主要な非連結実質子会社は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結実質子会社については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結実質子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 16社

主要な持分法適用の関連会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
企業年金ビジネスサービス株式会社
長生人壽保險有限公司
Bangkok Life Assurance Public Company Limited
IndusInd Nippon Life Insurance Company Limited
PT Sequis
PT Asuransi Jiwa Sequis Life
The TCW Group, Inc.
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited
Corebridge Financial, Inc.

Resolution Life Group Holdings Ltd.の株式の追加取得に係る一連の取引に伴い、Resolution Life Group Holdings Ltd.は連結実質子会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

一方で、傘下1社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。また、Blackstone ISG Investment Partners – R (BMU) L.P.は、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。当取引の内容については、連結貸借対照表関係の注記第34項をご参照ください。

Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedは、2025年12月10日付で、IndusInd Nippon Life Insurance Company Limitedに商号を変更しております。

Post Advisory Group, LLCは、株式の売却に伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。持分法を適用していない非連結実質子会社（Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他）および関連会社（株式会社エスエルタワーズ他）については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項

連結実質子会社のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連会社に係るのれん相当額（以下「のれん等」という）は、定額法により20年以内で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 一部の在外持分法適用会社において、当連結会計年度より、IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第17号「保険契約」を適用しております。当該会計方針の変更により、金融商品の分類および測定方法等を変更しております。また、貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスク、および保険契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性の影響を反映するよう保険契約準備金を測定しております。さらに、その他の包括利益累計額に「在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金」を新設しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結計算書類となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結損益計算書の経常利益および税金等調整前純剰余は、それぞれ786百万円増加しております。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、有価証券が10百万円、連結剰余金が1,644百万円、為替換算調整勘定が238百万円、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金が8,852百万円減少し、その他有価証券評価差額金が10,725百万円増加しております。さらに、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の期首の有価証券が408百万円、連結剰余金が2,430百万円、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金が90百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,112百万円増加しております。
2. 一部の在外連結実質子会社において、当連結会計年度より米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）が公表した会計基準（ASC）Topic 944「金融サービス－保険契約」（ASU第2018－12号等）を適用しております。当該会計方針の変更により、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法等を変更しております。また、金利変動による将来保険給付に係る負債の割引率変更影響額等については、その他の包括利益累計額の「在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金」に計上しております。
なお、当社の連結実質子会社であるResolution Life Group Holdings Ltd.は、当連結会計年度において、米国財務会計基準審議会が公表した会計基準（ASC）Topic 805「企業結合」で定めるPushdown Accountingを適用しており、当該企業結合日（2025年10月30日）より前の期間には遡及適用しておりません。
3. (1) 当社および一部の連結実質子会社の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法による償却原価法（定額法）
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約
 - (2) 大樹生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険（40年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分）
 - ② 拋出型企業年金（27年以内）小区分（拋出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分）
 - ③ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ④ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ⑤ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））
 - ⑥ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））（共同保険式再保険に付した契約を除く）
 - (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
 - ① 個人保険・個人年金商品（ただし一部保険種類を除く）
 - ② 終身がん保険・養老保険商品
 - ③ 一時払終身保険（確定積立金区分型）商品
 - ④ 上記を除く円建一時払商品（ただし一部保険契約を除く）
 - ⑤ 上記を除く米ドル建商品（ただし一部保険契約を除く）
 - ⑥ 上記を除く豪ドル建一時払年金商品（ただし一部保険種類を除く）
 - (4) はなさく生命保険株式会社
全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券につ

- いて責任準備金対応債券に区分しております。
5. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
 6. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (i) 建物

定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社および一部の連結実質子会社のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。
 - ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。連結実質子会社の買収等により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。
7. 当社ならびに一部の連結実質子会社の外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

また、一部の連結実質子会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
 8. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
 - ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
 - (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
 - (3) 連結実質子会社においては、主として資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。
 - (4) 破綻先および実質破綻先等に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は94百万円（担保・保証付債権に係る額40百万円）であります。
 - (5) 一部の在外連結実質子会社においては、各国の会計基準に基づき算出した額を貸倒引当金として認識しております。
 9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 10. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
 - (2) 当社および一部の連結実質子会社の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準
 - ②数理計算上の差異の処理年数 5年
 - ③過去勤務費用の処理年数 5年
 11. 役員退職慰労引当金は、一部の連結実質子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
 12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
 13. 当社および一部の連結実質子会社の貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
 14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
 - ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建社債（予定取引含む）に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建社債（予定取引含む）
為替予約	外貨建債券等
通貨オプション	外貨建債券

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

15. 当社および一部の連結実質子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
16. 当社および一部の実質子会社は、当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号）に従っております。
17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が209,821百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が209,821百万円減少しております。

イ 当社

2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、当連結会計年度より、責任準備金を追加して積み立てる終身保険契約（一時払契約を含む）の対象を拡大し、そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、9年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が201,047百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が201,047百万円減少しております。

ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が8,774百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が8,774百万円減少しております。

- (2) 米国会計基準適用の連結される在外生命保険会社における責任準備金は、将来の保険給付の支払いに備えるための負債として、最新の保険数理計算上の仮定および市場金利を反映した割引率を用い、各連結会計期間末において再測定しております。また、特約等に含まれる市場リスクを伴う給付については、そのリスク特性を反映するため、保険契約から充当される手数料を考慮した公正価値により再測定しております。

なお、Resolution Life Group Holdings Ltd.の責任準備金は連結貸借対照表の注記第34項に係る企業結合日において公正価値により再測定しております。公正価値の測定に用いられる割引率の見積りは、米国のリスクフリーレートに会社固有のリスクプレミアムを加味して計算されますが、判断が必要とされる重要な見積り要素であり、不確実性を伴います。また、割引率に対する責任準備金の感応度が高いため、割引率の見積りにより、責任準備金の公正価値に重要な影響を及ぼす可能性があります。企業結合日におけるResolution Life Group Holdings Ltd.の責任準備金の公正価値は10兆4,423億円と見積もっております。

また、Resolution Life Group Holdings Ltd.の契約継続保証付ユニバーサル保険は、契約継続保証が長期にわたる場合には、責任準備金の見積りに用いる死亡率や解約率等の仮定の決定に不確実性を伴います。さらに、契約継続保証の商品特性により、運用環境が契約者の解約の意思決定に一定の影響を与えることが考えられ、運用環境の変化を考慮した解約率は複雑な見積りとなる場合があり、不確実性を伴います。死亡率や解約率等の仮定の見直しにより、翌連結会計年度以降の責任準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

上記以外の連結される在外生命保険会社の責任準備金は、各国の会計基準に基づき算出した額を積み立てております。

18. 当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外したうえで、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づき識別した重要な会計上の見積りであるのれん等およびその他の無形固定資産（顧客関連資産）の当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額は、次のとおりです。

①のれん	1,208,003百万円
株式会社ニッセイ・ライフサポート	191,727百万円

②のれん相当額	114,044百万円
The TCW Group, Inc.	7,689百万円
③その他の無形固定資産（顧客関連資産）	52,648百万円
株式会社ニッセイ・ライフサポート	52,648百万円

また、のれん等およびその他の無形固定資産（顧客関連資産）の減損判定にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第3項をご参照ください。

20. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）および「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等があり、その内容は以下のとおりです。

①概要

当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を連結貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

21. 当社および一部の連結実質子会社の一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。また、米国会計基準適用の在外連結実質子会社におけるセパレートアカウント資産ならびに受再した資産留保型修正共同保険式再保険契約に伴う連結変動持分事業体に係る資産および負債は、保険契約または再保険契約と一体として管理・運用されているため、注記には含めておりません。

(1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
買入金銭債権	932,235	921,550	△10,685
売買目的有価証券	27,020	27,020	—
満期保有目的の債券	15,913	14,047	△1,866
責任準備金対応債券	109,321	100,503	△8,818
その他有価証券	779,978	779,978	—
有価証券 (*3,*4,*5)	89,856,233	83,509,640	△6,346,592
売買目的有価証券	4,811,503	4,811,503	—
満期保有目的の債券	951,593	914,276	△37,317
責任準備金対応債券	32,869,989	26,818,166	△6,051,823
子会社株式及び関連会社株式	766,414	508,962	△257,452
その他有価証券	50,456,731	50,456,731	—
貸付金 (*6)	9,579,760	8,983,639	△596,120
保険約款貸付	707,217	707,217	—
一般貸付	8,872,542	8,276,421	△596,120
金融派生商品 (*7)	(2,912,344)	(2,912,344)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(49,493)	(49,493)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,862,850)	(2,862,850)	—
その他の資産	19,020	19,020	—
社債 (*6,*8)	(1,935,676)	(1,815,917)	(△119,758)
借入金 (*8)	(1,861,711)	(1,795,011)	(△66,699)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、482,597百万円であります。なお、一部の在外連結実質子会社において時価をもって帳簿価額としている非上場株式等については、含めております。

(*4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号、以下「時価算定会計基準適用指針」という）第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は1,268,614百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。

(*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は49,524百万円であります。

② 満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	1,900	1,902	1
	公社債	38,924	39,629	705
	外国証券	217,251	220,649	3,398
	小計	258,076	262,182	4,105
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	14,012	12,144	△1,868
	公社債	152,088	136,294	△15,794
	外国証券	543,329	517,702	△25,626
	小計	709,431	666,141	△43,289
合計		967,507	928,323	△39,184

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	6,201	6,229	28
	公社債	4,323,069	4,372,082	49,013
	外国証券	416,326	421,167	4,841
	小計	4,745,596	4,799,479	53,883
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	103,120	94,273	△8,847
	公社債	24,118,217	18,410,478	△5,707,739
	外国証券	4,012,376	3,614,437	△397,938
	小計	28,233,715	22,119,189	△6,114,525
合計		32,979,311	26,918,669	△6,060,641

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価を 超えるもの	買入金銭債権	297,106	298,817	1,710
	公社債	655,858	768,069	112,210
	株式	3,839,388	15,217,542	11,378,154
	外国証券	14,046,652	18,246,508	4,199,855
	その他の証券	1,543,921	1,828,932	285,011
	小計	20,382,927	36,359,869	15,976,942
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価を 超えないもの	買入金銭債権	486,999	481,161	△5,838
	公社債	4,133,861	3,396,191	△737,669
	株式	248,293	208,284	△40,008
	外国証券	8,083,153	7,492,487	△590,665
	その他の証券	3,632,057	3,298,714	△333,342
	小計	16,584,364	14,876,840	△1,707,524
合計		36,967,292	51,236,710	14,269,418

※市場価格のない株式等192,411百万円、組合等への出資残高206,519百万円は含めておりません。

⑤減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、74,125百万円減損処理を行っております。

なお、当社および一部の連結実質子会社の公社債および株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

公社債の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日の市場価格等が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日の市場価格等が取得原価の50%超100%未満かつ発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

また、株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	8,018	9,131	10,804	170,766
満期保有目的の債券	－	750	273	14,568
責任準備金対応債券	－	6,738	9,623	92,903
その他有価証券	8,018	1,642	907	63,294
有価証券	2,255,917	11,240,848	11,206,207	43,486,091
満期保有目的の債券	62,678	438,988	351,323	105,475
責任準備金対応債券	980,917	3,918,631	3,474,454	25,470,020
その他有価証券	1,212,322	6,883,229	7,380,430	17,910,595
貸付金 (*1)	1,255,612	3,000,004	2,334,160	2,274,266
社債 (*2)	－	－	195,700	1,714,113
借入金	169,077	318,725	－	1,086,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの1,842百万円は含めておりません。

(*2) 期間の定めのないものは含めておりません。

23. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	－	459,385	347,613	806,999
売買目的有価証券	－	27,020	－	27,020
その他有価証券	－	432,364	347,613	779,978
有価証券 (*1)	25,231,329	25,976,233	1,673,069	52,880,632
売買目的有価証券	2,266,045	1,913,441	632,016	4,811,503
その他有価証券	22,965,283	24,062,791	1,041,052	48,069,128
公社債	2,581,043	1,583,217	－	4,164,261
国債	2,581,043	－	－	2,581,043
地方債	－	115,924	－	115,924
社債	－	1,467,293	－	1,467,293
株式	15,267,255	158,572	－	15,425,827
外国証券	5,000,871	17,877,703	493,679	23,372,254
公社債	3,617,372	11,746,028	490,877	15,854,277
株式等	1,383,499	6,131,675	2,801	7,517,976
その他の証券	116,113	4,443,297	547,373	5,106,785
金融派生商品 (*2)	15,461	(2,912,134)	(15,670)	(2,912,344)
金利関連	1,245	(693,645)	25,025	(667,374)
通貨関連	－	(2,232,457)	513	(2,231,943)
その他	14,215	13,967	(41,209)	(13,025)
その他の資産	－	－	6,189	6,189

(*1) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託2,349,522百万円、投資信託財産が不動産である投資信託39,010百万円であり、当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位：百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託 (*3)	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
当連結会計年度期首残高	1,816,187	53,169	1,869,356
当連結会計年度の損益	272,398	2,411	274,809
純損益に計上 (*4)	37,715	3,781	41,497
その他の包括利益に計上 (*5)	234,682	△1,370	233,311
購入、売却および償還	260,937	△16,569	244,368
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
当連結会計年度末残高	2,349,522	39,010	2,388,533
当連結会計年度の損益に計上した額のうち 当連結会計年度末において保有する投資信託 の評価損益 (*4)	777	-	777

(*3) 主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の連結貸借対照表価額は2,322,766百万円であります。

(*4) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5) 連結貸借対照表のその他の包括利益累計額合計のうちその他有価証券評価差額金に含まれております。

□ 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	114,550	114,550
満期保有目的の債券	-	-	14,047	14,047
責任準備金対応債券	-	-	100,503	100,503
有価証券	22,717,422	5,487,406	35,337	28,240,166
満期保有目的の債券	86,558	792,547	35,170	914,276
公社債	30,554	145,369	-	175,923
外国証券	56,004	647,177	35,170	738,352
責任準備金対応債券	22,165,632	4,652,366	167	26,818,166
公社債	21,248,542	1,533,850	167	22,782,560
外国証券	917,090	3,118,515	-	4,035,605
子会社株式及び関連会社株式	465,231	42,492	-	507,723
貸付金	-	-	8,983,639	8,983,639
保険約款貸付	-	-	707,217	707,217
一般貸付	-	-	8,276,421	8,276,421
その他の資産	-	-	12,831	12,831
社債 (*6)	-	(1,788,842)	(27,074)	(1,815,917)
借入金 (*6)	-	(938,724)	(856,287)	(1,795,011)

(*6) 社債および借入金は負債に計上しており、() で示しております。

- (2) 当社および一部の連結実質子会社の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。
- ① 有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、または、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

市場価格を時価とするものは、レベル2の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル3の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

一部の在外連結実質子会社においては、重要な観察できないインプットを推計しております。

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	インカムアプローチ	割引率	10.35%~15.15%
売買目的有価証券	マーケットアプローチ	評価倍率 (企業価値/EBITDA)	3.24倍~23.1倍

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権 その他 有価証券	有価証券 売買目的 有価証券	有価証券 その他 有価証券	金融派生 商品 通貨関連	金融派生 商品 金利関連	金融派生 商品 その他	その他の 資産
当連結会計年度期首残高	32,770	-	418,752	53	-	724	-
当連結会計年度の損益	8,068	8,753	38,513	483	810	△18,319	148
純損益に計上 (*1)	2,647	△15,499	25,525	479	213	△17,844	-
その他の包括利益に計上 (*2)	5,421	24,252	12,987	3	597	△474	148
購入、売却、発行および決済 (*3)	308,641	623,263	591,872	△22	24,214	△23,614	6,040
レベル3の時価への振り替え (*4)	-	-	42,628	-	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え (*5)	△1,866	-	△50,714	-	-	-	-
当連結会計年度末残高	347,613	632,016	1,041,052	513	25,025	△41,209	6,189
当連結会計年度の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融商品の評価損益 (*1)	△165	△15,499	14,017	510	213	△18,728	-

- (*1) 連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。
- (*2) 連結貸借対照表のその他の包括利益累計額合計のその他有価証券評価差額金および為替換算調整勘定に含まれております。
- (*3) 連結範囲の変動による増加額を含めております。
- (*4) レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは当連結会計年度の期首、期中または期末に行っております。
- (*5) レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振り替えは、当連結会計年度の期首、期中または期末に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

当社および一部の連結実質子会社は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率の上昇（下落）は、一般的に、時価の下落（上昇）を生じさせます。
 評価倍率（企業価値/EBITDA）の上昇（下落）は、一般的に、時価の上昇（下落）を生じさせます。

24. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,314,177百万円、時価は1,978,860百万円であります。当社および一部の連結実質子会社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,833百万円であります。

25. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は72,528百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は11,255百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は59,076百万円あります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額は901百万円あります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は1,294百万円あります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権の額は94百万円減少しております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額は1,440,327百万円あります。

27. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,377,672百万円あります。なお、負債の額も同額であります。

28. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	1,126,878百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	291,689百万円
ハ	当連結会計年度社員配当金支払額	265,257百万円
ニ	利息による増加額	20,972百万円
ホ	当連結会計年度末現在高（イ+ロ-ハ+ニ）	1,174,282百万円

29. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	43,740百万円
ロ	当連結会計年度契約者配当金支払額	13,710百万円
ハ	利息による増加額	558百万円
ニ	契約者配当準備金繰入額	11,060百万円
ホ	連結範囲の変動による増加額	11,992百万円
ヘ	為替換算による調整額	294百万円
ト	当連結会計年度末現在高（イ-ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	53,934百万円

30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、当社の発行する各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2017年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2023年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2024年 4月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 4月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年 9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

また、当社は2026年4月2日に、次のとおり社債を発行しております。

①2031年満期米ドル建無担保普通社債

発行価格	額面金額の100%
発行総額	1,100百万米ドル
利率	年4.748% (固定金利)
償還期限	2031年4月
担保および保証の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資金使途	一般事業資金

②2033年満期米ドル建無担保普通社債

発行価格	額面金額の100%
発行総額	750百万米ドル
利率	年5.046% (固定金利)
償還期限	2033年4月
担保および保証の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資金使途	一般事業資金

なお、①については、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、当社は2026年4月27日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当連結会計年度において658百万円であります。

名称	第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人私募)
発行年月日	2016年4月27日
繰上償還金額	額面金額の100%
繰上償還額	700億円
繰上償還の方法	未償還残高の全額繰上償還

31. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,124,976百万円が含まれております。
32. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金21,159百万円、有価証券8,364,519百万円、貸付金240,070百万円でありま
す。また、担保に係る債務の額は4,239,171百万円でありま
す。なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却4,106,118百万円および売現先勘定3,777,335百万円、現金担保付
有価証券貸借取引により差し入れた有価証券113,162百万円および受入担保金102,522百万円をそれぞれ含んでおります。
33. 非連結実質子会社および関連会社の株式および出資金の総額は1,998,675百万円でありま
す。
34. 当社は、当社の持分法適用会社であるResolution Life Group Holdings Ltd. (以下「レゾリューションライフ」という) の完
全子会社化 (以下「本件買収」という)、ならびに、National Australia Bank Limited (以下「NAB」という) が保有する当
社の連結実質子会社であるNippon Life Insurance Australia and New Zealand Limited (2025年9月26日にMLC Limited

より商号変更、以下「豪州日本生命」という)の発行済株式20%分をNABから取得すること、および、レゾリューションライフ傘下のResolution Life Australasia Limited (以下「豪州・NZレゾリューション」という)と豪州日本生命を経営統合すること(以下「本件統合」という)について、関連当局による認可手続き等、所定の手続きを経て、全ての取引を完了いたしました。(本件買収および本件統合等の背景・狙い)

グローバルに既契約受託事業や再保険事業を展開する保険会社グループであるレゾリューションライフを完全子会社とすることで、米国保険市場等において事業を拡大するとともに、本件統合等を通じた豪州保険事業のさらなる強化により、海外事業収益の長期安定的な拡大、ひいてはご契約者利益の最大化を企図し、本件買収および本件統合等を決定しました。

取得による企業結合に関する事項は、次のとおりです。

(レゾリューションライフ株式の追加取得)

当社は、Blackstone ISG Investment Partners – R (BMU) L.P.から、レゾリューションライフの発行済株式のうち、当社が既に保有する持分を除いた78%分を追加取得しました。この結果、レゾリューションライフは、当社100%出資の完全子会社となりました。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	Resolution Life Group Holdings Ltd.
事業の内容	保険持株会社(既契約受託事業・再保険事業)

ロ 企業結合日

2025年10月30日

ハ 企業結合の法的形式

現金等を対価とした株式取得

ニ 議決権比率に関する事項

取得日直前に所有していた議決権比率	22%
企業結合日に追加取得した議決権比率	78%
取得後の議決権比率	100%

なお、本件買収前に生じた持分変動に伴い、取得日直前に所有していた議決権比率が23%から22%に減少しました。

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

②連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月30日から2025年12月31日まで

なお、被取得企業の決算日は12月31日ですが、連結決算日との差異が3カ月を超えないことから、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の決算財務諸表を使用しております。

③取得原価の算定に関する事項

イ 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	3,645億円
追加取得の対価 現金	1兆2,155億円
取得原価	1兆5,801億円

ロ 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引毎の取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益	1,428億円
-----------	---------

ハ 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザリー費用等	150億円
------------	-------

④取得原価の配分に関する事項

イ 発生したのれんの金額、発生原因、方法および償却期間

(i) 発生したのれんの金額	8,986億円
レゾリューションライフに帰属するのれん	8,364億円
豪州・NZレゾリューションに帰属するのれん	621億円
本件買収により発生したのれんの一部が、本件統合に伴い豪州・NZレゾリューションに帰属しております。	

(ii) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったことによるものです。

(iii) 償却方法および償却期間

20年間にわたる均等償却

ロ 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	15兆9,266億円
(うち有価証券)	6兆6,635億円
(うち再保険貸)	4兆1,657億円
負債合計	15兆1,770億円
(うち保険契約準備金)	13兆2,675億円

ハ 取得原価のうちののれん以外の無形固定資産に配分された金額および償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	1兆2,338億円	償却期間	効果が及ぶと見積もられる期間
(うち保有契約価値)	1兆2,131億円		

⑤企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

経常収益	1兆6,515億円
経常利益	△418億円
親会社に帰属する当期純剰余	1,101億円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益、親会社に帰属する当期純剰余を影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんおよび無形固定資産が当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額を算定しております。なお、当該概算額は監査証明を受けておりません。

共通支配下の取引等（子会社株式の追加取得）に関する事項は、次のとおりです。

(豪州日本生命株式の追加取得)

当社は、NABから、豪州日本生命の発行済株式の20%分を追加取得しました。この結果、豪州日本生命は、当社100%出資の完全子会社となりました。

①企業結合の概要

- イ 結合当事企業の名称および事業の内容
 - 結合当事企業の名称 Nippon Life Insurance Australia and New Zealand Limited
 - 事業の内容 生命保険事業
- ロ 企業結合日
 - 2025年10月31日
- ハ 企業結合の法的形式
 - 非支配株主からの株式取得

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③取得原価の算定に関する事項

- イ 追加取得する子会社株式の取得原価および対価の種類ごとの内訳
 - 追加取得の対価 現金 464億円

④非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

- イ 連結剰余金の主な変動要因
 - 子会社株式の追加取得
- ロ 非支配株主との取引によって減少した連結剰余金の金額
 - 164億円

共通支配下の取引に関する事項は、次のとおりです。

(豪州・NZレゾリューションと豪州日本生命の経営統合)

豪州日本生命株式の追加取得完了後、当社が保有する豪州日本生命の全株式を、レゾリューションライフ傘下の豪州事業持株会社であるResolution Life NOHC Pty Ltd.（以下「豪州・NZ持株会社」という）に現物出資し、その対価として、豪州・NZ持株会社が発行する新株を引き受けました。

当取引により、当社は、豪州・NZ持株会社の議決権の51%を直接保有（レゾリューションライフを通じて49%を間接的に保有）し、豪州・NZレゾリューションに加えて豪州日本生命を同持株会社の傘下に有する構造となりました。

①企業結合の概要

- イ 結合当事企業の名称および事業の内容
 - 結合当事企業の名称 Resolution Life NOHC Pty Ltd.
 - 事業の内容 保険持株会社（既契約受託事業）
 - 結合当事企業の名称 Nippon Life Insurance Australia and New Zealand Limited
 - 事業の内容 生命保険事業
- ロ 企業結合日
 - 2025年10月31日
- ハ 企業結合の法的形式
 - 当社が保有する豪州日本生命株式の豪州・NZ持株会社への現物出資
- ニ 結合後企業の名称
 - 変更前：Resolution Life NOHC Pty Ltd.
 - 変更後：Nippon Life Australia and New Zealand NOHC Pty Ltd.

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

35. 当社は、2025年12月15日にメディカル・データ・ビジョン株式会社（以下「メディカル・データ・ビジョン」という）の株券等を金融商品取引法による公開買付け（以下「本公開買付け」という）によって取得することを決定し、本公開買付けを2025年12月16日から2026年2月3日の期間で実施しました。また、本公開買付けの決済の完了後に、メディカル・データ・ビジョンを当社の完全子会社化するためのスクイーズアウト手続きとして、メディカル・データ・ビジョンは2026年4月28日を効力発生日とする株式併合（以下「本株式併合」という）を実施しました。その後、SBIホールディングス株式会社が保有する株式をメディカル・データ・ビジョンが2026年5月14日に自己株式取得（以下「本自己株式取得」という）しました。こ

の一連の取引（以下「本取引」という）の結果、当社はメディカル・データ・ビジョンを完全子会社化しました。

（本取引の背景・狙い）

ヘルスデータ、ヘルスデータ分析体制等を当社グループの新たな事業基盤として確立し、ヘルスケアと保険事業双方を高度化することを目指します。また、AIやデジタル技術と組み合わせることで、予防医療・健康支援サービス等の新たな顧客提供価値の創出にも取り組みます。

取得による企業結合に関する事項は、次のとおりです。

（メディカル・データ・ビジョン株式の取得）

2026年2月9日（本公開買付けの決済の開始日）付でメディカル・データ・ビジョン株式53%を取得し、当社の子会社となりました。また、2026年4月28日付の本株式併合と2026年5月14日付の本自己株式取得により、メディカル・データ・ビジョンは当社100%出資の完全子会社となりました。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 メディカル・データ・ビジョン株式会社
事業の内容 医療情報統合システムの開発、制作、販売、保守業務
各種医療データの分析、調査、コンサルティング業務
医療機関向け経営コンサルティング業務
各種医療データの運用および提供サービス業務
ポータルサイトの企画、設計、開発、運営

ロ 企業結合日

支配獲得時 2026年2月9日（みなし取得日 2026年3月31日）
追加取得時 2026年5月14日（みなし取得日 2026年4月1日）

ハ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

ニ 取得した議決権比率

2026年2月 9日 53%
2026年5月14日 100%

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

ヘ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式の取得により、議決権の53%を取得したため

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、処理しております。なお、本株式併合および本自己株式取得による持分の追加取得については、本公開買付けによる株式取得と一体の取引として取扱、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されたものとして算定しております。

③連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

④取得原価の算定に関する事項

イ 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

支配獲得時		
取得の対価	現金	33,999百万円
取得原価		33,999百万円
追加取得時		
取得の対価	現金	22,780百万円
取得原価		22,780百万円

ロ 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザリー費用等 720百万円

⑤取得原価の配分に関する事項

イ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(i) 発生したのれんの金額 32,336百万円

当連結会計年度末において資産および負債の公正価値を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的な情報に基づいて暫定的な会計処理を行っております。

(ii) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

(iii) 償却方法および償却期間

現時点で算定中であります。

ロ 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	4,511百万円
（うち預貯金	1,586百万円）
負債合計	1,344百万円
（うち未払金	1,103百万円）

36. 2026年3月26日、当社の持分法適用会社であるCorebridge Financial Inc.（以下「Corebridge」という）は、米国において年金およびアセットマネジメント事業を営むEquitable Holdings Inc.（以下「Equitable」という）との間で、株式移転による

経営統合を行うことについて合意した旨を発表しております。本経営統合は、各事業における相互補完と規模の拡大等を目的とするものであり、新たに持株会社を設立し、両社をその子会社とする形態で実施され、2026年12月末までの完了を予定しております。なお、Corebridgeの発行済普通株式1株につき、新持株会社の普通株式1,000株、Equitableの発行済普通株式1株につき、新持株会社の普通株式1,555,166株がそれぞれ交付され、新持株会社に対する持株比率は、Corebridge株主が約51%、Equitable株主が約49%となる見込みです。

37. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位：百万円)

事業費	739
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位：百万円)

新株予約権戻入益	0
----------	---

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名	代表取締役 1名 従業員 156名	代表取締役 1名 従業員 31名	従業員 203名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数 (*1)	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株	普通株式 18,081,008株	普通株式 469,772株	普通株式 5,430,538株
付与日	2018年4月25日	2019年4月29日	2019年8月1日	2020年6月10日	2021年7月19日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日	自 2020年8月1日 至 2026年7月31日	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日	自 2022年7月19日 至 2028年7月18日

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権	2023年第2回 新株予約権	2023年第2回 PSU新株予約権
付与対象者の区分 および人数	従業員 1名	代表取締役 1名 従業員 184名	従業員 184名	代表取締役 1名 従業員 225名	従業員 225名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数 (*1)	普通株式 77,065株	普通株式 2,877,566株	普通株式 753,350株	普通株式 1,723,149株	普通株式 416,972株
付与日	2021年8月7日	2024年4月24日	2024年4月24日	2025年4月28日	2025年4月28日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2022年8月7日 至 2028年8月6日	自 2025年4月24日 至 2031年4月23日	自 2025年4月24日 至 2031年4月23日	自 2026年4月28日 至 2032年4月27日	自 2026年4月28日 至 2032年4月27日

(*1) 株式数に換算して記載しております。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位：株)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	—	—	—	—	941,469
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	46,462
権利確定	—	—	—	—	895,007
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後					
前連結会計年度末	3,380	2,092,126	10,690,469	238,404	2,155,221
権利確定	—	—	—	—	895,007
権利行使	—	2,092,126	714,152	20,669	413,461
失効	3,380	—	—	—	—
未行使残	—	—	9,976,317	217,735	2,636,767

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権	2023年第2回 新株予約権	2023年第2回 PSU新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	19,267	2,804,579	721,052	—	—
付与	—	—	—	1,723,149	416,972
失効	—	155,468	49,438	72,211	19,987
権利確定	19,267	677,534	172,809	—	—
未確定残	—	1,971,577	498,805	1,650,938	396,985
権利確定後					
前連結会計年度末	15,266	—	—	—	—
権利確定	19,267	677,534	172,809	—	—
権利行使	34,533	92,152	74,045	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	585,382	98,764	—	—

□ 単価情報

(単位：ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権
権利行使価格	256.10	202.35	223.32	247.60	372.71
行使時平均株価	478.96	526.95	487.45	548.57	634.57
付与日における 公正な評価単価	45.71	38.94	43.06	65.51	85.73

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権	2023年第2回 新株予約権	2023年第2回 PSU新株予約権
権利行使価格	389.28	499.76	10.00	577.79	10.00
行使時平均株価	719.53	807.01	783.68	—	—
付与日における 公正な評価単価	78.29	171.16	503.92	144.23	548.23

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権	2019年第3回 新株予約権
株価変動性 (*1)	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%	12.92%
予想残存期間 (*2)	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年
予想配当率 (*3)	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%	2.54%
無リスク利子率 (*4)	7.06%~7.15%	6.32%~6.55%	6.22%~6.45%	4.37%~4.88%	5.49%~5.99%

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2019年第4回 新株予約権	2023年第1回 新株予約権	2023年第1回 PSU新株予約権	2023年第2回 新株予約権	2023年第2回 PSU新株予約権
株価変動性 (*1)	12.92%	18.49%	18.49%	15.34%	15.34%
予想残存期間 (*2)	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年
予想配当率 (*3)	2.01%	2.82%	2.82%	2.83%	2.83%
無リスク利子率 (*4)	5.48%~5.98%	7.08%~7.09%	7.08%~7.09%	6.05%~6.14%	6.05%~6.14%

(*1) インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2) 権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3) 過去の配当実績によっております。

(*4) 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

38. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は2,401,934百万円であります。

39. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は139,749百万円であります。

40. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は212,806百万円であります。

41. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結実質子会社は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	578,412百万円
ロ 勤務費用	21,969百万円
ハ 利息費用	10,398百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	△39,403百万円
ホ 退職給付の支払額	△41,845百万円
ヘ 過去勤務費用の当期発生額	△3,632百万円
ト その他	192百万円
チ 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	526,090百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,636百万円
ロ 期待運用収益	3,561百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	8,511百万円
ニ 事業主からの拠出額	3,463百万円
ホ 退職給付の支払額	△13,911百万円
ヘ その他	△21百万円
ト 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	240,239百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	839百万円
ロ 退職給付費用	112百万円
ハ 退職給付の支払額	△267百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債 (イ+ロ+ハ)	684百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	153,326百万円
ロ 年金資産	△240,239百万円
	△86,912百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	373,448百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	286,535百万円
ホ 退職給付に係る負債	288,187百万円
ヘ 退職給付に係る資産	△1,652百万円
ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	286,535百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	21,969百万円
ロ 利息費用	10,398百万円
ハ 期待運用収益	△3,561百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	△19,355百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△745百万円
ヘ 簡便法で計算した退職給付費用	112百万円
ト その他	61百万円
チ 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	8,878百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	28,724百万円
ロ 過去勤務費用	2,886百万円
ハ 合計 (イ+ロ)	31,610百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	△117,908百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△6,067百万円
ハ 合計 (イ+ロ)	△123,975百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	63.62%
ロ 国内株式	15.36%
ハ 国内債券	11.95%
ニ 外国証券	6.91%
ホ 現金及び預貯金	2.14%
ヘ その他	0.02%
ト 合計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	1.5%～6.7%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%～6.7%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は7,380百万円です。

42. (1) 繰延税金資産の総額は3,305,768百万円であり、繰延税金負債の総額は4,604,820百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は200,013百万円であります。繰延税金資産の発生の主たる原因別内訳は、保険契約準備金1,472,492百万円、繰延ヘッジ損益803,120百万円および価格変動準備金381,248百万円であります。繰延税金負債の発生の主たる原因別内訳は、その他有価証券評価差額金4,167,470百万円であります。

(2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主たる内訳は、社員配当準備金△15.2%であります。

43. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

44. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社における修正共同保険式再保険契約については、次のとおりです。

大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

はなさく生命保険株式会社では、医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険を締結しております。修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約に基づき、元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって、償却しております。

なお、金融庁告示第74号の施行に伴う、平成8年大蔵省告示第50号の廃止により、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料は、下記のとおりです。

契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約（保険業法施行規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く、以下「サンプラスリリーフ等再保険契約」という）に係る未償却出再手数料（受再保険会社から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の利益または利益から受再保険会社に支払うものをいう）

①未償却出再手数料およびこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。

再保険貸、再保険借および責任準備金の当連結会計年度末残高には、下記の金額が含まれております。

①再保険貸	4,730,575百万円
(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る再保険貸	443,554百万円
サンプラスリリーフ等再保険契約に係る未償却出再手数料	443,554百万円
(はなさく生命保険株式会社)	
サンプラスリリーフ等再保険契約に係る未償却出再手数料	46,142百万円
②再保険借	142,815百万円
(大樹生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る再保険借	6,825百万円
③責任準備金	89,312,921百万円
(大樹生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る責任準備金	1,524,224百万円
(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る責任準備金	5,052,268百万円
(はなさく生命保険株式会社)	
修正共同保険式再保険に係る責任準備金	16,565百万円

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	14,774,855
保険料等収入	9,437,386
資産運用収益	4,629,817
利息及び配当金等収入	2,429,936
売買目的有価証券運用益	30,017
有価証券売却益	1,227,324
有価証券償還益	105
為替差益	787,124
その他運用収益	31,316
特別勘定資産運用益	123,992
その他経常収益	707,651
経常費用	14,669,658
保険金等支払金	8,212,372
保険金	1,311,630
年金	1,135,266
給付金	1,074,873
解約返戻金	2,505,581
その他返戻金	407,970
再保険料	1,520,280
その他保険金等支払金	256,770
責任準備金等繰入額	2,181,090
支払備金繰入額	34,168
責任準備金繰入額	2,125,908
社員配当金積立利息繰入額	20,972
契約者配当金積立利息繰入額	41
資産運用費用	2,640,226
支払利息	100,172
有価証券売却損	1,842,382
有価証券評価損	74,877
有価証券償還損	197
金融派生商品費用	470,239
貸倒引当金繰入額	5,014
賃貸用不動産等減価償却費	23,973
その他運用費用	123,369
事業費	1,231,159
その他経常費用	404,808
経常利益	105,197
特別利益	619,259
固定資産等処分益	7,789
価格変動準備金戻入額	468,590
段階取得に係る差益	142,879
新株予約権戻入益	0
特別損失	27,820
固定資産等処分損	7,072
減損損失	10,868
不動産圧縮損	12
社会厚生福祉事業助成金	1,677
持分変動損失	7,836
その他特別損失	353
契約者配当準備金繰入額	11,705
税金等調整前当期純剰余	684,930
法人税及び住民税等	△860
法人税等調整額	75,808
法人税等合計	74,947
当期純剰余	609,983
非支配株主に帰属する当期純剰余	3,532
親会社に帰属する当期純剰余	606,450

(連結損益計算書の注記)

1. 当連結会計年度における主な経常収益および経常費用の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

経常収益科目		経常費用科目	
保険料等収入	9,437,386	保険金等支払金	8,212,372
保険料	7,824,948	保険金	1,311,630
再保険収入	1,612,437	年金	1,135,266
		給付金	1,074,873
		解約返戻金	2,505,581
		その他返戻金	407,970
		再保険料	1,520,280
		その他保険金等支払金	256,770

一部の在外連結実質子会社においては、Australian Accounting Standards Boardsが公表する会計基準「保険契約」(AASB第17号)を適用しております。AASB第17号に係る保険収益は、金融庁が公表する「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

2. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。

- (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
- (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、一部の連結される在外生命保険会社の保険料等収入および保険金等支払金は、各国の会計基準に基づき計上された項目について連結決算上必要な修正を行い、保険料等収入および保険金等支払金に集計、表示しております。

3. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社および一部の連結実質子会社は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)

当社は、のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、株式会社ニッセイ・ライフサポート(以下「ニッセイ・ライフサポート」という)に係るのれんおよびその他の無形固定資産(顧客関連資産)の評価にあたっては、当社が中間持株会社として保有する株式会社ニチイホールディングス(以下「ニチイホールディングス」という)が実質的な事業活動を行っていることから、ニッセイ・ライフサポートとニチイホールディングスを一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等およびその他の無形固定資産(顧客関連資産)

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

- (i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
- (ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合
- (iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては、TCW Group, Inc.に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。

ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよびその他の無形固定資産(顧客関連資産)については、賃金上昇等の外部環境の変化やIT投資等を踏まえたニチイホールディングスの事業計画を考慮し減損の兆候判定を行っております。検討の結果、ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよびその他の無形固定資産(顧客関連資産)は、減損の兆候はないと判断しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0~3.7%で割り引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳

簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

The TCW Group, Inc.に係るのれん相当額は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	借地権	建物等	合計
営業用不動産等	－	－	1,540	1,540
賃貸用不動産等	－	6,793	256	7,049
遊休不動産等	1,352	－	925	2,278
合計	1,352	6,793	2,722	10,868

4. 法人税及び住民税等に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の額は108百万円であります。
 5. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社における修正共同保険式再保険契約については、次のとおりです。

①大樹生命保険株式会社

一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

イ 再保険収入

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上し、保険料等収入に表示しております。

ロ 再保険料

当該再保険契約に係る再保険収入が負値となる場合は、再保険料として計上し、保険金等支払金に表示しております。

②ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

イ 再保険収入

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、出再保険受入手数料、責任準備金に対応する部分について、再保険協約に規定している対象期間および出再割合に応じて計上しております。

ロ 再保険料

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。

③はなさく生命保険株式会社

医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険を締結しております。

イ 再保険収入

再保険協約に基づき、元受保険契約の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。

ロ 再保険料

再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。再保険収入および再保険料には、下記の金額が含まれております。

④再保険収入 1,612,437百万円

(大樹生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険収入 83,158百万円

出再責任準備金調整額

(市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額 (または取崩相当額) を除く) △30,070百万円

市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額 (△は取崩相当額) 2,265百万円

(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険収入 1,354,601百万円

出再保険受入手数料 2,277百万円

責任準備金に対応する部分の増加額 1,163,253百万円

標準責任準備金制度に関する追加積立相当の増加額 226,635百万円

市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額 (△は取崩相当額) 122百万円

サープラスリリース等再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 249,143百万円

(はなさく生命保険株式会社)

サープラスリリース等再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 42,103百万円

⑤再保険料 1,520,280百万円

(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)

修正共同保険式再保険に係る再保険料 1,132,975百万円

(はなさく生命保険株式会社)

サープラスリリース等再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 22,479百万円

これらの再保険により、経常利益および税金等調整前純剰余が241,609百万円増加しております。

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	50,000	1,400,000	651	916,813	2,367,465
会計方針の変更による累積的影響額				△1,644	△1,644
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	1,400,000	651	915,169	2,365,820
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△291,689	△291,689
基金利息の支払				△140	△140
親会社に帰属する当期純剰余				606,450	606,450
土地再評価差額金の取崩				△807	△807
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				△17,106	△17,106
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	296,707	296,707
当期末残高	50,000	1,400,000	651	1,211,876	2,662,527

	その他の包括利益累計額							新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,387,008	△1,372,500	△56,555	157,862	66,053	-	6,181,868	1,863	139,168	8,690,365
会計方針の変更による累積的影響額	10,725			△238		△8,852	1,634			△10
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,397,734	△1,372,500	△56,555	157,624	66,053	△8,852	6,183,502	1,863	139,168	8,690,355
当期変動額										
社員配当準備金の積立										△291,689
基金利息の支払										△140
親会社に帰属する当期純剰余										606,450
土地再評価差額金の取崩										△807
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動										△17,106
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	2,684,533	△600,481	807	98,427	21,725	14,623	2,219,636	387	1,900	2,221,924
当期変動額合計	2,684,533	△600,481	807	98,427	21,725	14,623	2,219,636	387	1,900	2,518,631
当期末残高	10,082,267	△1,972,981	△55,747	256,052	87,779	5,771	8,403,139	2,251	141,068	11,208,987

(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位：百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	2,246

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本生命保険相互会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷幸弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口圭介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西大介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木健嗣

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 幸弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 圭介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 健嗣

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告に含まれる「5.会計監査人に関する事項」の「(1)会計監査人の状況」に記載されている。

利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、保険業法第53条の23の3第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社等において業務および財産の状況を調査しました。また、実質子会社については、実質子会社の取締役、執行役員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて実質子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および基金等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本生命保険相互会社 監査等委員会

監査等委員	松	永	陽	介
監査等委員	宮	崎	ま	ゆ
監査等委員	但	木	敬	一
監査等委員	佐	藤	良	二
監査等委員	飯	島	奈	絵

(注) 1. 松永陽介は、常任監査等委員（常勤）、宮崎まゆ子は、監査等委員（常勤）であります。

2. 監査等委員但木敬一、佐藤良二および飯島奈絵は、保険業法第51条の2および第53条の2第6項に規定する社外取締役であります。

(※) 「監査上の主要な検討事項」は、保険業法第110条第2項の規定に基づく連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されております。当社オフィシャルHP（2026年5月26日付ニュースリリース「2025年度決算（案）」について）をご覧ください。

2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件

(1) 評議員会に対する諮問事項

2025年度に開催した評議員会への付議事項は次の通りです。

2025年5月23日 当社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①2024年度決算
- ②経営課題への取組
- ③第78回定時総代会議案

2025年11月20日 当社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①2025年度上半期報告
- ②経営課題への取組

2026年3月10日 当社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①経営課題への取組

(2) ニッセイ懇話会開催結果

2025年度のニッセイ懇話会は、2026年1月から3月にかけて、全国の支社等の会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式等にて開催しました。総代169名を含む、ご契約者等2,245名から、7,435件のご意見・ご要望をいただきました。

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 2025年度剰余金処分案承認の件

当期の剰余金処分につきましては、引き続き、内部留保の充実に意を用いるとともに、ご契約者への配当に努めたいと存じます。

当期につきましては、当期末処分剰余金5677億2529万618円と、社員配当平衡積立金取崩額100億円および圧縮積立金取崩額15億9613万8983円を合わせました、5793億2142万9601円を、剰余金として処分させていただきたいと存じます。

社員配当準備金への繰入れにつきましては、3732億7855万4699円（保険業法に基づく繰入率は70.64%）とさせていただきたいと存じます。

損失填補準備金につきましては、保険業法に基づき17億800万円とさせていただきたいと存じます。

基金償却積立金につきましては、2021年度に募集いたしました基金の償却のため、500億円とさせていただきたいと存じます。

基金利息につきましては、2021年度に募集いたしました基金の契約に基づき1億4000万円とさせていただきたいと存じます。

社会厚生福祉事業助成資金につきましては、30億円とさせていただきたいと存じます。

財務基盤積立金につきましては、感染症等に伴う支払いの増加や市場の急変動、新規事業投資に伴うリスク等、さまざまなリスクに備えるため、1500億円とさせていただきたいと存じます。

圧縮積立金につきましては、11億9487万4902円とさせていただきたいと存じます。

結果といたしまして、次期繰越剰余金は、0円とさせていただきたいと存じます。

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科目	金額
当期末処分剰余金	567,725,290,618
任意積立金取崩額	11,596,138,983
社員配当平衡積立金取崩額	10,000,000,000
圧縮積立金取崩額	1,596,138,983
計	579,321,429,601
剰余金処分数額	579,321,429,601
社員配当準備金	373,278,554,699
差引純剰余金	206,042,874,902
損失填補準備金	1,708,000,000
基金償却積立金	50,000,000,000
基金利息	140,000,000
任意積立金	154,194,874,902
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000,000
財務基盤積立金	150,000,000,000
圧縮積立金	1,194,874,902
次期繰越剰余金	0

2025年度決算に基づく社員配当金については、保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

(1) 利益配当付個人保険および個人年金保険

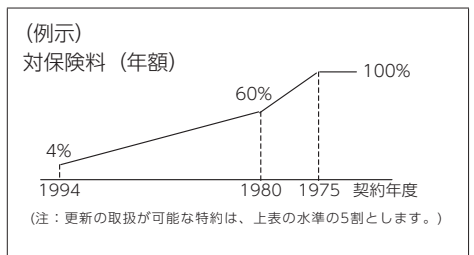
(1996年9月30日以前に締結された、これ以外の約款名称の個人保険および個人年金保険を含む。)

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額とします。 (この額が負値となるときは、零とします。)
① 費差益配当金	・ 保険金に費差基本配当率（別表1）を乗じた額とします。 ・ さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金に費差上乘せ配当率（別表2）を乗じた額を加算します。
② 危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-1）を乗じた額とします。
③ 災害疾病特約配当金	・ 災害保険金または入院給付日額等に災害疾病特約配当率（別表4）を乗じた額とします。
④ 利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。
⑤ 配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。

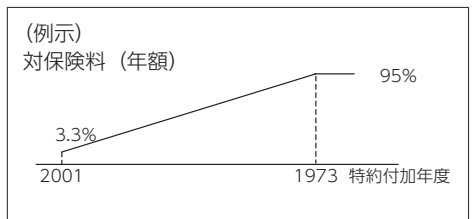
<ご参考(*)>

(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 保険金100万円につき 350円
(例示) 保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険 保険金100万円につき 535円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0円
(例示) 1990年4月2日以後に締結された災害割増特約 災害保険金100万円につき 50円 1987年4月2日以後に締結された新入院医療特約 本人型 40歳 入院給付日額1,000円につき 500円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 月払 利差益配当率 0.00% 配当調整率 1.50%

定期健康配当金	・ 定期保険、定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に定期健康配当率（別表7）を乗じた額とします。
---------	--



災害疾病健康配当金	・ 災害入院特約、入院医療特約等について、保険期間の満了する契約、保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に災害疾病健康配当率（別表8）を乗じた額とします。
-----------	---



消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養老保険等について、保険期間の満了する契約、死亡、解約により消滅する契約等に対し、責任準備金に消滅時配当率（別表9）を乗じた額から一時払特殊養老保険により支払われる額を控除した額とします。（この額が負値となるときは零とします。）
--------	--

<ご参考(*)>

(例示)
 予定利率4%の養老保険（満期・死亡）
 責任準備金の2.0%（1972年度契約）
 から9.2%（1969年度以前契約）
 {注：一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率}

保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保障見直し特別配当率（別表10）を乗じた額とします。
------------	---

(例示)
 保障見直し前契約が1994年度契約の定期付終身保険の場合
 保障見直し前の終身保険の保険金
 100万円につき 550円
 保障見直し前の定期保険特約の保険金
 100万円につき 25円

(2) 5年ごと利差配当付個人保険および個人年金保険 [販売通称NEO]

5年ごと利差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、次に掲げる①の額から②の額を控除し、累計した額とします。（この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。）
①利差益配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の利差益配当率を乗じた額とします。なお、2025年度決算の利差益配当率は（別表5）のとおりとします。
②配当調整額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の配当調整率を乗じた額とします。なお、2025年度決算の配当調整率は（別表6）のとおりとします。

<ご参考(*)>

(例示)
 1998年度契約の終身保険 月払
 経過年数に応じた責任準備金に対して以下のとおり設定
 (利差益配当金から配当調整額を控除し、累計した額が負値となるため、零とします。)

経過年数	24年	25年	26年	27年	28年
決算年度	2021決算	2022決算	2023決算	2024決算	2025決算
利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
配当調整率	1.65%	1.65%	1.65%	1.65%	1.65%

5年ごと危険差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、経過年数に応じた危険保険金に各決算年度の危険差益（死差益）配当率を乗じた額を累計した額とします。（但し、5年ごと利差配当金を負値のため零とした契約の場合は、その負値の額を合計した額とし、この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） なお、2025年度の危険差益配当率は（別表3-2）のとおりとします。
------------	--

(例示) 終身保険 男性 40歳
 危険保険金100万円につき 0円
 (2025年度決算に基づく部分)

定期健康配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の定期健康配当金に同じとします。
---------	---

消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の消滅時配当金に同じとします。
--------	--

保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の保障見直し特別配当金に同じとします。
------------	--

(3) 有配当個人保険および個人年金保険 [販売通称 E X]

5年ごと配当金	・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額とします。 (経過期間に応じて所要の調整を行います。)
消滅時配当金	・ 満期、死亡、解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。 (消滅事由等に応じて所要の調整を行います。)
保障見直し特別配当金	・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。

ここで累計ポイント数は、経過年数に応じて対応する各決算に基づくポイントを用いて計算し、累計した数とします。

なお、2025年度決算に加算するポイントは以下のとおりとします。

通常ポイント	・ 責任準備金に通常ポイント率 (別表11) を乗じた数とします。	<ご参考(*)> (例示) 2001年4月2日から2012年4月1日までに締結された 終身保険 月払 責任準備金100万円につき 17ポイント
定期健康ポイント	・ 保険料払込免除事由が発生していない場合、危険保険金に定期健康ポイント率 (別表12) を乗じた数とします。	(例示) 2007年4月2日から2012年4月1日までに締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 3.2ポイント
災害疾病健康ポイント	・ 保険料 (年額) に災害疾病健康ポイント率 (別表13) を乗じた数とします。	(例示) 総合医療特約 保険料 (年額) 1万円につき 0ポイント

(4) 個人保険 (有配当) および個人年金保険 (有配当)

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額に経過別係数 (別表14) を乗じた額とします。ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額とします。 ・ 上記の額が負値となるときは、零とします。	<ご参考(*)>
①費差益配当金	・ 保険金に費差益配当率 (別表15) を乗じた額とします。	(例示) 終身保険 保険金100万円につき 0円
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率 (別表3-3) を乗じた額とします。	(例示) 2025年4月1日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 109円
③災害疾病配当金	・ 入院給付日額等に災害疾病配当率 (別表16) を乗じた額とします。	(例示) 総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額1,000円につき 30円
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率 (別表5) を乗じた額とします。	(例示) 2025年1月2日以後に締結された 終身保険 月払 利差益配当率 1.50% 配当調整率 0.00%
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率 (別表6) を乗じた額とします。	
長期継続配当金	・ 契約日から10年以上5年ごとの応当日 (※) が到来または保険期間の満了する所定の契約に対し、年換算基準保険料に長期継続配当率 (別表17) を乗じた額とします。ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額とします。 (※2025年度決算に限り、2026年度の応当日に10年を超えて継続しているご契約も対象とします)	(例示) 経過10年目の定期保険 年換算基準保険料1,000円につき 333円

2. 団体保険

- | | |
|---|---------------------------------|
| (1) 団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表18）を乗じた額とします。 |
| (2) 総合福祉団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表19）を乗じた額とします。 |
| (3) 新団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表20）を乗じた額とします。 |
| (4) 団体信用生命保険、
事業継続支援団体生命保険、
消費者信用団体生命保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表21）を乗じた額とします。 |
| (5) 心身障害者扶養者生命保険 | : 零とします。 |
| (6) 団体終身保険 | : 零とします。 |
| (7) 介護保障保険（団体型） | : 危険差益（死差益）に配当率（別表22）を乗じた額とします。 |

3. 団体年金保険

- | |
|---|
| ・次に掲げる(a)、(b)および(c)を合計した額とします。（この額が負値となるときは、零とします。） |
| (a) 責任準備金に配当率（別表23）を乗じた額 |
| (b) 遺族年金特約の付加された契約について、被保険者数に応じて危険差益（死差益）に50%から95%を乗じた額 |
| (c) 責任準備金関係損益額 |

4. 財形保険および財形年金保険

- | |
|----------------------------|
| ・責任準備金に配当率（別表24）を乗じた額とします。 |
|----------------------------|

5. 医療保障保険

- | | |
|------------------|---|
| (1) 医療保障保険（個人型） | : 被保険者の到達年齢に応じて、基準日額1,000円につき
男性：583円から837円までの額とします。
女性：733円から987円までの額とします。 |
| (2) 医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に25%から70%を乗じた額とします。 |
| (3) 新医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に20%から40%を乗じた額とします。） |
| (4) 総合医療保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に50%から70%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に40%から60%を乗じた額とします。） |

6. 団体就業不能保障保険

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に10%から30%を乗じた額とします。 |
| (2) 新団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。 |

本議案に基づく社員配当金の算出の詳細については、会社の定める社員配当金算出に関する運営要領を適用します。

(*) <ご参考>の部分につきましては、社員配当金割当をご理解いただくための参考情報であり、決議の対象ではありません。

(別表1) 費差基本配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(保険金*1100万円につき)

種類 (例示)	配当率*2
養老保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) で保険料払込中の契約	350 円
定期保険 3大疾病保障定期保険 定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 生活保障特約 3大疾病保障定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 で保険料払込中の契約	200
生存給付金付定期保険	260
育英年金付子ども保険 (H2)	0

(注)・例示として掲げる保険種類および契約締結時期以外の保険種類に対する配当率は、別表記載の配当率に準じて設定します。なお、保険料計算基礎率が相違する保険種類については、所要の調整を行います。(別表3-1)、(別表3-2)、(別表3-3)、(別表4)、(別表9)、(別表10)、(別表11) および (別表12) において掲げられた例示以外の配当率等についても、各別表記載の配当率等に準じて設定または調整を行います。)

- *1 保険金は、保険種類に応じた読み替えを行います。(別表2)、(別表10) および (別表15) において同様の取扱とします。
- *2 生存給付金付定期保険特約および新生存給付金付定期保険特約については、保険金100万円につき生存給付金の平均給付割合×150円を加えた額とします。

(別表2) 費差上乘せ配当率

(保険金100万円につき)

保険契約ごとの合計保険金額	配当率*
5,000万円以上	535 円
3,000万円以上5,000万円未満	435
2,000万円超 3,000万円未満	335

(注) * 1999年4月2日以後に締結された変額保険は、配当率を零とします。

(別表3-1) 危険差益配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率*						
			(到達年齢)						
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 育英年金付こども保険 (H2) 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 年金保険 (年金支払開始日前)	新規契約	男	5回目以下	円	円	円	円	円	円
			9回目以下	330	140	130	230	2,060	3,590
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	40	50	120	280	1,020	3,150
			9回目以下	40	30	120	240	1,020	3,150
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	5回目以下	290	100	90	150	2,060	3,130
			9回目以下	290	80	90	150	2,060	3,130
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	30	30	80	270	910	2,860
			9回目以下	30	10	80	230	910	2,860
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	260	60	530	1,490	1,040	2,840
			10回目以上	50	60	180	490	1,040	2,840
		女	9回目以下	20	60	140	430	920	6,540
			10回目以上	20	60	140	430	790	1,910
	転換契約	男	9回目以下	220	10	390	1,100	200	480
		女	9回目以下	10	10	20	90	290	5,020
疾病障害保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	410	230	530	1,090	4,120	12,530
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	40	190	550	1,220	3,710	8,840
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	9回目以下	370	190	460	840	2,880	8,080
		女	9回目以下	30	170	500	1,090	3,340	7,930
介護保障特約 新介護保障特約	男	9回目以下	10	10	0	780	2,230	6,400	
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	
		女	9回目以下	0	0	0	230	1,620	5,260
			10回目以上	0	0	0	0	0	0

(注) * 主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、配当回数10回目以上の率とします。

(別表3-2) 危険差益配当率 (例示)

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	経過年数	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約	男	9年以下	円 290	円 0	円 70	円 130	円 1,830	円 3,020
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	20	0	70	160	880	2,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険特約	男	9年以下	210	0	350	1,000	0	0
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	0	130	4,630
		9年超	0	0	0	0	0	0
疾病障害保障定期保険特約	男	9年以下	360	180	440	770	2,550	6,920
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	30	160	490	1,060	3,240	7,700
		9年超	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	9年以下	0	0	0	640	1,940	5,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	130	1,380	4,680
		9年超	0	0	0	0	0	0

(注) *①主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、経過年数9年超の率とします。

②旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、前記の定めにかかわらず配当率を零とします。

(別表3-3) 危険差益配当率 (例示)

【2012年4月2日以後2018年3月31日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数 (例示)	配当率*						
			(到達年齢)						
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	
養老保険 定期保険 終身保険 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 (第2保険期間) 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 269	円 208	円 399	円 1,103	円 2,348	円 8,032	
		9回目	円 65	円 55	円 112	円 259	円 521	円 1,476	
		10回目以上	円 40	円 36	円 76	円 153	円 293	円 657	
	女	1回目	円 51	円 148	円 157	円 358	円 500	円 2,541	
		9回目	円 19	円 39	円 70	円 150	円 235	円 645	
		10回目以上	円 11	円 26	円 59	円 124	円 202	円 408	
	3大疾病保障保険	男	1回目	円 367	円 236	円 1,179	円 2,132	円 4,675	円 14,052
			9回目	円 92	円 101	円 323	円 710	円 1,363	円 3,123
			10回目以上	円 58	円 84	円 216	円 532	円 950	円 1,757
女		1回目	円 374	円 511	円 1,027	円 1,657	円 2,895	円 6,152	
		9回目	円 72	円 143	円 407	円 667	円 976	円 1,723	
		10回目以上	円 34	円 96	円 329	円 543	円 737	円 1,169	
出産サポート給付金付3大疾病保障保険	男	1回目	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	
		9回目	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	
		10回目以上	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	
	女	1回目	円 351	円 438	円 757	円 1,238	円 2,360	円 5,391	
		9回目	円 49	円 70	円 137	円 248	円 441	円 962	
		10回目以上	円 11	円 26	円 59	円 124	円 202	円 408	
身体障害保障保険	男	1回目	円 555	円 260	円 633	円 1,101	円 2,148	円 4,431	
		9回目	円 102	円 80	円 195	円 435	円 836	円 1,546	
		10回目以上	円 46	円 58	円 140	円 351	円 673	円 1,186	
	女	1回目	円 206	円 248	円 510	円 638	円 910	円 4,007	
		9回目	円 37	円 57	円 138	円 270	円 485	円 1,116	
		10回目以上	円 16	円 33	円 92	円 224	円 432	円 754	
介護保障保険	男	1回目	円 272	円 168	円 341	円 1,063	円 1,447	円 5,330	
		9回目	円 68	円 68	円 134	円 352	円 704	円 1,699	
		10回目以上	円 43	円 56	円 108	円 263	円 612	円 1,245	
	女	1回目	円 67	円 124	円 347	円 578	円 634	円 3,006	
		9回目	円 25	円 45	円 91	円 201	円 369	円 1,101	
		10回目以上	円 17	円 29	円 54	円 154	円 336	円 863	

(注) *①例示の配当回数間における配当率は、配当回数1回あたり均等に減少させた率に所要の調整をした率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②継続サポート3大疾病保障保険(継続サポート年金支払期間開始前)については、第2危険保険金100万円につき下記に定める額を加えた額とします。

③契約締結日から9年以上経過して更新される契約については、配当回数10回目以上の率とします。

(第2危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 70	円 70	円 560	円 1,270	円 3,470	円 10,060
		9回目	円 8	円 8	円 62	円 141	円 386	円 1,118
		10回目以上	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
	女	1回目	円 160	円 160	円 640	円 960	円 2,000	円 5,250
		9回目	円 18	円 18	円 71	円 107	円 222	円 583
		10回目以上	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

【2018年4月1日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 (第2保険期間) 傷害死亡重点期間設定型介護保障保険 (第2保険期間) 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) 新3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 認知症保障保険	男	1回目	円 59	円 48	円 109	円 223	円 468	円 1,072
		}	}	}	}	}	}	
		9回目	42	37	80	161	312	703
	女	10回目以上	40	36	76	153	293	657
		1回目	11	28	77	158	260	541
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	11	24	61	128	208	423
		10回目以上	11	23	59	124	202	408
3大疾病保障保険	男	1回目	77	96	249	602	1,125	2,172
		}	}	}	}	}	}	
		9回目	60	85	220	540	969	1,803
		10回目以上	58	84	216	532	950	1,757
	女	1回目	34	101	347	577	795	1,302
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	34	97	331	547	743	1,184
身体障害保障保険	男	1回目	65	70	173	421	848	1,601
		}	}	}	}	}	}	
		9回目	48	59	144	359	692	1,232
		10回目以上	46	58	140	351	673	1,186
	女	1回目	16	38	110	258	490	887
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	16	34	94	228	438	769
介護保障保険	男	1回目	62	68	141	333	787	1,660
		}	}	}	}	}	}	
		9回目	45	57	112	271	631	1,291
		10回目以上	43	56	108	263	612	1,245
	女	1回目	17	34	72	188	394	996
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	17	30	56	158	342	878

ただし、逓増定期保険については、下表のとおりとします。

【2012年4月2日以後2016年6月19日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逓増定期保険	男	1回目	円 509	円 178	円 479	円 1,203	円 4,468	円 11,252
		}	}	}	}	}	}	
		9回目	305	25	192	359	2,641	4,696
		10回目以上	40	36	76	153	293	657
	女	1回目	81	108	237	568	1,400	5,561
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	49	0	150	360	1,135	3,665
		10回目以上	11	23	59	124	202	408

【2016年6月20日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逓増定期保険	男	1回目	円 269	円 208	円 399	円 1,103	円 2,348	円 8,032
		}	}	}	}	}	}	
		9回目	65	55	112	259	521	1,476
		10回目以上	40	36	76	153	293	657
	女	1回目	51	148	157	358	500	2,541
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	19	39	70	150	235	645
		10回目以上	11	26	59	124	202	408

また、予定利率変動型一時払逓増終身保険および指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険については、契約締結時期にかかわらず、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
予定利率変動型一時払逓増終身保険 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	-	-	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(別表4) 災害疾病特約配当率 (例示)

(災害保険金100万円につき*)

種類 (例示)	配当率	
	男性	女性
災害保障特約 (本人型)	1,280 円	1,650 円
交通災害保障特約	930	1,110
災害倍額支払定期保険特約	350	500
定期保険災害給付特約	450	600
災害割増特約 (58)、(60) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新傷害特約 (本人型) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新災害入院特約 (本人型)	150	300
特定損傷特約	350	150

(注) *①新災害入院特約については、「入院給付日額1,000円につき」と読み替えます。

②特定損傷特約については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(入院給付日額1,000円につき*)

種類 (例示)	到達年齢	配当率
手術給付金付疾病入院給付特約 (51)	—	100 円
疾病入院特約 (本人型)	—	100
新入院医療特約 (本人型)	49歳以下	500
	50歳以上	400
新成人病割増入院医療特約 (2倍型)	39歳以下	260
	40歳以上49歳以下	270
	50歳以上59歳以下	250
	60歳以上	290
新成人病割増入院医療特約 (3倍型)	39歳以下	180
	40歳以上49歳以下	190
	50歳以上59歳以下	200
	60歳以上	260
新成人病入院医療特約	39歳以下	20
	40歳以上49歳以下	40
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	190
通院特約 (本人型)	39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	80
	50歳以上59歳以下	130
	60歳以上	220
長期入院特約 (本人型)	19歳以下	10
	20歳以上29歳以下	20
	30歳以上39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	60
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
女性入院特約	19歳以下	0
	20歳以上29歳以下	30
	30歳以上39歳以下	80
	40歳以上49歳以下	90
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
総合医療特約	—	0

(注) *通院特約は、「通院日額1,000円につき」と読み替えます。

(別表5) 利差益配当率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当率
1.00%以下	(1.90% - 予定利率)
1.00%超1.65%以下	(1.70% - 予定利率)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率
一時払終身保険	1.00%以下	0.05%
	1.00%超	0%
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、予定利率変動型一時払増終身保険、指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	—	0%

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた配当率とします。

(別表6) 配当調整率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当調整率
1.65%超2%以下	(予定利率 - 1.70%)
2%超3%以下	(予定利率 - 1.25%)
3%超4%以下	(予定利率 - 1.05%)
4%超5%以下	(予定利率 - 0.85%)
5%超	(予定利率 - 0.65%)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当調整率
1995年9月25日以後締結された一時払養老保険	(予定利率 - 1.50%)
1998年4月2日以後締結された一時払年金保険	(予定利率 - 1.35%)
1998年4月2日以後締結された一時払生存保障重点型年金保険	
1998年6月25日以後締結された一時払終身保険	(予定利率 - 1.20%)

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた調整率とします。

(別表7) 定期健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) *1に対して)

契約年度*2 (例示)	配当率*3
1975年度以前	100.0% [50.0%]
}	}
1980年度	60.0 [30.0]
}	}
1994年度	4.0 [2.0]

(注)・定期健康配当金は以下の保険種類を対象とします。

定期保険、3大疾病保障定期保険、暮しの保険の定期部分、定期保険特約、増加保険特約 (増加暮しの定期部分)、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、生活保障特約および通減定期保険特約

*1①保険料 (年額) については、当該配当金の対象となる保険種類を対象とします。(別表8)、(別表12) および (別表13) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約については、主契約の契約締結日から当該特約の締結日までの経過期間に応じ、保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

10年以下 9割、10年超15年以下 8割、15年超20年以下 7割、20年超 5割

*2①被転換契約から移管された責任準備金に基づく部分についての契約年度は、被転換契約の契約年度を適用します。(別表9) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約についての契約年度は、主契約の契約年度を適用します。

*3①例示の契約年度間における配当率は、1年あたり均等に減少させた率とします。(別表8) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②終身保険または生存保障重点型年金保険に付加されている特約が保険期間の満了により消滅し、かつ特約の更新を取り扱うことが可能な契約については、[] 内の配当率を適用します。

③増加保険特約 (増加暮しの定期部分) については、上記の1割とします。

④更新後の特約の配当率は、既に支払われた消滅時配当率 (定期) または定期健康配当率を控除した率とします。(この率が負値となるときは、零とします。)

(別表8) 災害疾病健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) に対して)

特約付加年度* (例示)	配当率
1973年度以前	95.0%
}	}
2001年度	3.3

(注)・災害疾病健康配当金は総合医療特約、および以下の災害特約および疾病特約を対象とします。

(災害特約)

家族保障選択権付災害入院特約、災害入院特約、こども災害入院特約、新災害入院特約およびこども新災害入院特約

(疾病特約)

手術給付金付疾病入院給付特約、手術給付金付疾病入院給付特約 (51)、手術給付金付成人病・疾病入院給付特約、手術給付金付成人病入院給付特約、疾病入院特約、成人病割増疾病入院特約、成人病入院特約、こども疾病入院特約、入院医療特約、成人病割増入院医療特約、成人病入院医療特約、こども入院医療特約、新入院医療特約、こども新入院医療特約、新成人病割増入院医療特約、新成人病入院医療特約および女性入院特約

*①災害特約について、転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

②疾病特約について、1997年3月31日以前の転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

(別表9) 消滅時配当率 (例示)

・ 1955年度以後契約

(責任準備金に対して)

契約年度	配当率*			
	予定利率4%以下契約		予定利率4%超契約	
	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約
1968年度以前	9.2 %	4.4 %	4.4 %	—
1969	9.2	4.4	2.0	—
1970	6.8	2.0	—	—
1971	4.4	—	—	—
1972	2.0	—	—	—

(注) ①保障見直し制度の利用により消滅する契約は、消滅時配当金の対象外とします。

②以下に掲げる契約は、消滅時配当金の対象外とします。

年金支払開始後契約、増加年金保険特約、年金特約および(別表7)に掲げる定期健康配当金の対象となる保険種類

*①一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率を記載しています。

②増加保険特約については、上記の1割とします。

(別表10) 保障見直し特別配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)		契約締結時期	配当率
			円
利益配当付個人保険	養老保険	1993年3月31日以前	750
	終身保険		
	生存給付金付定期保険		
	生存給付金付定期保険特約	}	}
	新生存給付金付定期保険特約		
利益配当付個人年金保険	育英年金付こども保険 (H2)	1998年4月1日以後	150
5年ごと利差配当付個人保険	年金保険		
5年ごと利差配当付個人年金保険	定期保険	1990年3月31日以前	50
	3大疾病保障定期保険		
	定期保険特約	}	}
	生活保障特約		
	3大疾病保障定期保険特約		

(別表11) 通常ポイント率 (例示)

(責任準備金100万円につき)

予定利率 (例示)	保険期間	ポイント率*
1.15%	5年以下	275
	5年超10年以下	220
	10年超20年以下	198
	20年超	187
1.65%	5年以下	25
	5年超10年以下	20
	10年超20年以下	18
	20年超	17
2.15%	—	0

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金100万円につき)

種類	ポイント率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、一時払終身保険に付加される定期保険特約、一時払総合保障終身保険	0

(注) *①保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

②年金支払開始後契約 (年金特約は除く) については、上記の1割とします。

③年金特約については、上記の5割とします。

(別表12) 定期健康ポイント率 (例示)

【2007年4月2日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率*					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
定期保険特約 定期保険 養老保険 終身保険 育英年金付子ども保険 生存給付金付定期保険 新生存給付金付定期保険特約 疾病障害保障定期保険特約 介護保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	ポイント 19.2	ポイント 52.4	ポイント 112.8	ポイント 372.1	ポイント 662.8	ポイント 808.6
			5年超10年以下	15.3	41.9	90.2	297.6	530.2	646.8
			10年超20年以下	13.8	37.7	81.2	267.9	477.2	582.2
			20年超	13.0	35.6	76.7	253.0	450.7	549.8
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	4.7	9.4	17.3	38.1	119.3	139.1
			5年超10年以下	3.7	7.5	13.8	30.4	95.4	111.2
			10年超20年以下	3.3	6.7	12.4	27.4	85.9	100.1
	20年超		3.2	6.4	11.7	25.9	81.1	94.6	
	女	1回目	5年以下	7.7	17.5	24.4	121.3	354.4	524.5
			5年超10年以下	6.1	14.0	19.5	97.0	283.5	419.6
			10年超20年以下	5.5	12.6	17.5	87.3	255.1	377.6
			20年超	5.2	11.9	16.6	82.5	241.0	356.6
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	3.7	8.0	12.4	23.3	67.9	107.0
			5年超10年以下	2.9	6.4	9.9	18.6	54.3	85.6
10年超20年以下			2.6	5.7	8.9	16.8	48.9	77.0	
20年超	2.5		5.4	8.4	15.8	46.1	72.7		
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約 再発3大疾病保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	34.7	57.9	134.3	358.1	767.3	1142.6
			5年超10年以下	27.7	46.3	107.4	286.4	613.8	914.0
			10年超20年以下	24.9	41.7	96.7	257.8	552.4	822.6
			20年超	23.6	39.3	91.3	243.5	521.7	776.9
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	4.7	9.4	17.3	38.1	119.3	139.1
			5年超10年以下	3.7	7.5	13.8	30.4	95.4	111.2
			10年超20年以下	3.3	6.7	12.4	27.4	85.9	100.1
	20年超		3.2	6.4	11.7	25.9	81.1	94.6	
	女	1回目	5年以下	0.0	0.0	4.4	135.8	647.4	1160.5
			5年超10年以下	0.0	0.0	3.5	108.6	517.9	928.4
			10年超20年以下	0.0	0.0	3.1	97.8	466.1	835.5
			20年超	0.0	0.0	3.0	92.3	440.2	789.1
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	3.7	8.0	12.4	23.3	67.9	107.0
			5年超10年以下	2.9	6.4	9.9	18.6	54.3	85.6
10年超20年以下			2.6	5.7	8.9	16.8	48.9	77.0	
20年超	2.5		5.4	8.4	15.8	46.1	72.7		
生活保障特約 年金保険 (年金支払開始日前)	男	1回目	10年超20年以下	14.0	38.0	81.0	268.0	477.0	582.0
		}		}	}	}	}	}	
		10回目以上		3.0	7.0	12.0	27.0	86.0	100.0
	女	1回目		6.0	13.0	18.0	87.0	255.0	378.0
		}		}	}	}	}	}	
		10回目以上		3.0	6.0	9.0	17.0	49.0	77.0
新介護保障特約	-	-	-	0	0	0	0	0	0

(注) *①例示のポイント加算回数間における配当率は、ポイント加算回数に応じて減少させた率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

③主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、ポイント加算回数10回目以上の率とします。

また、逓増定期保険および新逓増定期保険（H18）については、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間(例示)	ポイント率					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
逓増定期保険 新逓増定期保険（H18）	男	1回目	10年超20年以下	ポイント 16.3	ポイント 42.4	ポイント 147.1	ポイント 376.6	ポイント 853.7	ポイント 1127.2
		}		}	}	}	}	}	
		10回目以上		3.3	6.7	12.4	27.4	85.9	100.1
	女	1回目		8.0	18.3	49.2	187.8	600.0	907.9
		}		}	}	}	}	}	}
		10回目以上		2.6	5.7	8.9	16.8	48.9	77.0

(別表13) 災害疾病健康ポイント率

(保険料(年額)1万円につき)

種類	ポイント率
新災害入院特約（H11） こども新災害入院特約（H11）	2.5 ポイント
新入院医療特約（H11） こども新入院医療特約（H11） 新成人病入院医療特約（H11） 女性入院特約（H11）	5 ポイント
入院医療保険 総合医療特約 新がん入院特約 総合医療保険 総合保障終身保険	0 ポイント

(別表14) 経過別係数(例示)

種類(例示)	保険期間	係数						
		(経過年数)*						
		(1年)	(5年)	(10年)	(15年)	(20年)	(25年)	(30年)
養老保険 年金保険(年金支払開始日前) 低解約払戻金型長寿生存保険 (年金支払開始日前)	10年以下	50%	110%	110%	-%	-%	-%	-%
こども保険 生存給付金付定期保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 傷害死亡重点期間設定型介護保障保険	10年超20年以下	50	69	92	115	115	-	-
定期保険 終身保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) 新3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 生活サポート保険 (生活サポート年金支払期間開始前) 認知症保障保険 総合医療保険 がん医療保険 こども総合医療保険	10年以下	55	115	115	-	-	-	-
	10年超20年以下	55	74	97	120	120	-	-
	20年超	55	65	77	89	101	113	125
逓増定期保険	-	50	105	105	105	105	105	105

(注)・年金支払開始後契約については、100%とします。

*①保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超の係数を適用します。

(別表15) 費差益配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)	配当率
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 低解約払戻金型長寿生存保険 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 傷害死亡重点期間設定型介護保障保険 遡増定期保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 新3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 生活サポート保険 認知症保障保険	0円

(別表16) 災害疾病配当率 (例示)

(入院給付日額1,000円につき*)

種類	性別	配当率 (到達年齢)					
		(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
		総合医療保険 (基本型)	男	20円	20円	30円	40円
	女	20	50	30	40	60	120
総合医療保険 (特定疾病倍額型)	男	20	30	40	70	150	290
	女	20	50	40	50	90	180
総合医療保険 (女性特定疾病倍額型)	男	-	-	-	-	-	-
	女	30	70	50	50	80	160
がん医療保険	男	0	0	0	10	30	70
	女	0	0	10	10	20	40
こども総合医療保険	-	20	20	20	20	20	20
特定損傷保険 就業不能保険 入院総合保険 入院継続時収入サポート保険 治療サポート保険	-	0	0	0	0	0	0

- (注) *①特定損傷保険については、「給付金10万円につき」と読み替えます。
 ②就業不能保険については、「長期就業不能給付月額10万円につき」と読み替えます。
 ③入院総合保険については、「入院給付金10万円につき」と読み替えます。
 ④入院継続時収入サポート保険については、「給付月額10万円につき」と読み替えます。
 ⑤治療サポート保険については、「入院定額給付金10万円につき」と読み替えます。

(別表17) 長期継続配当 (例示)

(年換算基準保険料1,000円あたり)

種類 (例示)			配当率					
			(経過年数) (例示)					
			(~5年)	(6年)	~	(10年)	(11年)	~
定期保険 3大疾病保障保険 (有期) 新3大疾病保障保険 (有期) 身体障がい保障保険 介護保障保険 (有期) 継続サポート3大疾病保障保険 生活サポート保険	満期以外		—	—		333	—	—
	満期		0	66		333	66	266
終身保険 (平準払) 3大疾病保障保険 (終身) 新3大疾病保障保険 (終身) 介護保障保険 (終身) 認知症保障保険 (終身)	2012年度以降契約	満期以外	—	—		125	—	—
	2017年度以降契約	満期以外	—	—		83	—	—
養老保険 (平準払) 生存給付金付定期保険	満期以外		—	—		33	—	—
	満期		0	6		33	6	26
長期定期保険 低解約払戻金型長期定期保険 遡増定期保険	満期以外		—	—		83	—	—
	満期		—	—		83	16	66
傷害保障重点期間設定型長期定期保険 傷害死亡重点期間設定型介護保障保険	満期以外		—	—		16	—	—
	満期		—	—		—	—	—
養老保険 (一時払) 終身保険 (一時払)	満期以外		—	—		8	—	—
	満期		0	1		8	1	6
こども保険 特定重度疾病保障保険 認知症保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険	満期以外		—	—		166	—	—
	満期		0	33		166	33	132

- (注) *①例示の経過年数間における配当率は、経過1年あたり均等に増加させた率に所要の調整をした率とします。
 ②新3大疾病保障保険については、要精密検査部分にかかる配当率は0とします。
 ③終身保険、年金保険、養老保険については、頭金部分にかかる配当率は0とします。
 ④2026年度に経過11~14年目となる契約の配当率について、満期を迎える契約に適用する配当率については上記の数値に経過10年目相当の配当率を加算した配当率とし、満期以外の契約に適用する配当率は経過10年目相当の配当率とします。
 ⑤年換算基準保険料とは、会社の定める計算方法で計算した年換算保険料を指します。

(別表18) 団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数*1	配当率			
	加入率*2			
	25%以上35%未満	10%以上25%未満	10%未満	
25人未満	14 %	— %	— %	— %
25人以上 100人未満	28 %	20 %	11 %	7 %
100人以上 200人未満	40 %	30 %	18 %	12 %
200人以上 350人未満	48 %	36 %	24 %	17 %
350人以上 500人未満	53 %	42 %	29 %	21 %
500人以上 1,000人未満	63 %	50 %	38 %	28 %
1,000人以上 2,000人未満	74 %	63 %	48 %	37 %
2,000人以上 3,500人未満	84 %	71 %	59 %	50 %
3,500人以上 5,000人未満	90 %	81 %	68 %	59 %
5,000人以上 1万人未満	95 %	86 %	76 %	67 %
1万人以上	97 %	92 %	82 %	78 %

(注)・年金払特約部分については、予定利率が1.50%の部分について、責任準備金の額に0.20%を乗じた額、予定利率が1.00%の部分について、責任準備金の額に0.90%を乗じた額、予定利率が0.70%の部分について、責任準備金の額に1.20%を乗じた額をそれぞれ割り当てます。(総合福祉団体定期保険、新団体定期保険、3大疾病保障保険 (団体型) および介護保障保険 (団体型) に付加される年金払特約部分についても同様の取扱とします。)

- *1 団体の被保険者数は、主契約の被保険者数とします。(別表19)、(別表20)、(別表21) および (別表22) において同様の取扱とします。
 *2 基準加入率等に関する会社所定の要件を満たさない場合には、当該加入率区分に応じた配当率を適用します。(別表20) において同様の取扱とします。)

(別表19) 総合福祉団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		支払率*1			
		40%超	25%超40%以下	10%超25%以下	10%以下
		配当率*2			
25人未満		14 %	14 %	14 %	14 %
25人以上	100人未満	28	28	28	28
100人以上	200人未満	40	40	40	40
200人以上	350人未満	48	48	48	48
350人以上	500人未満	53	53	53	53
500人以上	1,000人未満	63 [63]	63 [72]	63 [76]	63 [78]
1,000人以上	2,000人未満	74 [74]	74 [84]	74 [87]	74 [89]
2,000人以上	3,500人未満	84	90.3	91.8	92.5
3,500人以上	5,000人未満	90	94.1	95.0	95.4
5,000人以上	1万人未満	95	97.1	97.5	97.9
1万人以上		97	98.1	98.4	98.7

(注) *1 支払率 = $\frac{\text{保険金および給付金支払額}}{\text{純保険料額}}$ とします。

*2 被保険者数が500人以上1,000人未満の団体については3年通算の支払率、1,000人以上2,000人未満の団体については2年通算の支払率が判明している場合には、それぞれ [] 内の配当率を適用します。

(別表20) 新団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率		
			加入率	
			25%以上35%未満	10%以上25%未満
100人未満	10 %	5 %	5 %	
100人以上	200人未満	20	15	5
200人以上	350人未満	30	20	5
350人以上	500人未満	35	25	5
500人以上	1,000人未満	45	30	5
1,000人以上	2,000人未満	60	40	10
2,000人以上	3,500人未満	70	50	10
3,500人以上	5,000人未満	80	60	15
5,000人以上	1万人未満	85	65	20
1万人以上	2万人未満	90	75	25
2万人以上	5万人未満	92	85	30
5万人以上		94	90	45

(別表21) 団体信用生命保険、事業継続支援団体生命保険および消費者信用団体生命保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	25人未満	10	%
25人以上	100人未満	20	
100人以上	200人未満	30	
200人以上	350人未満	40	
350人以上	500人未満	50	
500人以上	1,000人未満	58	
1,000人以上	2,000人未満	64	
2,000人以上	3,500人未満	69	
3,500人以上	5,000人未満	75	
5,000人以上	1万人未満	80	
1万人以上	10万人未満	87	
10万人以上	30万人未満	90	
30万人以上		97	

ただし、3大疾病保障特約、がん保障特約、身体障害保障特約、介護保障特約または高度障害保険金不担保特約が付加されている団体信用生命保険については、下表のとおりとします。

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
		区分Ⅰ*1	区分Ⅱ*2
	25人未満	10 %	7 %
25人以上	100人未満	20	17
100人以上	200人未満	30	27
200人以上	350人未満	40	37
350人以上	500人未満	50	47
500人以上	1,000人未満	58	55
1,000人以上	2,000人未満	64	61
2,000人以上	3,500人未満	69	66
3,500人以上	5,000人未満	75	70
5,000人以上	1万人未満	80	73
1万人以上	10万人未満	87	77
10万人以上	30万人未満	90	80
30万人以上		97	85

(注) ①危険差益については、死亡・高度障害部分、死亡・高度障害・3大疾病部分等のそれぞれの部分の危険差益に区分します。(障害特約が付加されている団体信用生命保険については、それぞれの部分にかかる障害特約部分を含みます。)

②一部の部分が危険差損となる場合、それぞれの部分の危険差益について、相殺係数を乗じた額とします。(この額が負値となるときは零とします。)ここで相殺係数とは、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額から危険差損となっている各部分の危険差損の合計額を控除した額を、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額で除したものとします。

③それぞれの部分の危険差益に各区分の配当率を乗じ、合計します。

*1 区分Ⅰは死亡・高度障害部分、死亡部分、死亡・身体障害部分、死亡・介護部分、死亡・身体障害・介護部分とします。

*2 区分Ⅱは死亡・高度障害・3大疾病部分、死亡・高度障害・がん部分、死亡・3大疾病部分、死亡・3大疾病・身体障害部分、死亡・3大疾病・介護部分、死亡・3大疾病・身体障害・介護部分とします。

④「同一契約者が団体信用生命保険契約と事業継続支援団体生命保険契約を締結する場合の特則」を適用している場合、当該団体信用生命保険契約と事業継続支援団体生命保険契約を通算して計算します。

(別表22) 介護保障保険(団体型)配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	1,000人未満	10	%
1,000人以上	3,500人未満	20	
3,500人以上	1万人未満	30	
1万人以上	5万人未満	40	
5万人以上		50	

(別表23) 団体年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、 新団体生存保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険	0.75%	0.13%
	1.50	0.00
拠出型企業年金保険 (H14)	0.75	0.83
	1.25	0.33
	1.50	0.08
新企業年金保険 (H14)	0.50	1.18
	1.25	0.43
	1.30	0.38
厚生年金基金保険 (H14)、確定給付企業年金保険	0.50	1.18
	1.30	0.38
確定給付企業年金保険一般勘定特約(2022)	0.50	1.33
	1.45	0.38

(注) 企業年金保険については、責任準備金に上記の団体年金保険配当率を乗じた額から、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険との付加保険料の差額に相当する額を控除した額とします。(この額が負値となるときは、零とします。)

* 上表に定めのない保険種類、上表に定めた保険種類のうち予定利率2.50%以上の部分、有期利率保証特約部分、特別勘定特約部分、特別勘定第1特約部分、特別勘定第2特約部分および特別勘定第3特約部分については、配当率を零とします。

(別表24) 財形保険および財形年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、 勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、 財形年金積立保険	1.00%	0.50%
	0.70	0.80

(注) * 上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の保険契約および財形年金保険については、配当率を零とします。

第3号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である者を除く。）10名全員は任期満了となります。これに対し、取締役（監査等委員である者を除く。）10名の選任をお願いいたします。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名			当社における地位
1	重任		清 水 博	代表取締役会長
2	重任		朝 白 智 司	代表取締役社長 社長執行役員
3	重任		赤 堀 直 樹	代表取締役 副社長執行役員
4	重任		中 村 吉 隆	取締役 専務執行役員
5	重任		中 野 佳代子	取締役 常務執行役員
6	新任		都 築 彰	常務執行役員
7	重任	社外取締役・独立役員	牛 島 信	取締役
8	重任	社外取締役・独立役員	三 浦 さとし	取締役
9	重任	社外取締役・独立役員	富 田 てつ 郎	取締役
10	重任	社外取締役・独立役員	濱 田 純 一	取締役

1

重任

●氏名
しみず ひろし
清水 博

●生年月日
1961年1月30日



●当社における地位および担当
代表取締役会長

●略歴および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2009年3月 執行役員
2012年3月 常務執行役員
2013年7月 取締役 常務執行役員
2014年7月 取締役退任
常務執行役員

2016年3月 専務執行役員
2016年7月 取締役 専務執行役員
2018年4月 代表取締役社長
2022年7月 代表取締役社長 社長執行役員
2025年4月 代表取締役会長

〈重要な兼職の状況〉

東急株式会社 社外取締役
富士急行株式会社 社外取締役
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
株式会社ニチイホールディングス 取締役会長

取締役候補者とした理由

清水氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2018年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

2

重任

●氏名
あさひ さとし
朝日 智司

●生年月日
1963年6月29日



●当社における地位および担当
代表取締役社長 社長執行役員

[委嘱] グループ事業統括本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2014年3月 執行役員
2017年7月 取締役 執行役員
2018年3月 取締役 常務執行役員
2021年3月 取締役 専務執行役員
2023年3月 代表取締役 副社長執行役員
2025年4月 代表取締役社長 社長執行役員

取締役候補者とした理由

朝日氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2023年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

3

重任

氏名
あかほり なおき
赤堀直樹

生年月日
1964年8月13日



●当社における地位および担当

代表取締役 副社長執行役員
[担当] 総合企画部、広報部、調査部、本店企画広報部、主計部、IT統括部、IT推進部、監査部（法務部に対する監査）

●略歴および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2017年3月 執行役員
2020年7月 取締役 執行役員
2021年3月 取締役 常務執行役員
2024年3月 取締役 専務執行役員
2025年3月 取締役 副社長執行役員
2025年4月 代表取締役 副社長執行役員

〈重要な兼職の状況〉

大樹生命保険株式会社 取締役
ニッセイ情報テクノロジー株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

赤堀氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2025年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

4

重任

氏名
なかむら よし たか
中村吉隆

生年月日
1969年2月26日



●当社における地位および担当

取締役 専務執行役員
[担当] 秘書部、企画総務部、関連事業部、人事企画部、人材開発部、人事部、営業総合人事部、総務部、健康経営推進部

●略歴および重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
2019年3月 執行役員
2023年3月 常務執行役員
2023年7月 取締役 常務執行役員
2024年7月 常務執行役員
2025年7月 取締役 常務執行役員
2026年3月 取締役 専務執行役員

取締役候補者とした理由

中村氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に人事企画部長、人事部長、営業企画部長および営業労働部長として、また秘書部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

5

重任

氏名
なかの かよこ
中野佳代子

生年月日
1968年9月18日



- 当社における地位および担当
取締役 常務執行役員
[担当] お客様サービス本部（サービス企画部、サービス業務教育部、お客様サービス部）
[委嘱] お客様サービス本部長
- 略歴および重要な兼職の状況
1992年4月 当社入社
2022年3月 執行役員
2025年3月 常務執行役員
2025年7月 取締役 常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉
ニッセイ情報テクノロジー株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

中野氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に監査部長およびお客様サービス本部長として、またサービス企画部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

6

新任

氏名
つづき あきら
都築 彰

生年月日
1972年4月25日



- 当社における地位および担当
常務執行役員
[担当] 財務審査部、証券管理部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、海外事業リスク管理部
- 略歴および重要な兼職の状況
1995年4月 当社入社
2023年3月 執行役員
2026年3月 常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉
ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

都築氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に財務企画部長として、また財務審査部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

7

重任

社外取締役

独立役員

●氏名
うしじま しん
牛島 信

●生年月日
1949年9月30日



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1977年 4月 東京地方検察庁 検事

1978年 4月 広島地方検察庁 検事

1979年 4月 弁護士登録（現在に至る）

アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所

1985年 4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）開設

2007年 7月 当社 取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士

牛島総合法律事務所 シニア・パートナー

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長

社外取締役候補者とした理由等

牛島氏は社外取締役候補者です。

同氏は、法曹としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献および指名・報酬諮問委員会委員長としての実績にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（126頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

8

重任

社外取締役

独立役員

●氏名

三浦 惺

●生年月日

1944年4月3日



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1967年4月 日本電信電話公社
(現 NTT株式会社) 入社

2002年6月 東日本電信電話株式会社
(現 NTT東日本株式会社) 代表取締役社長

2005年6月 日本電信電話株式会社 (現 NTT株式会社)
代表取締役副社長
中期経営戦略推進室長

2007年6月 同社 代表取締役社長

2012年6月 同社 取締役会長

2017年7月 当社 取締役 (現在に至る)

2018年6月 日本電信電話株式会社 特別顧問 (現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

NTT株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由等

三浦氏は社外取締役候補者です。

同氏は、日本電信電話株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」(126頁掲載)を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

9

重 任

社外取締役

独立役員

●氏 名
とみ た てつ ろう
富田哲郎

●生年月日
1951年10月10日



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1974年 4月 日本国有鉄道入社
1987年 4月 東日本旅客鉄道株式会社入社
2008年 6月 同社 代表取締役副社長 事業創造本部長
2009年 6月 同社 代表取締役副社長 総合企画本部長
2012年 4月 同社 代表取締役社長 総合企画本部長
2012年 6月 同社 代表取締役社長
2018年 4月 同社 取締役会長
2020年 7月 当社 取締役（現在に至る）
2024年 4月 東日本旅客鉄道株式会社 相談役
（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

東日本旅客鉄道株式会社 相談役
ENEOSホールディングス株式会社 社外取締役
学校法人愛育学園 理事長
公益財団法人国際人材協力機構 会長
一般社団法人日本交通協会 会長

社外取締役候補者とした理由等

富田氏は社外取締役候補者です。

同氏は、東日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（126頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

10

重任

社外取締役

独立役員

●氏名

はま だ じゅん いち

濱田純一

●生年月日

1950年3月14日



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1992年4月 東京大学社会情報研究所 教授

1995年4月 同大学同研究所 所長

2000年4月 同大学大学院情報学環 教授

兼 同大学大学院情報学環 学環長

兼 同大学大学院学際情報学府 学府長

2005年4月 同大学 理事

兼 同大学 副学長

2009年4月 同大学 総長

2015年6月 同大学 名誉教授（現在に至る）

2021年7月 当社 取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

一般財団法人映画倫理機構 代表理事

公益財団法人放送文化基金 理事長

公益社団法人国土緑化推進機構 理事長

社外取締役候補者とした理由等

濱田氏は社外取締役候補者です。

同氏は、学識経験者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、学識経験者としての幅広い経験および見識、ならびに当社における実績も有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（126頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

- (注) 1. 取締役（監査等委員である者を除く。）候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、当社の取締役等を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償請求に係る、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。各候補者は、すでに当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者の選任が承認された場合、引き続き被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を次回の更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
 4. 当社は、牛島信氏、三浦惺氏、富田哲郎氏および濱田純一氏との間で、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、4氏の選任が承認された場合、当社は4氏との間で、同様の責任限定契約を継続する予定です。
 5. 牛島信氏、三浦惺氏、富田哲郎氏および濱田純一氏が当社において社外取締役として在任中であつた2025年7月18日に、当社から銀行への出向者による不適切な手段での情報取得事案につきまして、金融庁から報告徴求命令を受けました。4氏は、当該事案が判明するまで係る事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、幅広い経験および見識に基づいた指摘、提言を行うなど、その職責を果たしておりました。また、当該事案の判明後は、再発防止策の策定やその実効性評価等に関して必要な提言に努めております。
 6. 牛島信氏は、2007年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって19年となります。
 7. 三浦惺氏は、2017年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって9年となります。
 8. 三浦惺氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であつた日本電信電話株式会社（現 NTT株式会社）において、2018年6月まで取締役会長でありました。
 9. 富田哲郎氏は、2020年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって6年となります。
 10. 富田哲郎氏が2020年6月から2026年6月まで社外取締役に務めていた日本製鉄株式会社は、同社の東日本製鉄所君津地区において、着色水の構外流出、排水口での排水基準超過、水質測定データにおける不適切な取扱いがあつたとして、2022年8月に千葉県、木更津市、君津市および富津市（以下「千葉県等」という。）から改善指示文書を、2023年8月に千葉県等から指導文書の交付を受けました。また、上記事案に関し、2025年2月に海上保安庁千葉海上保安部から水質汚濁防止法違反の疑いで法人としての同社および同社員1名が書類送検され、同年3月に千葉地方検察庁によりいずれも不起訴処分とされました。同氏は、上記事案の発生が判明するまで係る各事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしておりました。また、上記各事実の判明後は、事案発生の要因、事前・事後対応の妥当性、再発防止措置等の事項に関する評価および提言に努めております。
 11. 濱田純一氏は、2021年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって5年となります。

【監査等委員会の意見】

監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）の選任および報酬等に関し、主に指名・報酬諮問委員会における審議内容・結果の報告を受けることを通じて、その決定プロセスおよび内容について確認いたしました。

その結果、取締役（監査等委員である者を除く。）の選任および報酬等のいずれについても、妥当であるとの結論に至りました。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、監査等委員である取締役但木敬一氏、佐藤良二氏、飯島奈絵氏の3氏が任期満了となります。これに対し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名			当社における地位
1	重任	社外取締役・独立役員	飯島奈絵	監査等委員である取締役
2	新任	社外取締役・独立役員	小川陽一郎	—
3	新任	社外取締役・独立役員	甲斐行夫	—

1

重任

社外取締役

独立役員

氏名
い い じ ま な え
飯島奈絵

生年月日
1964年4月11日



●当社における地位および担当

監査等委員である取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1994年4月 弁護士登録（現在に至る）
堂島法律事務所入所

2001年10月 米国ワシントンD.C.
カークランド&エリス法律事務所入所

2002年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る）

2002年9月 堂島法律事務所復帰（現在に至る）

2024年7月 当社監査等委員である取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士

株式会社関西みらい銀行 社外監査役

大倉工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

NTT西日本株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

飯島氏は監査等委員である社外取締役候補者です。

同氏は、弁護士としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言、監査等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社監査等委員である取締役としての貢献にも鑑み、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、弁護士としての幅広い経験および見識、ならびに当社における実績も有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（126頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

2

新任

社外取締役

独立役員

●氏名

おがわ よういちろう

小川陽一郎

●生年月日

1956年2月19日



●略歴および重要な兼職の状況

1980年10月 等松・青木監査法人
(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社
1984年3月 公認会計士登録 (現在に至る)
2015年6月 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド
アジア太平洋地域代表
2015年7月 デロイト トーマツ グループ CEO
2018年11月 小川陽一郎公認会計士事務所 開設

〈重要な兼職の状況〉

公認会計士
株式会社リクルートホールディングス 社外監査役
本田技研工業株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

小川氏は監査等委員である社外取締役候補者です。

同氏は、公認会計士としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言、監査等を行っていただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」(126頁掲載)を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

3

新任

社外取締役

独立役員

氏名
か い ゆ き お
甲斐行夫

生年月日
1959年9月26日



略歴および重要な兼職の状況

1984年4月 検事任官
2019年9月 高松高等検察庁 検事長
2020年6月 福岡高等検察庁 検事長
2021年7月 東京高等検察庁 検事長
2022年6月 検事総長
2024年7月 退官
2024年10月 弁護士登録（現在に至る）
甲斐行夫法律事務所 開設

〈重要な兼職の状況〉

弁護士
株式会社小松製作所 社外監査役
阪急電鉄株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

甲斐氏は監査等委員である社外取締役候補者です。

同氏は、法曹としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言、監査等を行っていただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、法曹としての幅広い経験および見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（126頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、当社の取締役等を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償請求に係る、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。飯島奈絵氏は、すでに当該保険契約の被保険者に含まれており、同氏の選任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、小川陽一郎氏および甲斐行夫氏の選任が承認された場合、2氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次の更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
 4. 当社は、飯島奈絵氏との間で、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を継続する予定です。また、小川陽一郎氏および甲斐行夫氏の選任が承認された場合、当社は2氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
 5. 飯島奈絵氏が、当社において社外取締役として在任中であった2025年7月18日に、当社から銀行への出向者による不適切な手段での情報取得事案につきまして、金融庁から報告徴求命令を受けました。同氏は、当該事案が判明するまで係る事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、幅広い経験および見識に基づいた指摘、提言を行うなど、その職責を果たしておりました。また、当該事案の判明後は、再発防止策の策定やその実効性評価等に関して必要な提言に努めております。
 6. 飯島奈絵氏は、2024年7月より、当社の監査等委員である社外取締役に就任しており、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって2年となります。
 7. 甲斐行夫氏は、2026年6月の阪急阪神ホールディングス株式会社の株主総会決議により同社の監査等委員である社外取締役に就任する予定です。

<ご参考>

【「取締役会の文化および共有すべき価値観」および「特に社外取締役に期待する姿勢・行動例」について】

当社は、取締役会および取締役の任務について、コーポレートガバナンス基本方針に定めています。併せて、取締役会がその任務を果たすうえで、今後も継承すべき取締役会の文化および共有する価値観を明文化するとともに、同方針に規定する社外取締役の任務を敷衍し、より具体的な姿勢・行動例として明示しています。

取締役会の文化および共有すべき価値観
<p>①お客様の利益を常に最優先の判断軸とし、経済的価値を追求するとともに、社会的価値の提供に努め、これらの好循環を創出することを目指す。</p> <p>②お客様に対する長期にわたる保障責任を全うし、さらなる安心を提供するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> － 短期的利益の追求に捉われず、長期的かつ安定的な経営を志向する。 － 環境変化を積極的に取り込み、執行による迅速・果断な変革が適切に行われるよう後押しする。 － 執行が経営の多角化に取り組む中、あらゆる議案について、グループ経営の視点から検討する。 <p>③執行現場を直視した監督・意思決定の場として機能すべく、監督機能と執行機能の健全な協働体制のもとで真摯に議論を行うほか、相互会社の特性を踏まえたコーポレートガバナンスの実践およびさらなる体制高度化に自律的に取り組む。</p>

特に社外取締役に期待する姿勢・行動例
<p>✓社内のしがらみ・常識にとらわれない立場・視点から取締役会の議論に参画し、お客様をはじめとするステークホルダーの意見等を適切に反映する。</p> <p>✓長期的かつ安定的な経営と迅速・果断な変革の両立に向けて、社外で得た自らの知見・経験等を基に忌憚のない意見・助言を述べる。</p> <p>✓経営陣の指名・報酬や会社と経営陣との間の利益相反の監督にコミットし、監督と執行との間の健全な緊張関係を構築し、これを維持する。</p>

【当社取締役会の構成ならびに当社取締役の有する経験、見識および視点等の組み合わせについて】

当社取締役会は、経営の基本方針の決定ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な任務としており、当任務を果たすための取締役会の構成ならびに取締役に求める経験、見識および視点等について、コーポレートガバナンス基本方針に定めています。

- － 取締役会は議論に適した規模とし、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保します。なお、当社の事業に精通した取締役と客観的な立場から監督および助言を行う社外取締役のバランスを確保するため、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とするとともに、執行役員を兼務する取締役*を選任します。
※執行役員を兼務する取締役については、全社横断機能（例：経営企画、コンプライアンス・リスク管理等）を担当する者を中心に候補者を選定します。
- － 当社取締役に求める経験および見識等は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である者を除く。）	社外取締役	企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等としての幅広い経験および見識
	その他	当社の経営に資する豊富な経験および実績
監査等委員である取締役	社外取締役	企業経営者、学識経験者または法務、財務・会計その他の領域の専門家等としての幅広い経験および見識
	その他	当社の業務に関する豊富な経験および実績

さらに、当社グループが長期的に目指す社会と企業像の実現に向け、中期経営計画においてとりわけ重点的に取り組むべき課題を特定のうえ、全取締役がその職務の遂行にあたり持つべき視点として「サステナビリティ経営」を、取締役会全体として備えるべき経験および見識等として「IT・デジタル」「人材戦略」を定めています。

今回の定時総代会における第3号議案および第4号議案は、このように、当社取締役会における変化を捉えた戦略議論および監督機能の発揮のために特に求める経験、見識および視点等を指名・報酬諮問委員会において審議したうえで、候補者の選定を行ったものであり、今回の定時総代会後の当社取締役会の構成ならびに当社取締役の有する経験、見識および視点等の組み合わせは下表のとおりとなる予定です。

		企業経営	学識経験	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	財務・ 会計	グローバル ・金融	共通項目		
							サステナビリティ 経営	IT・ デジタル	人材戦略
取締役 (監査等委員である者を除く。)	清水 博						✓	✓	✓
	朝日 智司						✓	✓	✓
	赤堀 直樹						✓	✓	
	中村 吉隆						✓	✓	✓
	中野 佳代子						✓	✓	
	都築 彰						✓		
	牛島 信 社外			✓			✓		
	三浦 惺 社外	✓				✓	✓	✓	✓
	富田 哲郎 社外	✓					✓		✓
	濱田 純一 社外		✓				✓		✓
取締役 (監査等委員である)	松永 陽介						✓		
	宮崎 まゆ子						✓		
	飯島 奈絵 社外			✓			✓		
	小川 陽一郎 社外	✓		✓	✓	✓	✓		✓
	甲斐 行夫 社外			✓			✓		✓

【社外取締役の独立性判断基準】

当社の「社外取締役の独立性判断基準」（2023年7月4日改正）は以下のとおりです。

社外取締役の独立性判断基準

- 日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）は、次の各号に定める事項のいずれにも該当しない社外取締役を独立社外取締役とする。
 - その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引による売上高が年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役もしくは使用人その他これらに類する者（以下「業務執行者」という。）
 - 当社の直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結保険料等収入の2%を超える保険取引を有する取引先またはその業務執行者
 - その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家またはその業務執行者
 - その直近3事業年度において平均して、当社から年間1000万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者
 - 当社の直近3事業年度のいずれかにおける、当社の会計監査人またはその社員等
 - 直近3年間に、前五号に定める業務執行者または社員等のいずれかに該当したことがある者
 - 次に掲げる事項のいずれかに該当する者（業務執行者のうち使用人については、重要な使用人に限る。）
 - 前六号に定める事項のいずれかに該当する者
 - 当社の実質子会社の業務執行者
 - 直近3年間に前号または当社の業務執行者に該当していた者
 - その他前七号に定める事項以外の事情により一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがある者
- 前項第一号ないし第七号に定める事項のいずれかに該当する場合でも、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断することができる特別の事情が認められる社外取締役については、独立社外取締役とする。

コーポレートガバナンス基本方針

第I章 総則

第1条 (目的)

この基本方針は、日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的とする。

第2条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 1 当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努める。
- 2 当社は、この基本方針に基づく当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し公表する。

第3条 (コーポレートガバナンスの不断の高度化)

当社は、当社のコーポレートガバナンスの不断の高度化のため、当社の事業および環境の変化ならびに取締役会の実効性評価等を踏まえ、コーポレートガバナンス体制およびこの基本方針等について定期的に見直しを行う。

第4条 (改廃)

この基本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

第II章 機関構成の選択理由等

第5条 (機関構成の選択理由等)

- 1 当社は、次の各号に定める観点から監査等委員会設置会社を選択する。
 - (1) 取締役会における監督機能と執行機能の協働体制の構築
 - (2) 迅速かつ果断な業務執行体制の構築
 - (3) 取締役会から独立した監査等委員会による監査・監督体制の構築
- 2 当社は、取締役および執行役員の選解任等および報酬等に関する透明性および客観的な視点からの牽制を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置する。
- 3 当社は、社外取締役の幅広い経験および見識を経営へ活用するため、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を設置する。
- 4 当社は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、業務執行を執行役員が担う執行役員制度を採用する。

第III章 取締役および取締役会等

第6条 (取締役および取締役会の任務)

- 1 取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、次の各号に定める事項を主な任務とする。
 - (1) 経営の基本方針の決定
 - (2) 内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視
 - (3) 取締役および執行役員の職務の執行の監督
 - (4) コーポレートガバナンス体制の整備
 - (5) 代表取締役の選定および解職
- 2 取締役会は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。
- 3 取締役は、総代からの信任に応えるべく、その職務の執行について当社に対する善管注意義務および忠実義務があることを認識し、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行う等積極的に議論に参加し、もって取締役会の任務の遂行に参画する。
- 4 社外取締役は、各々の経験および見識に基づき、客観的な立場から前項に定める職責を担うとともに、業務執行に対して助言を行う。

第7条（取締役会の構成）

- 1 取締役会は、前条第1項に定める任務を果たすため議論に適した規模とし、当社の事業ならびに客観的な立場からの監督および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保する。
- 2 当社は、当社の事業に精通した取締役と客観的な立場から監督および助言を行う社外取締役のバランスを確保するため、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とするとともに、執行役員を兼務する取締役を選任する。

第8条（取締役（監査等委員である者を除く。）の選任）

- 1 前二条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成を踏まえた取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社取締役としての職務の執行に支障がないことを確認する。
 - (1) 常務に従事する取締役候補者については、保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること
 - (2) 社外取締役候補者については、企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること
 - (3) 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること
- 2 取締役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役は、取締役の中から、経験、実績、見識および人格等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定する。

第9条（取締役（監査等委員である者を除く。）の解任等）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該取締役の解任議案の総代会への提出の要否、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職の要否について審議を行う。
 - (1) 常務に従事する取締役について保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たさなくなった場合
 - (2) 取締役としての職務の執行に重大な懈怠があった場合
 - (3) 著しい業績不振が相当期間継続した場合
 - (4) 取締役としてふさわしくない非行があった場合
 - (5) 心身の故障等、取締役としての職務の執行が困難となった場合
 - (6) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 取締役の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役の解職は、第1項に定める審議を経て、取締役会が決定する。
- 4 前二項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、取締役の解任議案の総代会への提出、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職を行うことができる。

第10条（取締役（監査等委員である者を除く。）の任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 当社は、取締役の再任可否を判断するにあたっては、第8条第1項に定める取締役候補者の選定基準に加え、当該取締役の当社取締役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

第11条（取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）の報酬等は、当社が生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、長期性および安定性を重視した体系および水準とする。
- 2 取締役の報酬等の体系は、原則として、固定報酬である月例報酬、業績連動報酬である賞与および業績連動退任時報酬で構成する。

- 3 取締役の報酬等の水準は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査および指名・報酬諮問委員会における審議等を踏まえ、各取締役の役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点からの経営への貢献度等を総合的に勘案して決定する。
- 4 取締役の報酬等は、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会が決定する。

第12条（取締役会の運営）

- 1 取締役会の議案、審議時間および開催頻度は、取締役会の任務の遂行のために必要かつ十分な議論が可能となるように設定する。
- 2 取締役は、建設的で充実した議論を行うため、必要に応じ取締役会の議案について事前に説明を受ける。

第13条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、取締役会全体の実効性について定期的に分析および評価を行い、その結果の概要を公表する。

第14条（指名・報酬諮問委員会の任務）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、次の各号に定める事項を審議し、その結果を取締役に答申する。
 - (1) 取締役および執行役員等の選解任の案に係る取締役会付議案
 - (2) 代表取締役、定款に定める役付取締役および役付執行役員の選定および解職に係る取締役会付議案
 - (3) 取締役（監査等委員である者を除く。）および執行役員等の報酬等に係る取締役会付議案
- 2 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員会がその監督に係る任務を適切に遂行するため、監査等委員会に必要な報告を行う。

第15条（指名・報酬諮問委員会の構成）

指名・報酬諮問委員会は、社外取締役（監査等委員である者を除く。）、会長および社長から成り、その過半数および委員長を独立社外取締役とする。

第16条（社外取締役会議の任務）

社外取締役会議は、当社の経営の基本方針その他の経営に関する重要事項について審議する。

第17条（社外取締役会議の構成等）

社外取締役会議は、すべての社外取締役、会長および社長から成り、必要に応じて、当社役職員および社外有識者等に参加を求める。

第Ⅳ章 執行役員の仕事

第18条（執行役員の仕事）

執行役員は、取締役会の定める方針等に沿って、次の各号に定める事項を行うことを仕事とする。

- (1) 迅速かつ果敢な業務執行
- (2) 環境変化等に応じた経営戦略および方針の立案等
- (3) 業務執行状況の定期的な分析および評価
- (4) 前二号に定める事項の適時適切な取締役会への付議

第Ⅴ章 監査等委員会および監査等委員

第19条（監査等委員会の仕事）

- 1 監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役（監査等委員である者を除く。）の選解任および報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行うことを仕事とする。
- 2 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等を行うため、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第20条（監査等委員会の構成）

- 1 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等に必要な規模とし、全体として、当社の業務に関する知識および情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保する。
- 2 当社は、監査等委員のうち過半数を社外取締役である監査等委員とする。

第21条（監査等委員の選任）

- 1 第6条および第7条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成ならびに前二条に定める監査等委員会の任務ならびに監査等委員会の構成を踏まえた監査等委員候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社監査等委員としての職務の執行に支障がないことを確認する。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たしていること
 - (2) 社外監査等委員候補者については、企業経営者、学識経験者または法務、財務会計その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること
 - (3) 社外監査等委員候補者以外の監査等委員候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること
- 2 監査等委員候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第22条（監査等委員の解任）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該監査等委員の解任議案の総代会への提出の要否について審議を行う。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たさなくなった場合
 - (2) 監査等委員としての職務の執行に重大な懈怠があった場合
 - (3) 監査等委員としてふさわしくない非行があった場合
 - (4) 心身の故障等、監査等委員としての職務の執行が困難となった場合
 - (5) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 監査等委員の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 前項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、監査等委員の解任議案の総代会への提出を行うことができる。

第23条（監査等委員の任期）

- 1 監査等委員の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 当社は、監査等委員の再任可否を判断するにあたっては、第21条第1項に定める監査等委員候補者の選定基準に加え、当該監査等委員の当社監査等委員としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

第24条（監査等委員の報酬等）

監査等委員の報酬等は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、各監査等委員の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境および業績等を踏まえた適切な水準として、監査等委員の協議により決定する。

第VI章 取締役に対する情報提供および支援

第25条（取締役に対する情報提供）

- 1 当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役に対し必要な情報提供を行う。
- 2 当社が社外取締役に対する情報提供を円滑に行うため、社外取締役（監査等委員である者を除く。）については秘書および総合企画部が、社外監査等委員については監査等委員会室が、それぞれ必要な環境の整備に当たる。

第26条（取締役に対する支援）

当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役の就任時および在任期間中に、必要な知識の習得および更新の機会を提供する。

第Ⅶ章 社員との対話および情報開示

第27条（総代その他の社員との対話）

当社は、相互会社として社員の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組みを通じ、総代およびその他の社員との建設的な対話を促進する。

第28条（情報開示）

当社は、保険業法その他の法令を遵守し、これらに基づく適切な情報開示を行う。また、法令に定める開示基準に該当しない場合でも、お客様、投資家その他のステークホルダーが当社に対する理解を深め、または当社に対する権利行使もしくは投資判断を行うために有用性が高いと考えられる情報、および当社の経営に影響を与える重要な情報等について、適時適切かつ積極的に情報開示を行う。

「コーポレートガバナンス基本方針」第2条第2項で、作成し公表する旨を定めております「コーポレートガバナンスに関する報告書」は当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp/redirect/from_sodaikai_giji.html）にてご覧いただけます。



NISSAY